

2005年基準
企業向けサービス価格指数（CSP I）

調査対象サービス一覧

2010年5月
日本銀行 調査統計局

目 次

	ページ
(基本分類指数)	
金融	1
保険	5
不動産賃貸	10
旅客輸送	22
陸上貨物輸送	33
海上貨物輸送	38
航空貨物輸送	48
倉庫・運輸付帯サービス	51
郵便	55
通信	56
放送	63
情報サービス	64
インターネット附随サービス	70
新聞・出版	73
広告	75
リース・レンタル	84
下水道・廃棄物処理	90
自動車整備・機械修理	92
専門サービス	97
その他諸サービス	108
(参考指数)	
リース料率	118
輸出貨物運賃	119

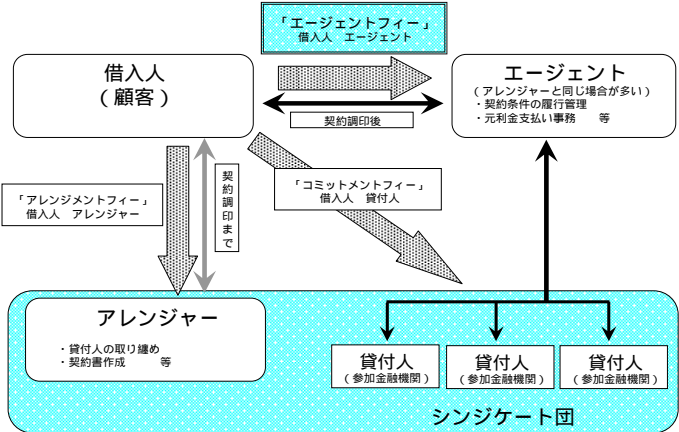
本資料は、2010年5月時点における調査対象サービスに基づいて作成している。
本資料内の数値や名称は、参考情報であり、実際の価格調査で使用しているもの
とは必ずしも一致しない。

調査先企業のプライバシーを保護する観点から、秘匿する必要がある価格情報は
掲載していない。

類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
金融手数料	
内国為替手数料	<p>内国為替サービス。</p> <p>1. 振込・振替手数料 E B ベース * 通信回線、磁気テープ等の電子媒体による依頼を対象としたサービス。 (1) 3万円以上、本支店あて (2) 3万円以上、他行あて (3) 3万円未満、他行あて (4) 給与振込 (5) 総合振込 < 価格調査方法 > ・ 給与振込、総合振込は、全取引を対象とした「平均価格」のみを調査。</p> <p>2. 代金取立手数料 普通扱い、同一手形交換所内</p> <p>3. 仕向銀行からの銀行間手数料 振込、3万円以上</p>
外国為替手数料	<p>外国為替サービス。</p> <p>1. 外国送金手数料 仕向送金 / 本支店あて、米国向け、ドル建て送金、円払い 被仕向送金</p> <p>2. 輸出・輸入関係手数料 輸出信用状通知 輸入信用状開設 輸出手形買取</p>
預貸業務手数料	<p>預金業務や貸出業務に関連するサービス。</p> <p>1. 口座振替手数料 一般向け(規定料金) 電力料金 ガス料金 水道料金</p> <p>2. ファームバンキング / 月額基本手数料 ソフト提供型 インターネットバンキング 専用端末型</p>

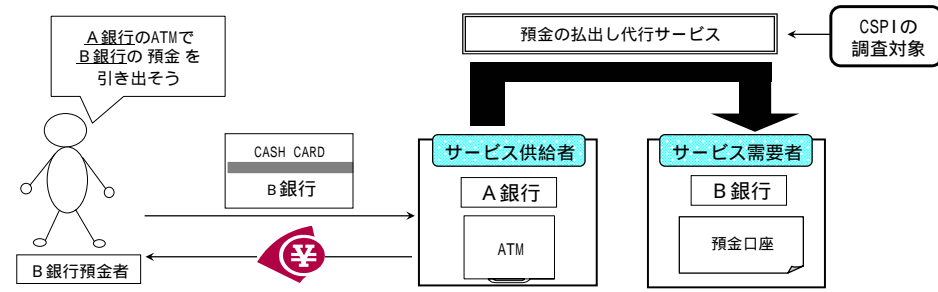
類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
金融手数料	
<p>預貸業務手数料</p>	<p>3. シンジケート・ローン手数料</p>  <p>エージェントフィー * 参加金融機関の代理人（エージェント）に委任される資金決済、各種連絡、担保管理等の事務処理サービス。</p> <p>< 価格調査方法 > ・ 借入企業を特定し、取引条件の類似した案件の「平均価格」を調査。</p>
<p>証券委託手数料</p>	<p>有価証券の委託売買サービス。</p> <p>1. 株式の委託売買手数料</p> <p>< 価格調査方法 > ・ 「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 約定代金に対する手数料率を調査。 機関投資家を特定した「料率（実際の取引価格）」を採用。 手数料率に価格指数（インフレーター）を乗じて、調査価格を作成。 インフレーターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）を使用。 設定された上限手数料額を上回る場合は、当該上限手数料額を適用し、調査価格にインフレーターを乗じない。</p>
<p>証券引受手数料</p>	<p>有価証券を引き受け、販売するサービス。</p> <p>1. 公社債の引受手数料 公募地方債 政府保証債 財投機関債 普通社債</p> <p>< 価格調査方法 > ・ 「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 公社債発行額に対する手数料率を調査。 公募地方債、政府保証債および一部の財投機関債は、銘柄と年限を特定した「料率（実際の取引価格）」を採用。 一部の財投機関債および普通社債は、格付と年限を特定した「料率（平均価格）」を採用。普通社債では、必要に応じてその他の起債条件も特定。 手数料率に価格指数（インフレーター）を乗じて、調査価格を作成。 インフレーターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）を使用。 設定された上限手数料額を上回る場合は、当該上限手数料額を適用し、調査価格にインフレーターを乗じない。</p>

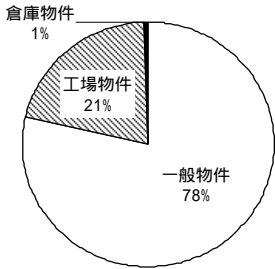
類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
金融手数料	
証券募集取扱 手数料	<p>有価証券の募集または売り出しを行うサービス。</p> <p>1. 株式投資信託（追加型）の販売手数料</p> <p>国内・株式型 / 申込価額 1 億円未満 内外・株式型 / 申込価額 1 億円未満 海外・債券型 / 申込価額 1 億円未満 内外・債券型 / 申込価額 1 億円未満</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 <p>申込価額に対する手数料率を調査。 銘柄を特定した「料率（実際の取引価格）」を採用。 手数料率に価格指数（インフレーター）を乗じて、調査価格を作成。 インフレーターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）を使用。</p>
証券事務委託 手数料	<p>有価証券に関する事務委託サービス。</p> <p>1. 証券代行事務手数料</p> <p>株式等の振替に関する業務 株主名簿管理人業務 特別口座管理業務</p> <p>2. 社債発行事務委託手数料</p> <p>F A 債 * 財務代理人（Fiscal Agent）だけを置いて起債する社債管理会社不設置債。 社債管理会社設置債</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行体を特定した、または全取引を対象とした「平均価格」のみを調査。
代理業務手数料	<p>金融機関が代理業務として資金の受渡しを執り行うサービス。</p> <p>1. 代理貸付手数料</p> <p>* 他の金融機関との業務委託契約に基づき、委託金融機関の資金の貸付、管理・回収を代行するサービス。</p> <p>貸付代理業務 基本管理回収業務</p> <p>2. 公社債元利金支払手数料</p> <p>3. 公金取扱手数料</p> <p>公金窓口収納 公金振替</p> <p>ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理貸付手数料（うち貸付代理業務）と公社債元利金支払手数料は、「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 <p>貸付代理業務は貸付資金、公社債元利金支払手数料は元利金支払額に対する手数料率を調査。 貸付代理業務は、貸付条件を特定した「料率（実際の取引価格）」を採用。 公社債元利金支払手数料は、公社債発行体を特定した「料率（実際の取引価格）」を採用。 手数料率に価格指数（インフレーター）を乗じて、調査価格を作成。 インフレーターは、消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）を使用。</p>

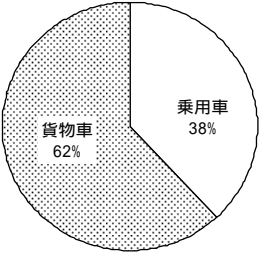
類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
金融手数料	
貸金庫手数料	<p>有価証券等を保管する貸金庫サービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸金庫手数料/サイズを特定 債券保護預り手数料
信用保証料	<p>中小企業等が金融機関から融資を受ける際に、その債務を保証するサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 信用保証料 <ul style="list-style-type: none"> 一般融資 都道府県制度融資 <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 貸付金額に対する保証料率を調査。 信用リスクに基づいて設定されている料率表の全区分に対応する複数の借入企業を想定し、区分ごとのウエイトにより加重平均した「料率(モデル価格)」を採用。 ウエイトは、全国信用保証協会連合会から入手した全国平均値を使用。 保証料率に価格指数(インフレーター)を乗じて、調査価格を作成。 インフレーターとして、消費者物価指数(全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済)を使用。
カード加盟店 手数料	<p>カード加盟店において、消費者がクレジットカードを利用できるようにするサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> カード加盟店手数料 <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 クレジットカード利用金額に対する手数料率を調査。 加盟店を特定した「料率(実際の取引価格)」、加盟店の業種を特定した「料率(平均価格)」を採用。 手数料率に価格指数(インフレーター)を乗じて、調査価格を作成。 インフレーターは、消費者物価指数(全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済)を使用。 決算時に当期の平均手数料率の報告を受ける調査価格では、決算時までは前期の平均手数料率に基づく価格を反映し、定期遡及訂正時に、当期の平均手数料率に基づく価格に訂正する。
A T M委託手数料	<p>自社のA T Mを用いて、他の金融機関の預金の受払い等を代行するサービス。</p>  <p>1. A T M委託手数料</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 取引相手の金融機関を特定した「実際の取引価格」、取引相手の金融機関の業態を特定した「標準価格」や「平均価格」を調査。

類別：保険

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)											
損害保険												
火災保険	<p>火災や落雷、物体の落下などの災害や事故によって、建物およびその収容動産等に発生した損害を補償する保険サービス。</p> <p>1. 火災保険料</p> <p>一般物件</p> <p>(1)建物 / 地域・構造級を特定 地域：東京都、神奈川県、埼玉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県 構造級：特級、1級、2級、3級、4級</p> <p>(2)動産（設什） / 地域・構造級を特定 地域：東京都、神奈川県、愛知県 構造級：特級、2級</p> <p>(3)動産（商品） / 地域・構造級を特定 地域：東京都、大阪府 構造級：1級、3級</p> <p>工場物件</p> <p>(1)建物 / 地域・構造級・業種を特定 地域：東京都、愛知県 構造級：1級 業種：食料品工業、金属機械器具製造業</p> <p>(2)動産 / 地域・構造級・業種を特定 地域：千葉県、大阪府 構造級：2級 業種：化学工業、金属機械器具製造業</p> <p>倉庫物件</p> <p>(1)建物 / 構造級を特定 構造級：2級</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 保険金額に対する保険料率を調査。 上記の条件を特定した「料率（実際の取引価格）」を採用。 保険料率に価格指数（インフレーター）を乗じて、調査価格を作成。 ・調査対象とする保険対象物件とインフレーターの対応は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="453 1413 1315 1610"> <tr> <td rowspan="3">建物</td> <td>一般物件</td> <td rowspan="3">建築費指数 / 建物種類、都市別の各指数</td> </tr> <tr> <td>工場物件</td> </tr> <tr> <td>倉庫物件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">動産</td> <td>設什</td> <td rowspan="3">企業物価指数 / 需要段階別・用途別指数「国内需要財・耐久消費財」</td> </tr> <tr> <td>商品</td> </tr> <tr> <td>工場物件</td> <td>企業物価指数 / 需要段階別・用途別指数「国内需要財・資本財」</td> </tr> </table> <p>< 調査価格の構成 ></p>  <p>Detailed description of the pie chart: The chart is a circle divided into three segments. The largest segment, representing '一般物件' (General Properties), is white and accounts for 78% of the total. The second largest segment, representing '工場物件' (Factory Properties), is shaded with diagonal lines and accounts for 21%. The smallest segment, representing '倉庫物件' (Warehouse Properties), is also shaded with diagonal lines and accounts for 1%.</p>	建物	一般物件	建築費指数 / 建物種類、都市別の各指数	工場物件	倉庫物件	動産	設什	企業物価指数 / 需要段階別・用途別指数「国内需要財・耐久消費財」	商品	工場物件	企業物価指数 / 需要段階別・用途別指数「国内需要財・資本財」
建物	一般物件		建築費指数 / 建物種類、都市別の各指数									
	工場物件											
	倉庫物件											
動産	設什	企業物価指数 / 需要段階別・用途別指数「国内需要財・耐久消費財」										
	商品											
	工場物件		企業物価指数 / 需要段階別・用途別指数「国内需要財・資本財」									

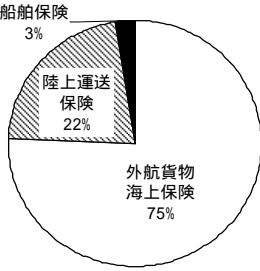
類別：保険

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)						
損害保険							
自動車保険 (任意)	<p>自動車事故による損害を補償する保険サービス。</p> <p>1. 自動車保険料 / 対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害など各種補償内容を特定</p> <p>自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 営業用普通貨物車 自家用普通貨物車 自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 保険金額に対する保険料率を調査。 補償内容を特定した「料率(実際の取引価格)」を採用。 保険料率に価格指数(インフレーター)を乗じて、調査価格を作成。 ・調査対象とする補償内容とインフレーターの対応は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="454 846 1305 967"> <tr> <td>自動車修理</td> <td>企業向けサービス価格指数 / 「自動車整備(事故整備)」</td> </tr> <tr> <td>自動車買替</td> <td>企業物価指数 / 国内企業物価指数「自動車」から「自動車部品」を控除 (国内企業物価指数ウエイトにより加重平均)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>企業物価指数 / 需要段階別・用途別指数「国内需要財」</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> * 対人保険は、適切なインフレーターの作成が困難なため、インフレーターを適用しない。 ・ただし、対物保険の保険金額を無制限としている契約はインフレーターが不要のため、「実際の取引額」を採用。 <p>< 調査価格の構成 ></p>  <p>A pie chart illustrating the composition of survey prices. The chart is divided into two segments: a larger segment representing '貨物車' (Commercial Vehicles) at 62%, and a smaller segment representing '乗用車' (Passenger Cars) at 38%.</p>	自動車修理	企業向けサービス価格指数 / 「自動車整備(事故整備)」	自動車買替	企業物価指数 / 国内企業物価指数「自動車」から「自動車部品」を控除 (国内企業物価指数ウエイトにより加重平均)	その他	企業物価指数 / 需要段階別・用途別指数「国内需要財」
自動車修理	企業向けサービス価格指数 / 「自動車整備(事故整備)」						
自動車買替	企業物価指数 / 国内企業物価指数「自動車」から「自動車部品」を控除 (国内企業物価指数ウエイトにより加重平均)						
その他	企業物価指数 / 需要段階別・用途別指数「国内需要財」						

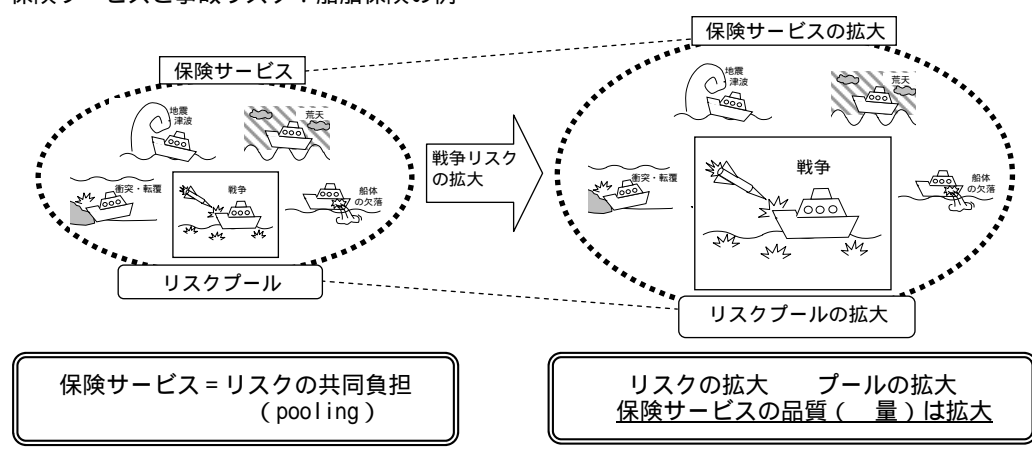
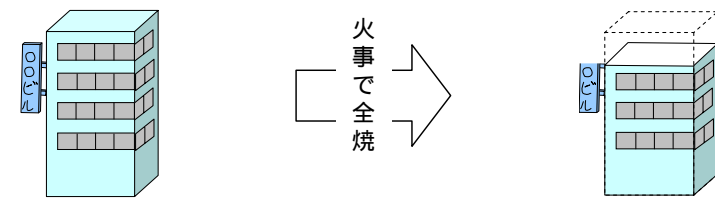
類別：保険

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																																														
損害保険																																															
自動車保険 (自賠償)	<p>自動車事故による被害者の治療費、慰謝料等の人身損害を保障する保険サービス。 自動車損害賠償責任保険。加入が義務づけられている強制保険。</p> <p>1. 自賠償保険料(本土)</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の代表的な契約者を想定し、契約内容別ウエイトにより加重平均した「モデル価格」を採用。 <ul style="list-style-type: none"> * 契約内容別ウエイトは、損害保険料率算定機構および調査先から入手したデータをもとに、日本銀行が独自に推計。 * 自賠償保険は対人保険であり、対人保険は適切なインフレターの作成が困難なため、インフレターを適用しない。 契約者(車種、保険期間)の構成は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="453 689 1337 974"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種</th> <th colspan="5">保険期間</th> </tr> <tr> <th>12か月 契約</th> <th>24か月 契約</th> <th>25か月 契約</th> <th>36か月 契約</th> <th>37か月 契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">自家用乗用自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>検査対象車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通貨物自動車</td> <td>営業用 最大積載量が2トンを超えるもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家用 最大積載量が2トンを超えるもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型貨物自動車</td> <td>自家用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種		保険期間					12か月 契約	24か月 契約	25か月 契約	36か月 契約	37か月 契約	自家用乗用自動車							軽自動車	検査対象車						普通貨物自動車	営業用 最大積載量が2トンを超えるもの						自家用 最大積載量が2トンを超えるもの						小型貨物自動車	自家用					
車種				保険期間																																											
		12か月 契約	24か月 契約	25か月 契約	36か月 契約	37か月 契約																																									
自家用乗用自動車																																															
軽自動車	検査対象車																																														
普通貨物自動車	営業用 最大積載量が2トンを超えるもの																																														
	自家用 最大積載量が2トンを超えるもの																																														
小型貨物自動車	自家用																																														
海上・運送保険	<p>積荷(海上運送・陸上運送)や船体の損害を補償する保険サービス。</p> <p>1. 外航貨物海上保険料(輸入貨物が対象)</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「料率×インフレター」を調査価格として採用。 保険金額に対する保険料率を調査。 貨物種類・航路を特定した「料率(標準価格)」、貨物種類・契約企業・航路を特定した「料率(平均価格)」、全取引を対象とした「料率(平均価格)」を採用。 保険料率に価格指数(インフレター)を乗じて、調査価格を作成。 調査対象とする保険対象貨物とインフレターの対応は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="453 1361 1327 1630"> <tbody> <tr> <td>繊維製品</td> <td>企業物価指数/輸入物価指数「繊維品」</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>企業物価指数/輸入物価指数「鉄鉱石」</td> </tr> <tr> <td>原油</td> <td>企業物価指数/輸入物価指数「原油」</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td>企業物価指数/輸入物価指数「石炭」</td> </tr> <tr> <td>化学品</td> <td>企業物価指数/輸入物価指数「化学製品」</td> </tr> <tr> <td>機械部品</td> <td>企業物価指数/輸入物価指数「機械器具」</td> </tr> <tr> <td>一般雑貨</td> <td>企業物価指数/需要段階別・用途別指数「国内需要財・消費財・輸入品」</td> </tr> <tr> <td>輸入品全般</td> <td>企業物価指数/輸入物価指数「総平均」</td> </tr> </tbody> </table>	繊維製品	企業物価指数/輸入物価指数「繊維品」	鉄鉱石	企業物価指数/輸入物価指数「鉄鉱石」	原油	企業物価指数/輸入物価指数「原油」	石炭	企業物価指数/輸入物価指数「石炭」	化学品	企業物価指数/輸入物価指数「化学製品」	機械部品	企業物価指数/輸入物価指数「機械器具」	一般雑貨	企業物価指数/需要段階別・用途別指数「国内需要財・消費財・輸入品」	輸入品全般	企業物価指数/輸入物価指数「総平均」																														
繊維製品	企業物価指数/輸入物価指数「繊維品」																																														
鉄鉱石	企業物価指数/輸入物価指数「鉄鉱石」																																														
原油	企業物価指数/輸入物価指数「原油」																																														
石炭	企業物価指数/輸入物価指数「石炭」																																														
化学品	企業物価指数/輸入物価指数「化学製品」																																														
機械部品	企業物価指数/輸入物価指数「機械器具」																																														
一般雑貨	企業物価指数/需要段階別・用途別指数「国内需要財・消費財・輸入品」																																														
輸入品全般	企業物価指数/輸入物価指数「総平均」																																														

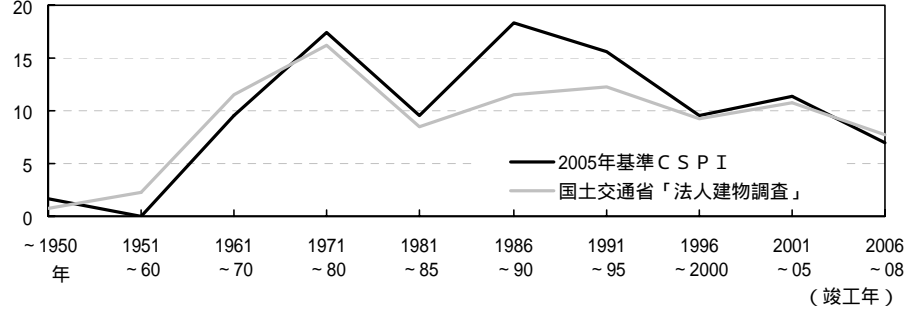
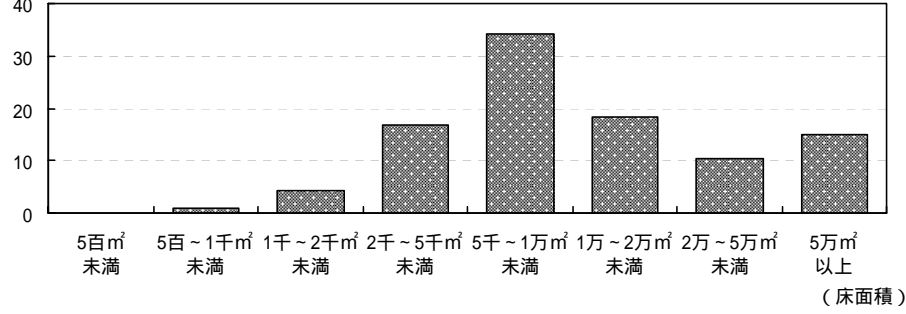
類別：保険

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)									
損害保険										
海上・運送保険	<p>2. 陸上運送保険料</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 保険金額に対する保険料率を調査。 貨物種類を特定した「料率(標準価格)」のほか、貨物種類・契約企業を特定した「料率(平均価格)」、全取引を対象とした「料率(平均価格)」を採用。 保険料率に価格指数(インフレーター)を乗じて、調査価格を作成。 ・調査対象とする保険対象貨物とインフレーターの対応は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="453 573 1224 752"> <tr> <td>電気製品</td> <td>企業物価指数/国内企業物価指数「電気機器」「情報通信機器」 輸出物価指数「電気機器」「情報通信機器」 輸入物価指数「電気機器」「情報通信機器」 の加重平均(戦前基準指数ウエイト)</td> </tr> <tr> <td>一般雑貨</td> <td>企業物価指数/需要段階別・用途別指数「国内需要財・消費財」</td> </tr> <tr> <td>一般貨物</td> <td>企業物価指数/国内企業物価指数「総平均」</td> </tr> </table> <p>3. 船舶保険料</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 保険金額に対する保険料率を調査。 船型・船齢・その他の契約条件を特定した「料率(標準価格)」のほか、船型・船齢を特定した「料率(平均価格)」を採用。 保険料率に価格指数(インフレーター)を乗じて、調査価格を作成。 ・調査対象とする保険対象船舶とインフレーターの対応は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="453 1066 1337 1128"> <tr> <td>外航貨物船/パナマックス</td> <td rowspan="2">マリンネット(株)/外航船舶の新造船・中古船舶の合成値 (円換算ベース)</td> </tr> <tr> <td>内航貨物船/499総トン</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、保険金額が一定である分損補償契約は、「実際の取引額」を採用。 <p>< 調査価格の構成 ></p>  <p>A pie chart illustrating the composition of survey prices. The largest portion is '外航貨物海上保険' (75%), followed by '陸上運送保険' (22%), and '船舶保険' (3%).</p>	電気製品	企業物価指数/国内企業物価指数「電気機器」「情報通信機器」 輸出物価指数「電気機器」「情報通信機器」 輸入物価指数「電気機器」「情報通信機器」 の加重平均(戦前基準指数ウエイト)	一般雑貨	企業物価指数/需要段階別・用途別指数「国内需要財・消費財」	一般貨物	企業物価指数/国内企業物価指数「総平均」	外航貨物船/パナマックス	マリンネット(株)/外航船舶の新造船・中古船舶の合成値 (円換算ベース)	内航貨物船/499総トン
電気製品	企業物価指数/国内企業物価指数「電気機器」「情報通信機器」 輸出物価指数「電気機器」「情報通信機器」 輸入物価指数「電気機器」「情報通信機器」 の加重平均(戦前基準指数ウエイト)									
一般雑貨	企業物価指数/需要段階別・用途別指数「国内需要財・消費財」									
一般貨物	企業物価指数/国内企業物価指数「総平均」									
外航貨物船/パナマックス	マリンネット(株)/外航船舶の新造船・中古船舶の合成値 (円換算ベース)									
内航貨物船/499総トン										

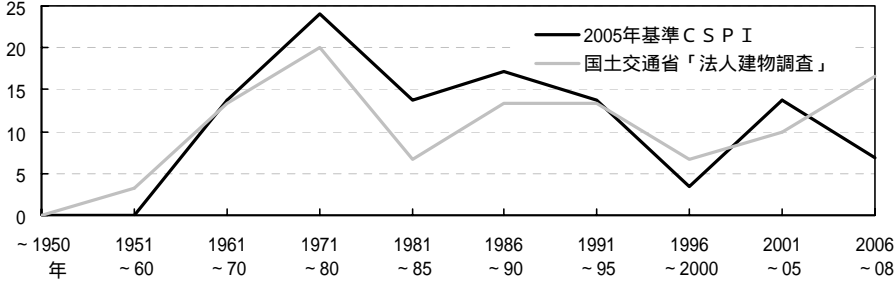
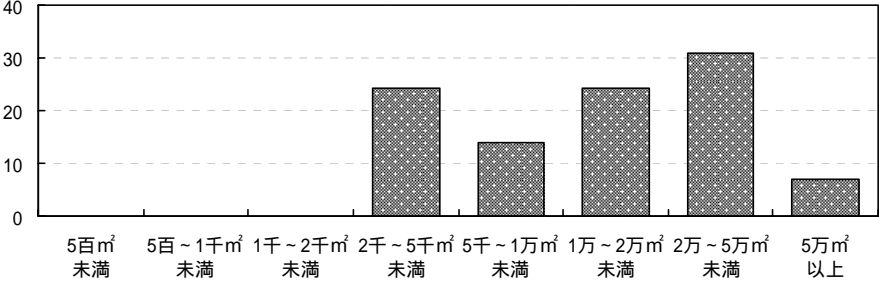
類別：保険

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
<p>【こぼれ話】保険</p> <p>損害保険における 事故リスクの 考え方</p>	<p>§ 事故リスクが上昇すると、保険サービスの品質は向上すると考えられます。 ただし、事故リスクを計測し価格換算することは困難であるため、C S P I「損害保険」では、リスク変動に対して、品質調整を実施していません。</p> <p>< 保険サービスと事故リスク：船舶保険の例 ></p>  <p>保険サービス = リスクの共同負担 (pooling)</p> <p>リスクの拡大 プールの拡大 保険サービスの品質(量)は拡大</p>
<p>損害保険における インフレターの 考え方</p>	<p>§ C S P I「損害保険」では、保険料率に価格指数を乗じた「料率×インフレター」を採用しています。 これは、保険サービスの品質を一定とする価格調査方法です。</p> <p>< 保険サービスとインフレター：火災保険の例 ></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火災保険サービスとは・・・ 対象物件に火災等の災害が起こった際に、対象物件を復旧することを補償するサービス</p> </div>  <p>保険金 = 物件価格 = 8,000万円</p> <p>物件価格が1.25倍(1億円)になっていると、 保険金8,000万円では、80%分しか復旧できない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>... 同一のサービスを受け取るためには、保険金を1.25倍(=1億円)にする必要があり、 保険料 = 調査価格も1.25倍となる。</p> <p>サービス品質が固定された価格調査には、調査先から聴取している料率に、 対象物件価格(=インフレター)を掛ける必要。</p> </div>
<p>損害保険における 価格の調査時点</p>	<p>§ C S P Iでは、原則、調査時点に提供される全てのサービスを調査対象としていますが、「損害保険」では、既存契約分を含まない新規契約分を調査対象として指数を作成しています。</p>

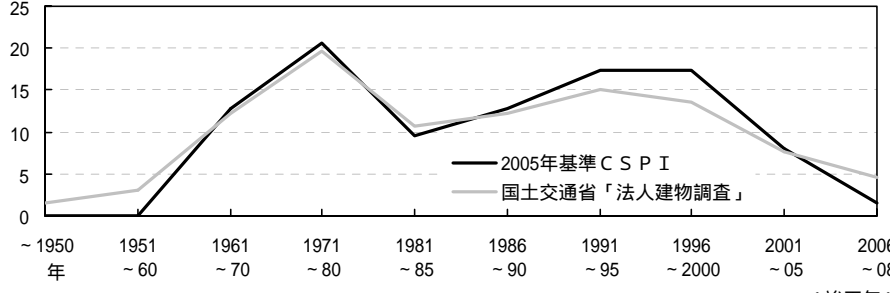
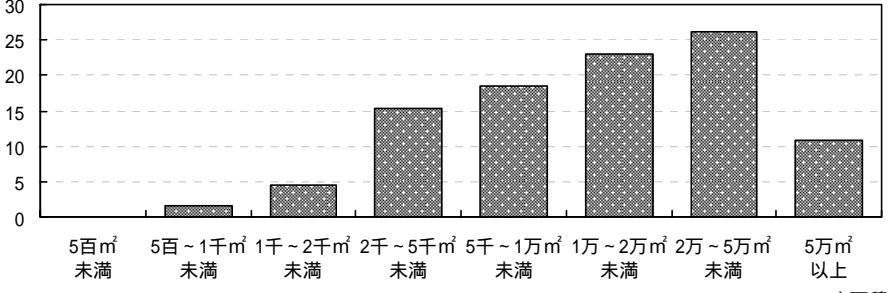
類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)														
<p>事務所賃貸 (東京圏)</p>	<p>首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地域を含む市区町村のある都道府県に立地する事務所向け不動産物件の賃貸サービス。 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県に該当。</p> <p>1. 事務所賃貸料</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・殆どの調査価格は、調査対象ビルを特定した「平均価格<平均賃料>」を調査。 一部の調査価格では、調査対象ビル(1棟または一部フロア)とテナント(事務所)を特定した「実際の取引価格<継続賃料>」を調査している。 * 平均賃料：調査対象ビルを特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。 * 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。 <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域構成は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="454 750 1305 1048"> <tr> <td rowspan="5">平均賃料</td> <td>東京都</td> <td>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、豊島区、町田市、日野市</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>横浜市、鎌倉市</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>さいたま市、越谷市</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>千葉市</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>水戸市</td> </tr> <tr> <td>継続賃料</td> <td>東京都</td> <td>千代田区、港区、渋谷区</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> * 都心5区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)で全体の69%、東京23区で全体の84%を占めている。 ・築年数分布は、以下のとおり。 <p>(構成比、%)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・床面積分布は、以下のとおり。大規模ビルが大半を占める。 <p>(構成比、%)</p>  <p>(床面積)</p> <p>< 品質調整方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定のオフィスビルを継続して調査対象とするため、オフィスビルの築年数の増加に伴い経年劣化が生じる。2010年1月指数より、経年による品質劣化分を補正する品質調整を導入している。 	平均賃料	東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、豊島区、町田市、日野市	神奈川県	横浜市、鎌倉市	埼玉県	さいたま市、越谷市	千葉県	千葉市	茨城県	水戸市	継続賃料	東京都	千代田区、港区、渋谷区
平均賃料	東京都		千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、豊島区、町田市、日野市												
	神奈川県		横浜市、鎌倉市												
	埼玉県		さいたま市、越谷市												
	千葉県		千葉市												
	茨城県	水戸市													
継続賃料	東京都	千代田区、港区、渋谷区													

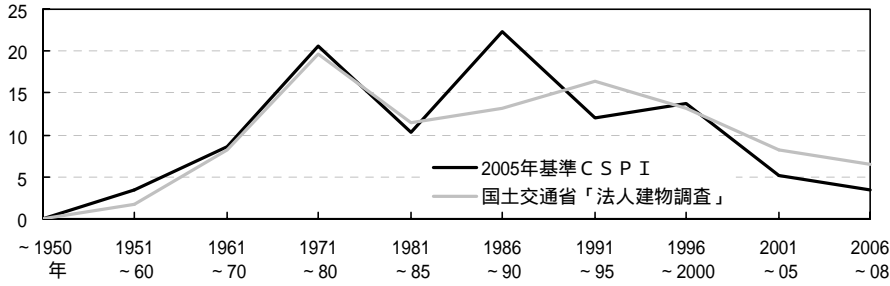
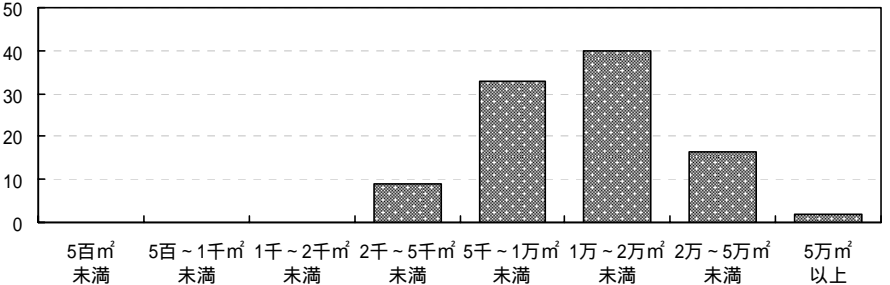
類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)			
事務所賃貸				
事務所賃貸 (名古屋圏)	<p>中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市区町村のある都道府県に立地する事務所向け不動産物件の賃貸サービス。 愛知県、三重県に該当。</p> <p>1. 事務所賃貸料</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象ビルを特定した「平均価格<平均賃料>」を調査。 <ul style="list-style-type: none"> * 平均賃料：調査対象ビルを特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。 * 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。 <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域構成は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="454 689 1088 734"> <tr> <td>平均賃料</td> <td>愛知県</td> <td>名古屋市、刈谷市</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 築年数分布は、以下のとおり。 <p>(構成比、%)</p>  <p>(竣工年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積分布は、以下のとおり。大規模ビルが大半を占める。 <p>(構成比、%)</p>  <p>(床面積)</p> <p>< 品質調整方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定のオフィスビルを継続して調査対象とするため、オフィスビルの築年数の増加に伴い経年劣化が生じる。2010年1月指数より、経年による品質劣化分を補正する品質調整を導入している。 	平均賃料	愛知県	名古屋市、刈谷市
平均賃料	愛知県	名古屋市、刈谷市		

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)										
<p>事務所賃貸 (大阪圏)</p>	<p>近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域を含む市区町村のある都道府県に立地する事務所向け不動産物件の賃貸サービス。 大阪府、兵庫県、京都府、奈良県に該当。</p> <p>1. 事務所賃貸料</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・殆どの調査価格は、調査対象ビルを特定した「平均価格<平均賃料>」を調査。 一部の調査価格では、調査対象ビル(1棟または一部フロア)とテナント(事務所)を特定した「実際の取引価格<継続賃料>」を調査している。 * 平均賃料：調査対象ビルを特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。 * 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。 <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域構成は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="454 761 1085 918"> <tr> <td rowspan="3">平均賃料</td> <td>大阪府</td> <td>大阪市、豊中市、八尾市</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>神戸市</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>京都市</td> </tr> <tr> <td>継続賃料</td> <td>大阪府</td> <td>池田市、大阪市</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・築年数分布は、以下のとおり。 <p>(構成比、%)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・床面積分布は、以下のとおり。大規模ビルが大半を占める。 <p>(構成比、%)</p>  <p>(床面積)</p> <p>< 品質調整方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定のオフィスビルを継続して調査対象とするため、オフィスビルの築年数の増加に伴い経年劣化が生じる。2010年1月指数より、経年による品質劣化分を補正する品質調整を導入している。 	平均賃料	大阪府	大阪市、豊中市、八尾市	兵庫県	神戸市	京都府	京都市	継続賃料	大阪府	池田市、大阪市
平均賃料	大阪府		大阪市、豊中市、八尾市								
	兵庫県		神戸市								
	京都府	京都市									
継続賃料	大阪府	池田市、大阪市									

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																																				
事務所賃貸																																					
事務所賃貸 (その他地域)	<p>品目「事務所賃貸(東京圏)」「同(名古屋圏)」「同(大阪圏)」の対象範囲外の地域に立地する事務所向け不動産物件の賃貸サービス。</p> <p>1. 事務所賃貸料</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・殆どの調査価格は、調査対象ビルを特定した「平均価格<平均賃料>」を調査。一部の調査価格では、調査対象ビル(1棟または一部フロア)とテナント(事務所)を特定した「実際の取引価格<継続賃料>」を調査している。 <ul style="list-style-type: none"> * 平均賃料：調査対象ビルを特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。 * 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。 <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域構成は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="451 719 895 1137"> <tr><td rowspan="16">平均賃料</td><td>北海道</td><td>札幌市、北見市</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>盛岡市</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>仙台市</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>郡山市</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>高崎市</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>新潟市</td></tr> <tr><td>岐阜県</td><td>岐阜市</td></tr> <tr><td>静岡県</td><td>静岡市</td></tr> <tr><td>島根県</td><td>松江市</td></tr> <tr><td>岡山県</td><td>岡山市</td></tr> <tr><td>広島県</td><td>広島市</td></tr> <tr><td>香川県</td><td>高松市</td></tr> <tr><td>愛媛県</td><td>松山市</td></tr> <tr><td>高知県</td><td>高知市</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>福岡市</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>長崎市</td></tr> <tr><td>継続賃料</td><td>北海道</td><td>札幌市</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・築年数分布は、以下のとおり。 <p>(構成比、%)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・床面積分布は、以下のとおり。大規模ビルが大半を占める。 <p>(構成比、%)</p>  <p>< 品質調整方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定のオフィスビルを継続して調査対象とするため、オフィスビルの築年数の増加に伴い経年劣化が生じる。2010年1月指数より、経年による品質劣化分を補正する品質調整を導入している。 	平均賃料	北海道	札幌市、北見市	岩手県	盛岡市	宮城県	仙台市	福島県	郡山市	群馬県	高崎市	新潟県	新潟市	岐阜県	岐阜市	静岡県	静岡市	島根県	松江市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	高松市	愛媛県	松山市	高知県	高知市	福岡県	福岡市	長崎県	長崎市	継続賃料	北海道	札幌市
平均賃料	北海道		札幌市、北見市																																		
	岩手県		盛岡市																																		
	宮城県		仙台市																																		
	福島県		郡山市																																		
	群馬県		高崎市																																		
	新潟県		新潟市																																		
	岐阜県		岐阜市																																		
	静岡県		静岡市																																		
	島根県		松江市																																		
	岡山県		岡山市																																		
	広島県		広島市																																		
	香川県		高松市																																		
	愛媛県		松山市																																		
	高知県		高知市																																		
	福岡県		福岡市																																		
	長崎県	長崎市																																			
継続賃料	北海道	札幌市																																			

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

その他の不動産賃貸

店舗賃貸

店舗向け不動産物件の賃貸サービス。

1. 店舗賃貸料

< 価格調査方法 >

・調査対象ビルを特定した「平均価格<平均賃料>」、または、賃貸スペースとテナント(店舗)を特定した「実際の取引価格<継続賃料>」を調査。

* 平均賃料：調査対象ビルを特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。

* 原則として、敷金・保証金及び共益金を除く。

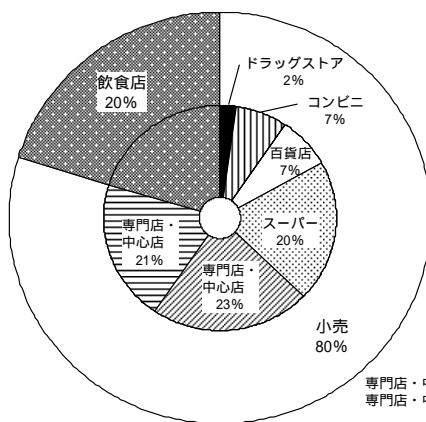
* 賃料設定方法には、固定型(固定賃料)と売上歩合型(売歩賃料)がある。

< 調査価格の構成 >

・地域・賃料設定方法の構成は、以下のとおり。売歩賃料比率は20%となっている。

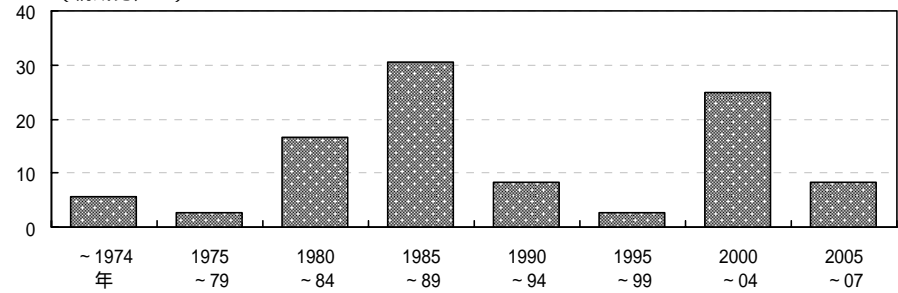
	固定賃料	売歩賃料
平均賃料	北海道、東京都、岐阜県、愛知県、福岡県	宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県、全店舗平均
継続賃料	北海道、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、福岡県、鹿児島県	愛知県、大阪府

・業態構成は、以下のとおり。



専門店・中心店 : 大規模小売店舗内にある店舗
 専門店・中心店 : 大規模小売店舗外にある店舗

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																								
その他の不動産賃貸 ホテル賃貸	<p>ホテル向け不動産物件の賃貸サービス。</p> <p>1. ホテル賃貸料</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象ビルとテナント（ホテル）を特定した「実際の取引価格<継続賃料>」を調査。 * 賃料設定方法には、固定型（固定賃料）と売上歩合型（売歩賃料）がある。 売歩賃料を調査している調査価格のうち、まず見込み売歩賃料により決済し、決算後に実績売上高に基づく売歩賃料への精算を実施している場合は、「仮価格」を採用し、定期遡及訂正時に訂正している。 <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域・賃料設定方法の構成は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="451 656 1259 902"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定賃料</th> <th>売歩賃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続賃料</td> <td>北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、大分県、沖縄県</td> <td>東京都、長野県</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 開業年分布は、以下のとおり。 <p>(構成比、%)</p>  <table border="1" data-bbox="451 981 1353 1272"> <caption>開業年分布 (構成比、%)</caption> <thead> <tr> <th>開業年 (開業年)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~1974年</td> <td>~5</td> </tr> <tr> <td>1975~79</td> <td>~3</td> </tr> <tr> <td>1980~84</td> <td>~17</td> </tr> <tr> <td>1985~89</td> <td>~31</td> </tr> <tr> <td>1990~94</td> <td>~8</td> </tr> <tr> <td>1995~99</td> <td>~3</td> </tr> <tr> <td>2000~04</td> <td>~25</td> </tr> <tr> <td>2005~07</td> <td>~8</td> </tr> </tbody> </table>		固定賃料	売歩賃料	継続賃料	北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、大分県、沖縄県	東京都、長野県	開業年 (開業年)	構成比 (%)	~1974年	~5	1975~79	~3	1980~84	~17	1985~89	~31	1990~94	~8	1995~99	~3	2000~04	~25	2005~07	~8
	固定賃料	売歩賃料																							
継続賃料	北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、大分県、沖縄県	東京都、長野県																							
開業年 (開業年)	構成比 (%)																								
~1974年	~5																								
1975~79	~3																								
1980~84	~17																								
1985~89	~31																								
1990~94	~8																								
1995~99	~3																								
2000~04	~25																								
2005~07	~8																								

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

その他の不動産賃貸

駐車場賃貸

駐車場向け不動産物件の賃貸サービス。

	月極	時間貸
ビル併設駐車場	○	× (取引が少ないため、調査対象としない)
駐車場専用ビル	× (取引が少ないため、調査対象としない)	○
平面駐車場	「産業連関表」では 土地賃貸とみなされ範囲外	○

2005年基準CSP1
品目「駐車場賃貸」
の対象範囲

1. 駐車場賃貸料

ビル併設駐車場 / 月極契約

駐車場専用ビル / 時間貸契約

平面駐車場 / 時間貸契約

< 価格調査方法 >

- ・月極契約は、調査対象ビルを特定した「平均価格<平均賃料>」、または、駐車場スペースと借り手企業を特定した「実際の取引価格<継続賃料>」を調査。
* 平均賃料：調査対象ビルを特定し、賃料収入合計を駐車契約台数で除した駐車1台当たりの平均単価。
- ・時間貸契約は、利用時間を特定した「実際の取引価格」を調査。

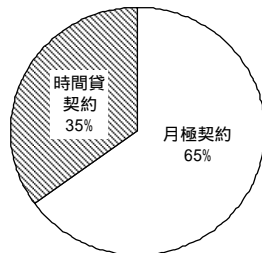
< 調査価格の構成 >

- ・地域・賃料設定方法の構成は、以下のとおり。

	平均賃料	継続賃料
月極契約	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府	北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県

	料金表価格 (平日昼間、60分あたり)
時間貸契約	北海道、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

- ・契約期間別構成は、以下のとおり。



類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
【こぼれ話】不動産賃貸	
<p>事務所賃貸における経年劣化の品質調整方法</p>	<p>§ 「事務所賃貸」では、特定のオフィスビルを継続して調査対象としています。同一のオフィスビルであっても築年数の増加に伴い経年劣化が生じることから、事務所賃貸サービスの品質は低下します。このため、「事務所賃貸」の4品目を対象に、調査対象オフィスビルの経年によって生じる品質劣化分を補正する品質調整を、2010年1月指数から導入しています。</p> <p>なお、オフィス賃料指数に対するこうした品質調整は、知りうる限り世界初の試みとなります。</p> <p>< 「事務所賃貸」の価格調査において生じる品質バイアス ></p> <p>事務所賃貸サービスの品質は、以下の ~ の属性によって大きく左右されます。このため、~ の属性は、賃料水準に大きな影響を与えます。</p> <div data-bbox="453 636 1362 831" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>立地 : 都市(東京、大阪、名古屋、・・・) : 都市内のエリア(丸の内、新宿、六本木、・・・) : 駅からの徒歩時間(近いほど高品質) 規模 : ビルの賃貸床面積(広いほど高品質) 設備 : エレベータの台数、OAフロアの有無、空調のタイプ、警備の水準、耐震強度等 築年数 : 築年数が経過すると品質劣化</p> </div> <p>特定のオフィスビルの賃料を継続して調査する場合、~ に基づく品質はほぼ一定ですが、 に基づく品質は長期的には低下します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="453 958 900 1245" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(メリット)</p> <p>同一のオフィスビルを調査対象とすることで、 立地 } を完全に固定できる。 規模 } 設備についても、改装が実施されない限り、品質は一定。</p> <p>⇒ 短期的には、ほぼ「品質一定」。</p> </div> <div data-bbox="922 958 1362 1245" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(デメリット)</p> <p>○同一のオフィスビルを調査対象とするため、オフィスビルの築年数の増加に伴い経年劣化。すなわち、オフィスビルの品質が低下する。</p> <p>⇒ 長期的には、大きな「品質バイアス」(指数の下方バイアス)が生じる可能性。</p> </div> </div> <p>< オフィスビルの経年による品質劣化分を補正する品質調整方法 ></p> <p>以下の2段階の手順で品質調整を実施します。</p> <div data-bbox="453 1391 1362 1525" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>築年数の経過に伴うオフィスビルの資産価値の減耗パターンから、築年ごとに品質劣化率を算出。 その品質劣化率を用いて、「事務所賃貸」各品目を構成するオフィスビルの品質劣化分を補正。</p> </div> <p>オフィスビルの品質劣化率は以下の方法で算出します。</p> <p>(1) オフィスビルの資産価値を、以下のように想定します。</p> <div data-bbox="453 1653 1362 1890" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>(想定)</p> <p>) 事務所賃料はオフィスビルの資産価値に比例して変動する。すなわち、築年数の経過に伴って、事務所賃料はオフィスビルの資産価値に比例して低下していく。</p> <p>) オフィスビル資産は、ビルが立地している土地、建物本体、付属設備の3つから構成され、その資産価値は、土地、建物本体、付属設備、各々の資産価値の合計である。</p> </div>

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

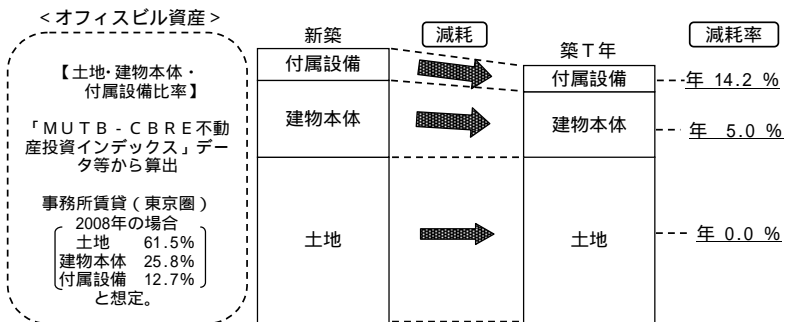
【こぼれ話】不動産賃貸

事務所賃貸における経年劣化の品質調整方法

(2) 築年数の経過に伴うオフィスビルの品質劣化率は、オフィスビル資産価値の減少率と一致することから、西暦S年に築T年となるオフィスビルの品質劣化率を、以下のように算出します。

品質劣化率の算出にあたっては、三菱UFJ信託銀行・シービー・リチャードエリス総合研究所「MUTB-CBRE不動産投資インデックス」、日本ファシリティマネジメント推進協会運営維持手法研究部会「ビル管理におけるわかりやすいライフサイクルコスト」を使用しています。

$$\text{（西暦S年に築T年となるオフィスビルの品質劣化率）} = \frac{\text{（西暦S年に築T年となるオフィスビルの減耗額＜建物本体・付属設備＞）}}{\text{（西暦S年に築T-1年となるオフィスビル資産額＜土地・建物本体・付属設備＞）}}$$



新築オフィスビル資産に占める土地、建物本体、付属設備の比率は、地価や建物価格の変動によって年ごとに変化します。

西暦S年に新築されたオフィスビル資産に対する土地比率、建物本体比率、付属設備比率に基づいて、西暦S年に各々築0年から築T年となるオフィスビル資産額ならびに減耗額を以下の手続きに沿って算出し、各西暦S年における築年ごとの品質劣化率を算出します。

西暦S年、築T年の建物本体・付属設備の減耗額や資産額を、以下のように算出します。

T = 0年（新築）の場合

$$\text{（西暦S年に新築されたオフィスビルの建物本体、付属設備の資産額）} = \text{（西暦S年に新築されたオフィスビル資産額）} \times \text{（西暦S年に新築されたオフィスビル資産額のうち建物本体、付属設備が占める比率）}$$

T = 1年の場合

$$\text{（西暦S年に築T年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の減耗額）} = \text{（西暦S年に築T-1年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の資産額）} \times \text{（建物本体、付属設備の減耗率）}$$

$$\text{（西暦S年に築T年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の資産額）} = \text{（西暦S年に築T-1年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の資産額）} - \text{（西暦S年に築T年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の減耗額）}$$

土地の資産額は減耗せず不変であることから、以下のように算出します。

$$\text{（西暦S年に築T年となるオフィスビルの土地資産額）} = \text{（西暦S年に新築されたオフィスビル資産額）} \times \text{（西暦S年に新築されたオフィスビル資産額のうち土地が占める比率）}$$

西暦S+1年には、西暦S+1年に新築されたオフィスビル資産に対する土地・建物本体・付属設備比率に基づいて、同様の手続きで品質劣化率を算出します。

この際、地価や建物価格の変動によって生じる新築オフィスビル資産の時価変動（建設コストの変動）については、築年数によらず比例的に反映させています。

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】不動産賃貸

事務所賃貸における経年劣化の品質調整方法

(3) 「事務所賃貸」の4品目について、各品目を構成する調査価格(調査対象オフィスビル)の構成に応じた品質劣化率を算出します。

$$\begin{aligned} & (\text{「事務所賃貸」各品目における品質劣化率}) \\ & = (\text{「事務所賃貸」各品目における築年数ごとの品質劣化率}) \\ & \times (\text{「事務所賃貸」各品目における調査対象オフィスビルの築年数別構成比率}) \end{aligned}$$

(4) 「事務所賃貸」各品目指数は、品質劣化分を補正することによって、算出します。

$$(\text{品質劣化分を補正した品目指数}) = (\text{補正前の品目指数}) / (1 + \text{品質劣化率})$$

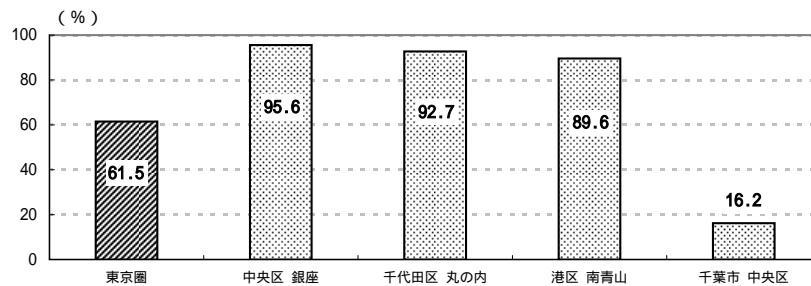
< 新築時点における土地・建物本体・付属設備の占める比率 >

2008年時点の地価をベースに算出した土地、建物本体、付属設備がオフィスビル資産に占める比率は、以下のとおりです。

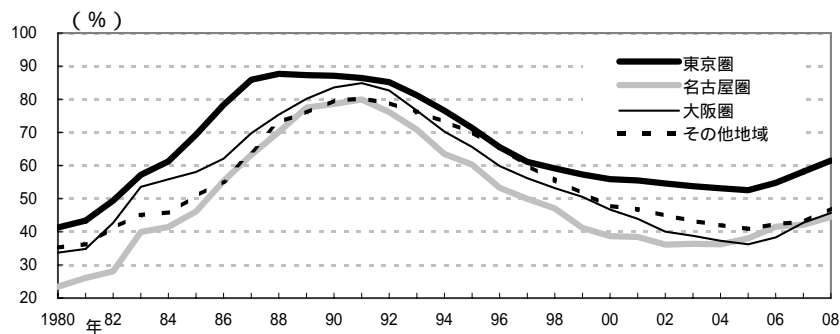
1. オフィスビル資産の占める比率(2008年)

	(%)		
	土地	建物本体	付属設備
東京圏	61.5	25.8	12.7
名古屋圏	44.5	37.2	18.3
大阪圏	45.7	36.4	17.9
その他地域	47.0	35.5	17.5

2. 土地比率のばらつき(東京圏・2008年)



(参考) 土地比率の推移



類別：不動産賃貸

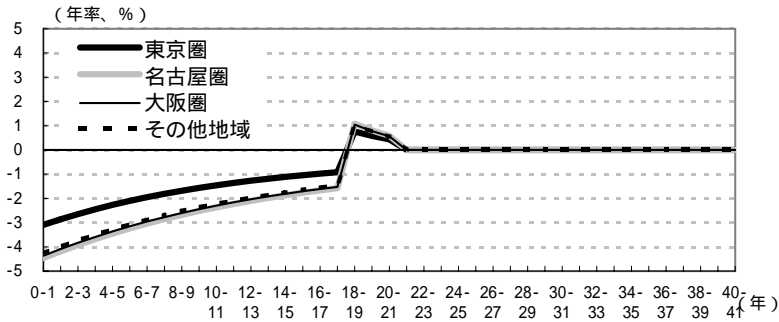
小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】不動産賃貸

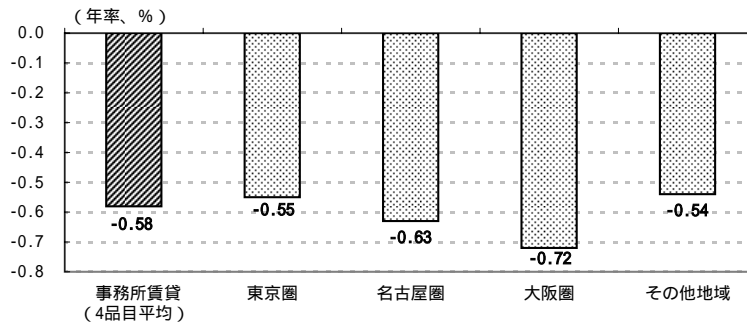
事務所賃貸における経年劣化の品質調整方法

< 「事務所賃貸」各品目の品質劣化率 >

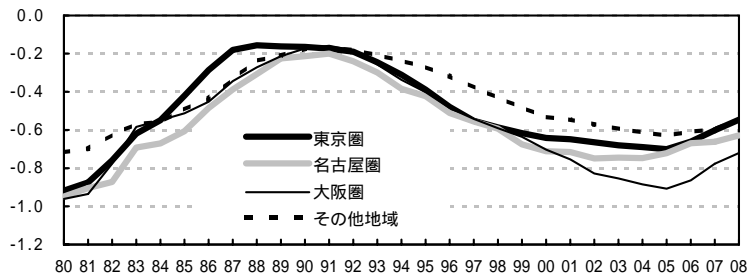
1. 「事務所賃貸」各品目における築年数ごとの品質劣化率（土地比率：2008年）



2. 「事務所賃貸」各品目の品質劣化率（土地比率：2008年 / 築年数別構成比率：2010年1月時点）

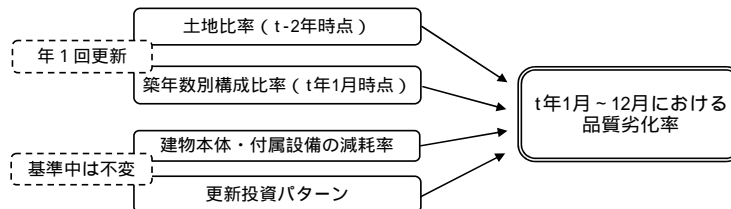


< 「事務所賃貸」各品目の品質劣化率の変動（築年数別構成比率は2010年1月時点で固定） >



< 経年劣化の品質調整スキーム >

各品目の品質劣化率は年1回更新し、毎年1月指数（2月公表分）から適用します。



品質劣化率の適用期間	土地比率	築年別構成比率
2010年1月～2010年12月	2008年時点	2010年1月時点
2011年1月～2011年12月	2009年時点	2011年1月時点
2012年1月～2012年12月	2010年時点	2012年1月時点
2013年1月～2013年12月	2011年時点	2013年1月時点
2014年1月～2014年12月	2012年時点	2014年1月時点

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																																																																																																															
【こぼれ話】不動産賃貸																																																																																																																
店舗賃貸における業態別構成比率	<p>§ 店舗賃貸サービスは様々な業態に対して提供されていますが、業態別や立地環境別の取引額を調査している統計はありません。このため、様々な統計を使用し、業態別構成比率を推計しています。</p> <p>< 店舗賃貸における業態別構成比率の推計方法 ></p> <p>1. 店舗賃貸サービスを、業態別・立地環境別に、以下の18種類に分類。</p> <table border="1" data-bbox="437 443 1273 763"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業 態</th> <th rowspan="2">立 地</th> <th colspan="2">大規模小売店舗内にある店舗</th> <th rowspan="2">大規模小売店舗外にある店舗</th> </tr> <tr> <th>中心地</th> <th>周辺 + 郊外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">小売業</td> <td>百貨店</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スーパーマーケット</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンビニエンスストア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドラッグストア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門店・中心店</td> <td>衣料品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>食料品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住関連</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">飲食店</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 売上高を推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業と飲食店の売上高は、財務省『法人企業統計年報』を参照。 ・小売業の売上高を経済産業省『商業統計調査』の構成比率で案分し、業態別・立地環境別の売上高を推計。 ・小売業のうち、大規模小売店舗内にある専門店・中心店は、日本ショッピングセンター協会『SC白書』の「総売上高」の構成比により、立地環境別に案分。 <p>3. 売上高不動産賃貸料比率を推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『法人企業統計年報』の「動産・不動産賃貸料」を「売上高」で除し、小売業と飲食店の売上高不動産賃貸料比率を推計。 ・小売業は、『法人企業統計年報』から企業規模別の売上高不動産賃貸料比率を算出。これを、『商業統計調査』の「年間商品販売額」による業態別の中小企業比率で案分し、業態別の売上高不動産賃貸料比率を推計。 ・小売業のうち、大規模小売店舗内にある専門店・中心店は、日本ショッピングセンター協会『SC賃料・共益費実態調査』の立地環境別の「売上高対賃料比率」を参照。 ・小売業のうち、大規模小売店舗外にある専門店・中心店は、小売業全体から上記を差し引いた残差から推計。 <table border="1" data-bbox="437 1352 1407 1641"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>売上高</th> <th>売上高不動産賃貸料比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>小計</td> <td>164.7兆円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>百貨店</td> <td>10.2</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スーパーマーケット</td> <td>47.1</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンビニエンスストア</td> <td>8.1</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドラッグストア</td> <td>3.1</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専門店・中心店(大規模小売店舗内)</td> <td>13.5</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専門店・中心店(大規模小売店舗外)</td> <td>82.7</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td></td> <td>17.5</td> <td>6.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 売上高に売上高不動産賃貸料比率を乗じ、賃貸料を推計。</p> <table border="1" data-bbox="437 1711 1155 2000"> <thead> <tr> <th></th> <th>賃貸料</th> <th>構成比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5.2兆円</td> <td>82.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>百貨店</td> <td>0.4</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スーパーマーケット</td> <td>1.6</td> <td>24.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンビニエンスストア</td> <td>0.4</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドラッグストア</td> <td>0.1</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専門店・中心店(大規模小売店舗内)</td> <td>1.3</td> <td>20.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専門店・中心店(大規模小売店舗外)</td> <td>1.4</td> <td>22.7%</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>1.1</td> <td>17.9%</td> </tr> </tbody> </table>	業 態	立 地	大規模小売店舗内にある店舗		大規模小売店舗外にある店舗	中心地	周辺 + 郊外	小売業	百貨店				スーパーマーケット				コンビニエンスストア				ドラッグストア				専門店・中心店	衣料品				食料品				住関連				飲食店							売上高	売上高不動産賃貸料比率	小売業	小計	164.7兆円			百貨店	10.2	4.4%		スーパーマーケット	47.1	3.3%		コンビニエンスストア	8.1	4.4%		ドラッグストア	3.1	2.7%		専門店・中心店(大規模小売店舗内)	13.5	9.6%		専門店・中心店(大規模小売店舗外)	82.7	1.7%	飲食店		17.5	6.4%		賃貸料	構成比率	小売業	5.2兆円	82.1%		百貨店	0.4	7.1%		スーパーマーケット	1.6	24.7%		コンビニエンスストア	0.4	5.7%		ドラッグストア	0.1	1.4%		専門店・中心店(大規模小売店舗内)	1.3	20.6%		専門店・中心店(大規模小売店舗外)	1.4	22.7%	飲食店	1.1	17.9%
業 態	立 地			大規模小売店舗内にある店舗			大規模小売店舗外にある店舗																																																																																																									
		中心地	周辺 + 郊外																																																																																																													
小売業	百貨店																																																																																																															
	スーパーマーケット																																																																																																															
	コンビニエンスストア																																																																																																															
	ドラッグストア																																																																																																															
	専門店・中心店	衣料品																																																																																																														
	食料品																																																																																																															
	住関連																																																																																																															
飲食店																																																																																																																
		売上高	売上高不動産賃貸料比率																																																																																																													
小売業	小計	164.7兆円																																																																																																														
	百貨店	10.2	4.4%																																																																																																													
	スーパーマーケット	47.1	3.3%																																																																																																													
	コンビニエンスストア	8.1	4.4%																																																																																																													
	ドラッグストア	3.1	2.7%																																																																																																													
	専門店・中心店(大規模小売店舗内)	13.5	9.6%																																																																																																													
	専門店・中心店(大規模小売店舗外)	82.7	1.7%																																																																																																													
飲食店		17.5	6.4%																																																																																																													
	賃貸料	構成比率																																																																																																														
小売業	5.2兆円	82.1%																																																																																																														
	百貨店	0.4	7.1%																																																																																																													
	スーパーマーケット	1.6	24.7%																																																																																																													
	コンビニエンスストア	0.4	5.7%																																																																																																													
	ドラッグストア	0.1	1.4%																																																																																																													
	専門店・中心店(大規模小売店舗内)	1.3	20.6%																																																																																																													
	専門店・中心店(大規模小売店舗外)	1.4	22.7%																																																																																																													
飲食店	1.1	17.9%																																																																																																														

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
鉄道旅客輸送	
新幹線	<p>※ 新幹線による旅客輸送サービス。</p> <p>1. 新幹線運賃・料金</p> <p>①普通車指定席利用運賃・料金</p> <p>②普通車回数券</p> <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線の種類、輸送区間を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・調査価格は、運賃（乗車券）に料金（特急券、指定席券等）を加算している。
鉄道旅客輸送 (除新幹線)	<p>※ 新幹線以外の鉄道による旅客輸送サービス。</p> <p>1. 普通列車運賃</p> <p>①普通列車乗車券</p> <p>2. 特急列車運賃・料金</p> <p>①特急列車指定席利用運賃・料金</p> <p>②特急列車回数券</p> <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送区間を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・特急列車の調査価格は、運賃（乗車券）に料金（特急券、指定席券等）を加算している。

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)		
道路旅客輸送			
乗合バス	<p>※ 路線を定めて定期的に運行する自動車により、有償で行う旅客輸送サービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 路線バス運賃 <ol style="list-style-type: none"> 普通運賃、均一制／輸送区間を特定 普通運賃、対キロ区間制／輸送区間を特定 高速バス運賃 <ol style="list-style-type: none"> 普通運賃／輸送区間を特定 往復割引運賃／輸送区間を特定 空港連絡バス運賃 <ol style="list-style-type: none"> 普通運賃／輸送区間を特定 		
貸切バス	<p>※ 乗用定員11人以上の自動車を貸し切り、有償で行う旅客輸送サービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸切バス契約料金 <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 代表的な輸送地域を特定した「標準価格」または代表的なバスの種類、輸送地域、旅程日数などの取引条件を特定した「平均価格」を調査。 平均価格は、「貸切バス輸送収入÷(稼動日数×稼動車両数、または走行距離数)」から算出した「1日1車または1km当たりの契約料金」を採用。 <p>※貸切バスのサービス内容は、オーダーメイド性が強く、同一のサービスが継続されることが少ないことから、調査価格の一部に条件固定を緩めた平均価格を採用している。</p> <p><調査価格の構成></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域別構成 <table border="1" data-bbox="470 1115 1054 1167"> <tr> <td>調査対象地域</td> <td>北海道圏、関東圏、中部圏、近畿圏、九州圏</td> </tr> </table>	調査対象地域	北海道圏、関東圏、中部圏、近畿圏、九州圏
調査対象地域	北海道圏、関東圏、中部圏、近畿圏、九州圏		
ハイヤー・タクシー	<p>※ 乗用定員10人以下の自動車を貸し切り、有償で行う旅客輸送サービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> ハイヤーの契約料金 <ol style="list-style-type: none"> 距離制契約料金 時間制契約料金 タクシーの契約料金 <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ビジネス需要で代表的な地域を特定し、当該地域の全ての利用距離、時間帯別価格差を包含する、運賃の「平均改定率」を利用した「モデル価格」のみを調査。 <p><調査価格の構成></p> <ul style="list-style-type: none"> ハイヤー／タクシーの構成 タクシーの地域別構成 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="491 1630 778 1899"> <p>ハイヤー 3%</p> <p>タクシー 97%</p> </div> <div data-bbox="965 1630 1216 1899"> <p>東京都 45%</p> <p>その他 55%</p> </div> </div> <p>(注) 「その他」には、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県が含まれる。</p>		

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

国際航空旅客輸送

国際航空旅客輸送
(北米方面)

※ 航空機により旅客の国際輸送を行うサービス（北米方面）。

1. 国際線（北米方面）の航空旅客運賃

- 東京－ニューヨーク
- 東京－ワシントンD. C.
- 東京－デトロイト
- 東京－ロサンゼルス
- 東京－シアトル

<価格調査方法>

- ・複数の需要者を想定した「モデル価格」を採用。複数の航空会社を調査。
- ・調査価格は、外部データを利用して算出している。
- ・燃油代にサーチャージ制を導入している調査価格では、該当金額を加算。
- ・モデル価格の詳細は、次のとおり。

①座席クラス

ファーストクラス、ビジネスクラス、プレミアムエコノミークラス、エコノミークラスを設定

②需要者の利用条件

(a) 購入タイミング

1ヶ月前に購入可能な需要者、当日に購入可能な需要者を設定

(b) 往路の予約変更

往路の予約変更を可能にしたい需要者、しなくてよい需要者を設定

※ (a) ~ (b) を組み合わせ、4タイプの需要者を設定。

従来は「航空会社の利用可能性」についても、需要者のタイプを分けて設定（往復で同一の航空会社を利用する需要者、しない需要者を設定）していたが、2011年4月から、往復で同一の航空会社を利用する需要者のみを設定している。見直しの詳細は【こぼれ話】「国際航空旅客輸送におけるモデル価格の考え方と留意点」を参照。

需要者のタイプ	I	II	III	IV
(a) 購入タイミング	当日		1ヶ月前	
(b) 往路の予約変更	可	不可	可	不可

③①×②×航空会社数で設定した各需要者が最安運賃を選択すると仮定



座席クラス別・運賃種類別の利用人数構成比で集計

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

国際航空旅客輸送

国際航空旅客輸送
(北米方面)

・航空会社の設定運賃と各需要者の運賃選択の例は次のとおり
(東京-ニューヨーク<2011年4月>)。
*日本航空利用の場合

	キャリア運賃					
	普通運賃	特別運賃				
	キャリア普通運賃	キャリア特別運賃			キャリアベックス運賃	
	エコノミー クラス	ビジネス クラス	プレミアム エコノミー	エコノミー クラス	プレミアム エコノミー	エコノミー クラス
	—	前売り型	—	—	前売り型	前売り型
運賃名称	JALエコノ ミークラス 普通運賃	JALビジネス セイバー	JALエコノ ミーセイバー プレミアム	JALエコノ ミーセイバー	JALが付 きセイバー プレミアム	が付 きセイバー
予約期限	なし	3日前まで	出発前まで	出発前まで	7日前まで	14日前まで
往路の 予約変更	不可	不可	不可	不可	不可	不可



需要者のタイプ	I	II	III	IV
①購入タイミング	当日		1ヶ月前	
②往路の予約変更	可	不可	可	不可
ファーストクラス	IATAファーストクラス普通運賃			
ビジネスクラス	JALエグゼクティブクラス普通運賃			JALビジ ネス セイバー
エコノミークラス	JALエコノ ミー クラス 普通運賃	JALエコノ ミー セイバー	JALエコノ ミー クラス 普通運賃	が付 き セイバー

*全日本空輸利用の場合

	キャリア運賃					
	普通運賃	特別運賃				
	キャリア普通運賃	キャリア特別運賃			キャリアベックス運賃	
	エコノミー クラス	ビジネス クラス	プレミアム エコノミー	プレミアム エコノミー	エコノミー クラス	エコノミー クラス
	—	前売り型	—	—	—	前売り型
運賃名称	ANAエコノ ミークラス 普通運賃	ビジ割	エコ割 プレ ミアム	エコ割 プレ ミアム ライ ト	エコ割 スタ ンダ ード	エコ割
予約期限	なし	3日前まで	出発前まで	出発前まで	出発前まで	14日前まで
往路の 予約変更	不可	不可	不可	不可	不可	不可



需要者のタイプ	I	II	III	IV
①購入タイミング	当日		1ヶ月前	
②往路の予約変更	可	不可	可	不可
ファーストクラス	IATAファーストクラス普通運賃			
ビジネスクラス	ANAエグゼクティブクラス普通運賃			ビジ割
エコノミークラス	ANAエコノ ミー クラス 普通運賃	エコ割 スタ ンダ ード	ANAエコノ ミー クラス 普通運賃	エコ割

(注) 各社ホームページから作成。

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																		
国際航空旅客輸送																			
国際航空旅客輸送 (欧州方面)	<p>※ 航空機により旅客の国際輸送を行うサービス（欧州方面）。</p> <p>1. 国際線（欧州方面）の航空旅客運賃</p> <p>東京－ロンドン 東京－フランクフルト 東京－パリ</p> <p><価格調査方法></p> <p>・品目「国際航空旅客輸送（北米方面）」を参照。</p>																		
国際航空旅客輸送 (アジア・オセアニア方面)	<p>※ 航空機により旅客の国際輸送を行うサービス（アジア・オセアニア方面）。</p> <p>1. 国際線（アジア・オセアニア方面）の航空旅客運賃</p> <p>東京－北京 大阪－北京 東京－上海 大阪－上海 名古屋－上海 東京－香港 大阪－香港 東京－ソウル 大阪－ソウル 名古屋－ソウル 東京－台北 大阪－台北 名古屋－台北 東京－マニラ 東京－バンコク 大阪－バンコク 名古屋－バンコク 東京－シンガポール 東京－ジャカルタ 東京－シドニー</p> <p><価格調査方法></p> <p>・品目「国際航空旅客輸送（北米方面）」を参照。</p> <p><調査価格の構成></p> <p>・目的地（国別）の構成</p> <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (目的地別)</caption> <thead> <tr> <th>目的地</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td>台湾</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>オーストラリア</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「中国」には香港を含む。</p>	目的地	割合	中国	51%	台湾	14%	タイ	11%	シンガポール	7%	韓国	6%	フィリピン	3%	インドネシア	4%	オーストラリア	4%
目的地	割合																		
中国	51%																		
台湾	14%																		
タイ	11%																		
シンガポール	7%																		
韓国	6%																		
フィリピン	3%																		
インドネシア	4%																		
オーストラリア	4%																		

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
国内航空旅客輸送	<p>国内航空旅客輸送 ※ 航空機により旅客の国内輸送を行うサービス。</p> <p>1. 国内線の航空旅客運賃</p> <p>東京－札幌／午前発、午後発 東京－小松／午前発 東京－大阪／午前発 東京－広島／午前発 東京－福岡／午前発、午後発 名古屋－福岡／午前発 大阪－福岡／午前発</p> <p>※ 出発時間は原則として「午前」とする。一部の路線では、出発時間の違いにより割引運賃の水準が大きく異なることから、複数の出発時間（午前、午後）を指定。</p> <p><価格調査方法></p> <p>・複数の需要者を想定した「モデル価格」を採用。モデル設定の詳細は、次のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>①需要者の利用条件</p> <p>(a) 航空会社の利用可能性 往復で同一の航空会社を利用する需要者、しない需要者を設定</p> <p>(b) 購入タイミング 1週間前に購入可能な需要者、当日に購入可能な需要者を設定</p> <p>(c) 片道利用か往復利用か 片道利用の需要者、往復利用の需要者を設定</p> <p>(d) 往路の予約変更 往路の予約変更を可能にしたい需要者、しなくてよい需要者を設定</p> <p>(e) 利用する航空会社のカードを保有しているか 航空会社のカードを保有している需要者、していない需要者を設定</p> <p>※ (a) ～ (e) を組み合わせ、32タイプの需要者を設定。</p> <p>②①×航空会社数による各タイプの需要者が最安運賃を選択すると仮定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 運賃種類別の利用人数構成比で集計 </div> </div>

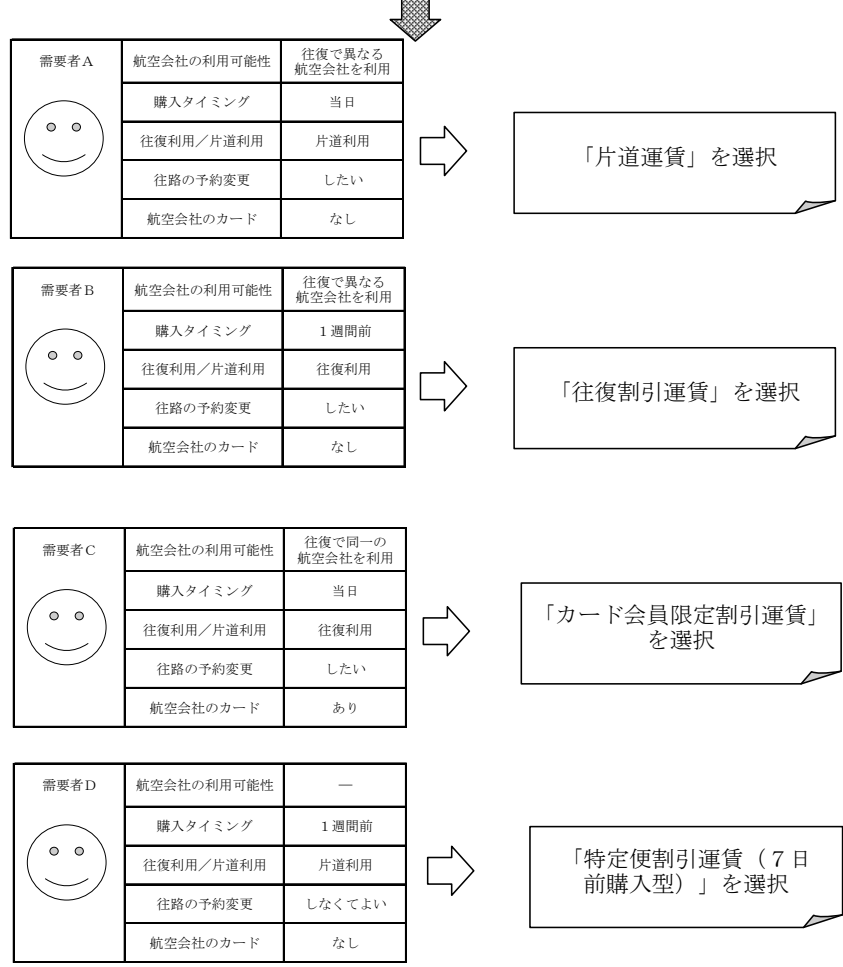
類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

国内航空旅客輸送

・航空会社の設定運賃と各需要者の運賃選択例は、次のとおり。

運賃の種類 (例)		他社利用	予約期限	往復/片道	予約変更	カード会員 限定
片道運賃	満12歳以上の通常運賃。	可	当日	片道	可	—
往復割引運賃	満12歳以上の利用者が同一路線を単純往復する場合に適用。	可	当日	往復	可	—
カード会員限定割引運賃	航空会社のカード会員が、同一路線を2回搭乗する場合に適用。	不可	当日	片道/往復	可	カード会員 限定
特定便割引運賃 (1日前購入型)	特定の便に設定、前日まで購入可能な割引運賃。	—	前日	片道	不可	—
特定便割引運賃 (7日前購入型)	特定の便に設定、7日前まで購入可能な割引運賃。	—	7日前	片道	不可	—
早期購入割引運賃	搭乗日の28日前まで購入可能な割引運賃。	—	28日前	片道	不可	—
高齢者割引運賃	満65歳以上の利用者が搭乗日の前日まで購入可能な割引運賃。	—	前日	片道	不可	—



(注) 航空会社ホームページから作成。

・モデル価格では、以上のような需要者別の運賃選択の結果、「片道運賃」「往復割引運賃」「カード会員限定割引運賃」「特定便割引運賃」などが採用されている。

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】旅客輸送

季節性料金の
指数への反映

§ 旅客輸送サービスでは、帰省や行楽シーズンなどによって料金が異なるサービスが存在します。一般的には、こうした季節料金は、毎年、日並び等により適用日数が異なるほか、その時点の需給動向を反映して料金水準も調整されます。こうした多様な価格設定を指数に取り込むため、類別「旅客輸送」では、原則として「月中平均価格」を採用しています。

7月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1～14日：通常運賃 10,000円
15～31日：割増運賃 20,000円

$$\text{調査価格} = \frac{14}{31} \times 10,000円 + \frac{17}{31} \times 20,000円$$

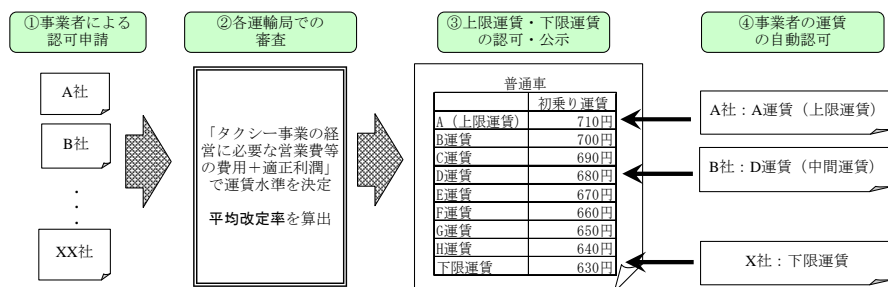
$$\approx 15,483円$$

§ ただし、品目「新幹線」の特急料金の一部で設定されているシーズン料金については、調査負担軽減の観点から、「適用日数の多い料金」を採用しています。

タクシー運賃の
仕組みと地域間
のばらつき

§ タクシー運賃は、認可制となっており、各地域の運輸局の審査を経て、「上限運賃」～「下限運賃」が設定されます。各事業者は、原則、「上限運賃」～「下限運賃」の範囲で運賃を申請し、自動認可される仕組みとなっています。

* タクシー運賃の決まり方 (関東運輸局資料より作成)



§ 各地域の価格設定状況を見ると、ほとんどの事業者が「上限運賃」を適用している地域と、事業者間の競合が激しく「中間運賃」や「下限運賃」を適用している事業者が少ない地域に分かれます。このため、CSP Iでは、上限運賃を適用している事業者に加えて、中間運賃や下限運賃を適用している事業者からも調査協力を得るなど、地域間のばらつきに配慮して、調査価格を採用しています。

タクシーの価格
調査における
「平均改定率」
の採用

§ タクシー運賃は、初乗運賃と利用距離などに応じた加算運賃で構成されるほか、早朝深夜割増運賃といった利用時間帯に応じた運賃も設定されています。

* 運賃種類の例 (東京乗用旅客自動車協会ホームページより)

運賃種類	内容	金額
(a) 利用距離に応じた運賃	初乗り運賃 (2kmまで)	710円
	加算運賃 (288mまでを増すごとに)	90円
(b) 利用時間帯に応じた運賃	早朝深夜割増 (22時から5時まで)	2割増

§ 需要者の利用形態により多様な価格が設定されている中では、代表的なビジネス需要のモデル (代表的な利用距離・利用時間帯等) を設定し、価格調査を行う必要があります。しかしながら、こうした情報を入手することは困難であるため、全ての取引を包含した「平均改定率」を使用した「モデル価格」を調査価格として採用しています。

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】旅客輸送

航空旅客輸送におけるモデル価格の考え方と留意点


§ 航空旅客運賃は、路線、航空会社、座席クラス、曜日や日にちごとに運賃に大きなばらつきがあるほか、一定の利用条件のもとで割安な運賃が利用可能であるなど、需要者のニーズに応じた多種多様な運賃が存在します。こうしたサービスでは、代表的な複数の需要者を想定し、各需要者が直面する価格を継続的に調査することが有効な価格調査となります。

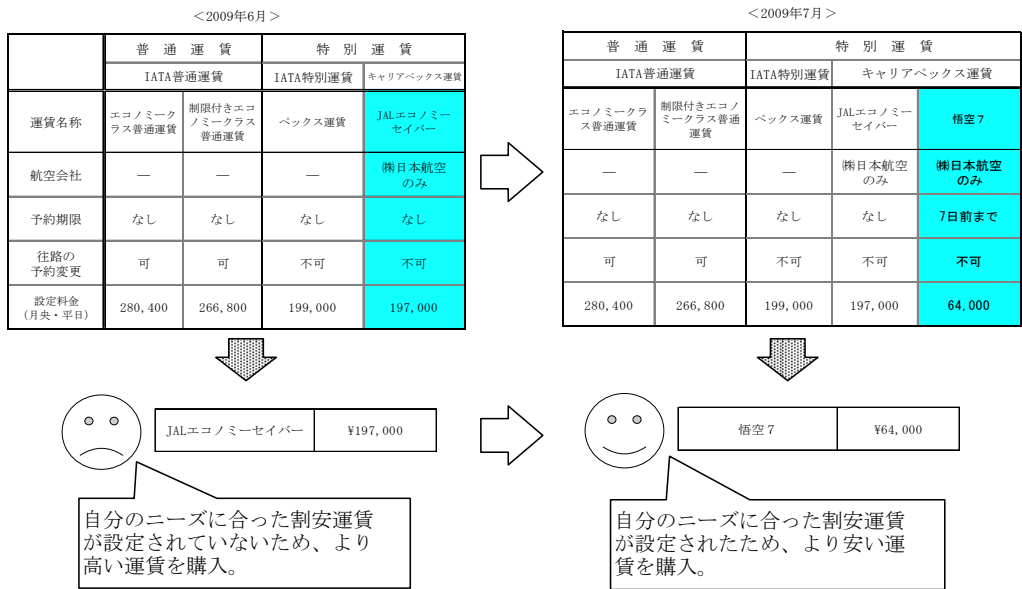
<航空旅客輸送におけるモデル価格の留意点 1：運賃体系の変更と調査価格への影響>

§ 各航空会社は多様な需要者のニーズに応えるため、様々な運賃を設定しています。この中で、新たな割引運賃の設定など、運賃体系が変更された場合には、C S P I の調査価格にも影響が生じます。

§ 例えば、国際線の航空旅客運賃では、欧州方面で08年4月より各航空会社が独自に設定した「普通運賃」が、09年7月には、中国方面で前売り型の割引運賃が認可されるなど、新たな運賃が設定されました。C S P I のモデル価格では、各需要者にとっての最安運賃を捕捉することから、より安い運賃に需要がシフトし、指数は下落しています。

* 新たな運賃の導入と需要者の運賃選択 (09年7月、中国方面、エコノミークラス)

需要者 	航空会社の利用可能性	往復で同一の航空会社を利用
	購入タイミング	1ヶ月前
	往路の予約変更	しなくてよい



<航空旅客輸送におけるモデル価格の留意点 2：多様な利用条件とモデル価格の設定>

§ 例えば、国際線の航空旅客運賃では、下表のとおり利用条件がきめ細かく存在し、それに応じた多種多様な価格が設定されています。しかしながら、C S P I のモデル価格では、調査負担を考慮し、出

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】旅客輸送

航空旅客輸送におけるモデル価格の考え方と留意点

張利用などの運賃選択において重要と考えられ、価格差も大きい2種類(※)の利用条件に絞って、需要者を設定しています。

利用条件	内容
☆ 利用航空公司	往復とも同一の航空公司の利用が必要
予約期限	予約はいつまで可能か(例、当日、14日前)
発券期限	発券はいつまで可能か(例、予約完了後7日以内)
有効期間	航空券はいつまで有効か(例、3か月)
途中降機回数	途中降機は可能か(例、不可、1回可)
乗り換え回数	乗り換えは可能か(例、不可、1回可)
予約変更	予約変更が可能か(例、不可、往路のみ可、可)
経路変更	経路変更が可能か(例、不可、可)

(注) ㈱オーエフシー『日本発キャリア運賃』から作成。


※「利用航空公司」の利用条件(☆)について、従来は往復で同一の航空公司を利用する需要者、しない需要者を設定していましたが、往復で同一の航空公司を利用する需要者のみを設定することにしました。これは、①往復で異なる航空公司を利用することが可能な各種IATA運賃の中で相対的に割安な運賃が廃止されたこと、②近年、IATA運賃の利用が減少し、より割安なキャリア運賃(原則としては他の航空公司の利用は不可)の利用が主となってきていることに対応したものです。IATA運賃の変更時期に合わせて品目「国際航空旅客輸送」(北米方面)および「同」(アジア・オセアニア方面)については2011年4月から、「同」(欧州方面)については2010年4月から、見直したモデルを適用しています。

§ また、航空旅客運賃では、法人向けのボリューム・ディスカウントの情報が入手できないことから、こうした割引の変動は、指数に反映できていません。

国内航空旅客輸送における割引運賃の設定有無と調査価格への影響


§ 国内航空旅客では、行楽シーズンなどに需要が高まることから、通常期に設定されている割引運賃が設定されない期間が存在します。

§ C S P I では、国内航空旅客輸送の調査価格として、複数の需要者を想定したモデル価格を設定し、その需要者がその日に選択する最安運賃を捕捉した「月中平均価格」を採用しています。従って、通常期に割引運賃を選択していた需要者は、割引運賃の設定がない場合、より上位の運賃を選択することになります。


需要者	航空公司の利用可能性	往復で異なる航空公司を利用
	購入タイミング	1週間前
	往復利用/片道利用	往復利用
	往路の予約変更	しなくてよい
	航空公司のカード	なし

	普通運賃	往復割引運賃	特定便利割引運賃
7月1日	○	○	○
7月2日	○	○	○
7月3日	○	○	○
7月4日	○	○	○
7月5日	○	○	○
7月6日	○	○	○
7月7日	○	○	○
7月8日	○	○	○
7月9日	○	○	○
7月10日	○	○	○
7月11日	○	○	○
7月12日	○	○	○
7月13日	○	○	○
7月14日	○	○	○
7月15日	○	○	○
7月16日	○	○	○
7月17日	○	○	○
7月18日	○	○	○
7月19日	○	○	○
7月20日	○	○	○
7月21日	○	○	○
7月22日	○	○	○
7月23日	○	○	○
7月24日	○	○	○
7月25日	○	○	○
7月26日	○	○	○
7月27日	○	○	○
7月28日	○	○	○
7月29日	○	○	○
7月30日	○	○	○
7月31日	○	○	○

【通常期】7/1~14日

	特定便利割引運賃	¥15,000
--	----------	---------

【ピーク期】7/15~31日

	往復割引運賃	¥20,000
--	--------	---------

§ 国内航空旅客輸送の指数には、割引運賃の設定の有無を背景とした需要のシフトが反映されています。

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)						
鉄道貨物輸送 鉄道貨物輸送	<p>鉄道による貨物の輸送サービス。</p> <p>1. コンテナ扱い運賃 * 貨物をコンテナに集積して輸送するサービス。</p> <p>< 価格調査方法 > ・ 輸送区間、貨物内容、取引相手先を特定した「実際の取引価格」または輸送区間を特定した「平均価格」を調査。</p> <p>2. 車扱い運賃 * 有蓋車、タンク車等の貨車を1車単位で貸切って輸送するサービス。</p> <p>石油 灯油 ガソリン 石炭 石灰石</p> <p>< 価格調査方法 > ・ 輸送区間、貨物内容、取引相手先を特定した「実際の取引価格」または輸送区間、取引相手先を特定した「平均価格」を調査。</p> <p>< 調査価格の構成 > ・ コンテナ扱い/車扱いの構成</p> <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>扱い</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンテナ扱い</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>車扱い</td> <td>18%</td> </tr> </tbody> </table>	扱い	割合	コンテナ扱い	82%	車扱い	18%
扱い	割合						
コンテナ扱い	82%						
車扱い	18%						

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
道路貨物輸送	
積合せ貨物輸送	<p>複数の荷主の貨物を一台のトラックに積ませて輸送するサービス（特別積合せ貨物輸送を含む、ただし宅配便、メール便を除く）。</p> <p>* 特別積合せ貨物輸送とは、不特定多数の取引相手先から集めた貨物を事業場（ターミナル）に集めて方面別に仕分けを行い、これを積ませて他地域の事業場に運送し、その事業場で貨物の配達に必要な仕分けを行うサービスが該当。</p> <p>1. 積合せ貨物運賃</p> <p>北海道 北海道、加工食品 山形県 東京都、農産物 新潟県 広島県、食料品 石川県 大阪府、繊維製品 栃木県 東京都、紙製品 埼玉県 北海道、自動車部品 東京 大阪、金属製品 愛知県 東京都、化学製品 岐阜県 東京都、衣料品 大阪府 東京都、食料品 兵庫県 福岡県、化学製品 岡山県 佐賀県、食品容器 福岡県 東京都、靴製品 宮崎県 大阪府、自動車部品 輸送距離500km圏内、雑貨</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>
宅配便	<p>トラックにより宅配便を輸送するサービス。</p> <p>* 宅配便とは、重量30kg以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して行うサービスが該当。</p> <p>1. 宅配便運賃</p> <p>東京都 京都府、印刷物 東京都 関西地区、通信販売商品 愛知県 東京都、景品類 兵庫県 岡山県、通信販売商品 岡山県域内、デパート配送品 大阪府 富山県、サイズ固定 関東地域、サイズ固定 関西地域、サイズ固定 区間固定、サイズ固定</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>
メール便	<p>トラックによりメール便を輸送するサービス。</p> <p>* メール便とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了するサービスが該当。</p> <p>1. メール便運賃</p> <p>旅行会社パンフレット類、重量固定 専門学校テキスト類、重量固定 通信販売カタログ類、重量固定 雑誌、重量固定 重量固定</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
道路貨物輸送	
貸切貨物輸送	<p>トラックを貸し切り、貨物を輸送するサービス(特殊貨物輸送を除く)。</p> <p>1. 貸切貨物運賃</p> <p>山形県 茨城県、建築資材 茨城県 大阪府、化学製品 埼玉県 愛知県、乗用車 東京都 福岡県、雑貨 神奈川県 岡山県、化学製品 千葉県 埼玉県、鉄鋼製品 富山県 埼玉県、家具 愛知県 東京都、電気製品 滋賀県 宮城県、機械類 関西起点500km、雑貨 大阪府 千葉県、化学製品 岡山県 大阪府、医薬品 広島県 東京都、家電製品 佐賀県 大阪府、食料品 鹿児島県 東京都、食料品</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>
特殊貨物輸送	<p>特殊な構造を有する車両を使用して貨物を輸送するサービス及び特殊貨物を輸送するサービス。</p> <p>* 特殊な構造を有する車両は、「ダンプ車」「タンク車」等が該当。特殊貨物は、「海上コンテナ」「航空貨物」「鋼材」「郵便物」等が該当する。</p> <p>1. 特殊貨物運賃</p> <p>東北地区発、トレーラー輸送(白油) 神奈川県 大阪府、トレーラー輸送(機械) 東京都 東京都、ダンプ車輸送(砂利) 熊本県 三重県、タンク車輸送(化学製品) 愛知県 福井県、海上コンテナ(工作機械) 埼玉県 千葉県、航空貨物(化学製品) 神奈川県 東京都、鋼材 山形県内、郵便物</p> <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送区間、貨物内容、取引相手先を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・ 燃油代にサーチャージ制を導入している調査価格では、「仮価格」を採用し、定期遡及訂正時に決着価格に訂正している。 <p style="text-align: center;">燃油代の大幅な変動に対応するため、一部の取引では、半期毎に後決めで追徴するサーチャージ制が導入されている。</p>

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																				
<p>郵便法の改正に伴う品目範囲の変更</p>	<p>【こぼれ話】陸上貨物輸送</p> <p>§ 2007年10月から、郵政民営化を受けた「郵便法」の改正に伴い、「一般小包」「冊子小包」は郵便法の適用外となり、貨物自動車運送事業法等の適用を受けることとなりました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">日本郵政公社（郵便事業）</p> <p style="text-align: center;">通常郵便物（内国）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第一種・第二種</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第三種・第四種</div> <p style="text-align: center;">小包郵便物（内国）</p> <p style="text-align: center;">国際郵便（通常・小包・EMS）</p> <p style="text-align: right;">ほか</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">郵便事業株式会社</p> <p style="text-align: center;">内国郵便</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第一種・第二種</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第三種・第四種</div> <p style="text-align: center;">国際郵便（通常・小包・EMS）</p> <p style="text-align: center;">小包郵便物（内国）</p> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">郵便法の適用</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">貨物自動車運送事業法等の適用</p> <p>§ C S P Iでは上記の法改正を受け、2000年基準品目「その他郵便」のうち「一般小包」を2005年基準品目「宅配便」へ、同「冊子小包」を同品目「メール便」へそれぞれ移管しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>< 2000年基準 ></p> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>類別</th> <th>品目</th> <th>サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">通信</td> <td rowspan="4">その他郵便</td> <td>・特殊取扱通常郵便物（書留、速達等）</td> </tr> <tr> <td>・国際郵便</td> </tr> <tr> <td>・一般小包</td> </tr> <tr> <td>・冊子小包</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">ほか</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>< 2005年基準 ></p> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>類別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊取扱郵便</td> <td rowspan="2">郵便</td> </tr> <tr> <td>国際郵便</td> </tr> <tr> <td>宅配便</td> <td rowspan="2">陸上貨物輸送</td> </tr> <tr> <td>メール便</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>2005年基準では、品目「その他郵便」を「特殊取扱郵便」「国際郵便」に分割。</p>	類別	品目	サービス	通信	その他郵便	・特殊取扱通常郵便物（書留、速達等）	・国際郵便	・一般小包	・冊子小包			ほか	品目	類別	特殊取扱郵便	郵便	国際郵便	宅配便	陸上貨物輸送	メール便
類別	品目	サービス																			
通信	その他郵便	・特殊取扱通常郵便物（書留、速達等）																			
		・国際郵便																			
		・一般小包																			
		・冊子小包																			
		ほか																			
品目	類別																				
特殊取扱郵便	郵便																				
国際郵便																					
宅配便	陸上貨物輸送																				
メール便																					

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

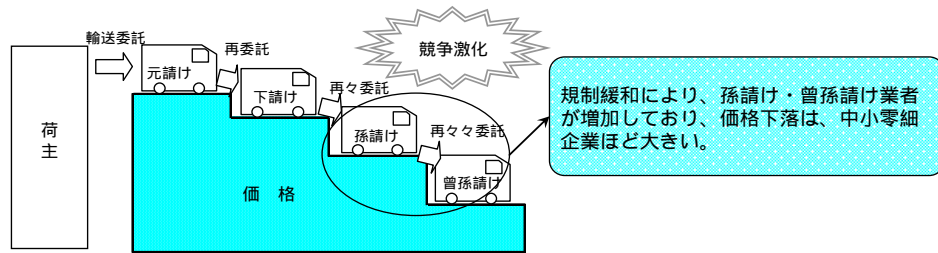
【こぼれ話】陸上貨物輸送

調査価格の標本の偏り

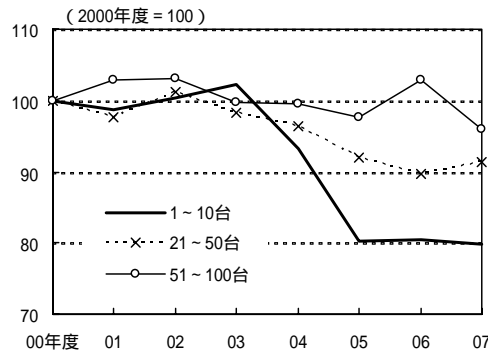
§ C S P I では、調査価格の代表性確保のため、対象サービスごとに業界シェアで上位を占める「代表的な企業」に調査を依頼することが多いことから、大企業間の取引が調査対象となります。

§ 一方、道路貨物輸送サービスは、貸切貨物輸送を中心に、企業数が極めて多く、零細企業の割合が比較的高いサービスです。業界からは、孫受け・曾孫受けといった下請けが増加し、零細企業の価格は、大企業間の取引価格に比べて下落率が大きいといった声があることから、品目「貸切貨物輸送」の指数が、零細企業の取引が取り込まれていないために歪みを持つ可能性は残念ながら否定できません。調査価格の標本の偏りは、調査先企業となる皆様のご負担などに配慮して今後とも検討して参ります。

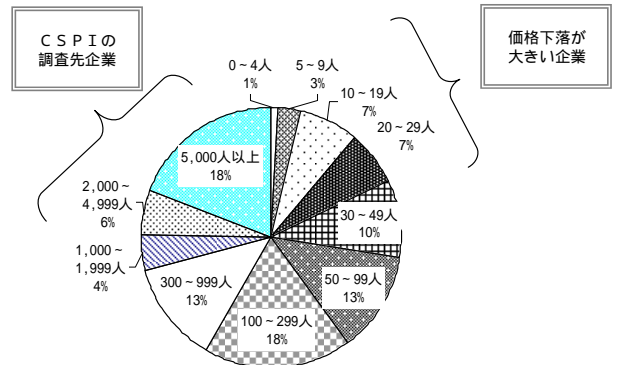
* 貸切貨物輸送の取引慣行



* 1事業所の車両保有数別トンキロ単価 (全日本トラック協会資料より作成)



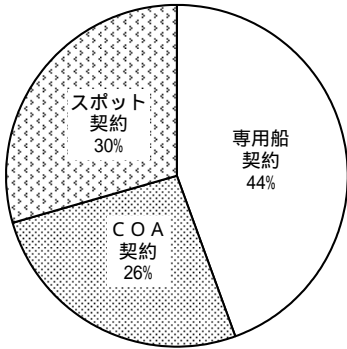
* 従業員規模別にみた従業員数の構成比 (2006年) (総務省「事業所・企業統計調査」より作成)



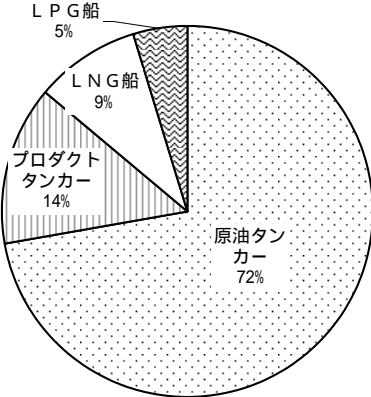
類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)												
外航貨物輸送 定期船	<p>定期的に運航されている外航航路において、船舶（主にコンテナ船）を用いて外国より貨物を輸入する際の、貨物輸送サービス。</p> <p>1. 貨物輸送運賃</p> <p>アジア航路 中国 日本、混載、20フィートコンテナ タイ 日本、混載、40フィートコンテナ ほか</p> <p>大洋州航路 豪州 日本、ウール 豪州 日本、ペットフード</p> <p>北米航路 北米 日本、藁 北米 日本、肉類 北米 日本、自動車部品</p> <p>欧州航路 欧州 日本、モルト</p> <p>中南米航路 南米 日本、魚粉</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な航路、貨物またはコンテナサイズを特定した「標準価格」や「実際の取引価格」または航路を特定した「平均価格」を調査。 ・運賃に「バンカーチャージ」を設定している場合は、該当金額を加算している。 <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・航路別の構成 <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (航路別の構成)</caption> <thead> <tr> <th>航路</th> <th>構成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北米航路</td> <td>42%</td> </tr> <tr> <td>アジア航路</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>欧州航路</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>中南米航路</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>大洋州航路</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table>	航路	構成割合	北米航路	42%	アジア航路	23%	欧州航路	16%	中南米航路	10%	大洋州航路	9%
航路	構成割合												
北米航路	42%												
アジア航路	23%												
欧州航路	16%												
中南米航路	10%												
大洋州航路	9%												

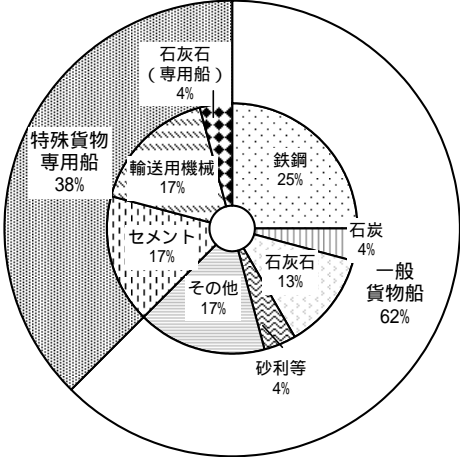
類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)												
外航貨物輸送 不定期船	<p>3. スポット契約による貨物輸送運賃</p> <p>* スポット契約は、1航海限りの短期契約。</p> <p>・以下の外部データを利用している。</p> <table border="1" data-bbox="491 421 1236 721"> <tr> <td rowspan="4">マリネット(株)</td> <td>米ガルフ 日本、ハンディマックス、穀物</td> </tr> <tr> <td>ブラジル 日本、ケープサイズ、鉄鉱石</td> </tr> <tr> <td>西豪州 日本、パナマックス、石炭</td> </tr> <tr> <td>西豪州 日本、パナマックス、石炭</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(有)トランプデータサービス</td> <td>米ガルフ 日本、45,000トン、穀物</td> </tr> <tr> <td>米ガルフ 日本、57,000トン、穀物</td> </tr> <tr> <td>ブラジル 日本、鉄鉱石</td> </tr> <tr> <td>豪州 日本、石炭</td> </tr> <tr> <td>太平洋北西岸 日本、穀物</td> </tr> <tr> <td>太平洋北西岸 日本、木材</td> </tr> </table> <p>< 調査価格の構成 ></p> <p>・契約形態別の構成</p>  <p>専用船契約 44%</p> <p>COA契約 26%</p> <p>スポット契約 30%</p>	マリネット(株)	米ガルフ 日本、ハンディマックス、穀物	ブラジル 日本、ケープサイズ、鉄鉱石	西豪州 日本、パナマックス、石炭	西豪州 日本、パナマックス、石炭	(有)トランプデータサービス	米ガルフ 日本、45,000トン、穀物	米ガルフ 日本、57,000トン、穀物	ブラジル 日本、鉄鉱石	豪州 日本、石炭	太平洋北西岸 日本、穀物	太平洋北西岸 日本、木材
マリネット(株)	米ガルフ 日本、ハンディマックス、穀物												
	ブラジル 日本、ケープサイズ、鉄鉱石												
	西豪州 日本、パナマックス、石炭												
	西豪州 日本、パナマックス、石炭												
(有)トランプデータサービス	米ガルフ 日本、45,000トン、穀物												
	米ガルフ 日本、57,000トン、穀物												
	ブラジル 日本、鉄鉱石												
	豪州 日本、石炭												
	太平洋北西岸 日本、穀物												
太平洋北西岸 日本、木材													
外航タンカー	<p>船舶(タンカー)を用いて外国より液体貨物(主にエネルギー資源)を輸入する際の、貨物輸送サービス。</p> <p>1. 専用船契約による貨物輸送運賃</p> <p>* 専用船契約は、船舶を長期間(10年程度)、特定の荷主に供する運送契約。</p> <p>原油タンカー運賃 中東 日本、VLCC (Very Large Crude Oil Carrier、25万~30万トンの大型原油輸送船) LNG船運賃</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <p>・代表的な航路、貨物、輸送船舶、取引相手先を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・運賃に「バンカーチャージ」を設定している場合は、該当金額を加算している。</p> <p>2. COA契約による貨物輸送運賃</p> <p>* COA契約(Contract of Affreightment、数量契約)は、期間、貨物の種類、数量、積揚地を特定した運送契約。</p> <p>原油タンカー運賃 中東 日本、VLCC プロダクトタンカー運賃 中近東 日本 LNG船運賃</p>												

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)														
外航貨物輸送															
外航タンカー	<p>3. スポット契約による貨物輸送運賃</p> <p>* スポット契約は、1航海限りの短期契約。</p> <p>原油タンカー運賃 中東 日本、VLCC</p> <p>プロダクトタンカー運賃 中東 日本、5万～6万トンクラス 東南アジア 日本、3万トンクラス ほか</p> <p>LPG船運賃 中東 日本、43,000トン積み、20歳船以下</p> <p>* 一部の調査価格では、以下の外部データを利用している。</p> <table border="1" data-bbox="475 712 1219 801"> <tr> <td rowspan="3">マリネット(株)</td> <td>中東 日本、VLCC、原油</td> </tr> <tr> <td>中東 日本、5万～6万トンクラス、プロダクト</td> </tr> <tr> <td>中東 日本、43,000トン積み、20歳船以下、LPG</td> </tr> </table> <p>< 調査価格の構成 ></p> <p>・ 船種別の構成</p>  <table border="1" data-bbox="517 931 890 1326"> <caption>調査価格の構成 (船種別)</caption> <thead> <tr> <th>船種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原油タンカー</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>プロダクトタンカー</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>LNG船</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>LPG船</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	マリネット(株)	中東 日本、VLCC、原油	中東 日本、5万～6万トンクラス、プロダクト	中東 日本、43,000トン積み、20歳船以下、LPG	船種	割合	原油タンカー	72%	プロダクトタンカー	14%	LNG船	9%	LPG船	5%
マリネット(株)	中東 日本、VLCC、原油														
	中東 日本、5万～6万トンクラス、プロダクト														
	中東 日本、43,000トン積み、20歳船以下、LPG														
船種	割合														
原油タンカー	72%														
プロダクトタンカー	14%														
LNG船	9%														
LPG船	5%														

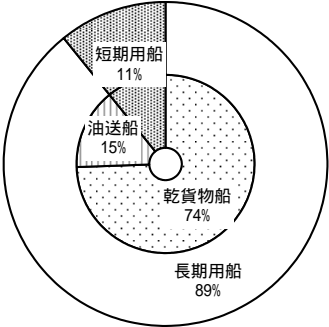
類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
内航貨物輸送	
RORO船	<p>内航において、12人以下の旅客定員を有する船舶のうち、RORO船による貨物輸送サービス。 ＊RORO船(Roll-on/Roll-off ship)とは、船の船首または船尾に取り付けられたランプウェーから車両が自走して船内に入りし、船倉内で荷役する方式の船舶。</p> <p>1. 貨物輸送運賃 北海道地区 本州地区：紙 本州地区 北海道地区：農作物、紙 ほか</p> <p>< 価格調査方法 > ・代表的な航路、貨物、取引相手先を特定した「実際の取引価格」または貨物、取引相手先を特定した「平均価格」を調査。 ・運賃に「燃料油価格変動調整金」を設定している場合は、該当金額を加算している。</p>
貨物船 (除RORO船)	<p>内航において、12人以下の旅客定員を有する船舶(RORO船を除く)による貨物輸送サービス。</p> <p>1. 貨物輸送運賃 関東地区 北海道地区：雑貨 中部地区 北海道地区：自動車 九州地区 近畿地区：セメント 九州地区 関東地区：鋼材 ほか</p> <p>< 価格調査方法 > ・代表的な航路、貨物、取引相手先を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・運賃に「燃料油価格変動調整金」を設定している場合は、該当金額を加算している。なお、燃料油価格を、3ヶ月毎に後決めで設定している調査価格では、「仮価格」を採用し、定例遡及訂正時に決着価格に訂正している。</p> <p>< 調査価格の構成 > ・一般貨物船 / 特殊貨物専用船の構成</p> 
自動車航送船	<p>内航において、13人以上の旅客定員を有する船舶によって、輸送車両・人・貨物を合わせて輸送するサービスのうち、貨物輸送部分(自動車及びその積載貨物)。</p> <p>1. 自動車航送運賃 北海道地区 本州地区：紙、原木製材 本州地区 北海道地区：照明器具、建材 本州地区 九州地区：反物、雑貨 九州地区 本州地区：雑貨、食料品 ほか</p> <p>< 価格調査方法 > ・代表的な航路、貨物、取引相手先を特定した「実際の取引価格」または「標準価格」を調査。 ・運賃に「燃料油価格変動調整金」を設定している場合は、該当金額を加算している。</p>

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
内航貨物輸送	
内航タンカー	<p>内航において、船舶（タンカー）により液体貨物（主にエネルギー資源）を輸送するサービス。</p> <p>1．内航タンカー運賃</p> <p>京浜地区 中京地区、黒油・白油、2000kl積み 九州地区 北陸地区、L P G、1000kl積み 中国地区内、ボンパンカー、1000kl積み 北海道 東北地区、白油、5000kl積み ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な航路、貨物、船型、取引相手先を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・運賃に「燃料油価格変動調整金」を設定している場合は、該当金額を加算している。 ・運賃に「冬季割増料金」を設定している場合は、該当金額を加算している。

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																		
貨物用船料																			
外航貨物用船料	<p>外航貨物船舶に関する貸渡し又は運行の委託を行う用船契約。</p> <p>1. 長期用船 * 1年以上の用船サービス。</p> <p>乾貨物船 ケーブサイズ、用船期間15年 パナマックス、用船期間10年 ハンディサイズ、用船期間1年半 ほか</p> <p>油送船 アフラマックス、タンカー、用船期間15年 パナマックス、L P G船、用船期間10年 ほか</p> <p>*一部の調査価格では、以下の外部データを利用している。</p> <table border="1" data-bbox="512 719 1259 960"> <tr><td rowspan="7">マリネット(株)</td><td>ケーブサイズ、用船期間3年</td></tr> <tr><td>ケーブサイズ、用船期間1年</td></tr> <tr><td>パナマックス、用船期間3年</td></tr> <tr><td>パナマックス、用船期間1年</td></tr> <tr><td>ハンディマックス、用船期間3年</td></tr> <tr><td>ハンディマックス、用船期間1年</td></tr> <tr><td>ハンディサイズ、用船期間3年</td></tr> <tr><td>ハンディサイズ、用船期間1年</td></tr> </table> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用船する船や取引相手先、契約期間を特定した「実際の取引価格」または船型、契約期間を特定した「平均価格」を調査。 ・「平均価格」は、外部データを利用して計算している。外部データは、調査月に発生した新規契約のみを集計対象としているため、指数の作成にあたっては、既存契約分を含むベースにするため、契約期間に応じて12ヶ月または36ヶ月後方移動平均を施している。 <p>2. 短期用船 * 1年未満の用船サービス。 * 以下の外部データを利用している。</p> <table border="1" data-bbox="470 1355 1359 1487"> <tr> <td rowspan="4">(有)トランプデータ サービス</td> <td>太平洋航路</td> <td>28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT</td> </tr> <tr> <td>太平洋-大西洋航路</td> <td>28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT</td> </tr> <tr> <td>大西洋-太平洋航路</td> <td>28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT</td> </tr> <tr> <td>大西洋航路</td> <td>28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT</td> </tr> </table> <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期用船 / 短期用船の構成 	マリネット(株)	ケーブサイズ、用船期間3年	ケーブサイズ、用船期間1年	パナマックス、用船期間3年	パナマックス、用船期間1年	ハンディマックス、用船期間3年	ハンディマックス、用船期間1年	ハンディサイズ、用船期間3年	ハンディサイズ、用船期間1年	(有)トランプデータ サービス	太平洋航路	28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT	太平洋-大西洋航路	28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT	大西洋-太平洋航路	28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT	大西洋航路	28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT
マリネット(株)	ケーブサイズ、用船期間3年																		
	ケーブサイズ、用船期間1年																		
	パナマックス、用船期間3年																		
	パナマックス、用船期間1年																		
	ハンディマックス、用船期間3年																		
	ハンディマックス、用船期間1年																		
	ハンディサイズ、用船期間3年																		
ハンディサイズ、用船期間1年																			
(有)トランプデータ サービス	太平洋航路	28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT																	
	太平洋-大西洋航路	28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT																	
	大西洋-太平洋航路	28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT																	
	大西洋航路	28,000DWT、55,000DWT、72,000DWT、165,000DWT																	

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】海上貨物輸送

用船契約の種類
と価格調査方法

§ 海上貨物輸送では、次の3つの用船契約があり、サービス購入者の費用負担も異なります。C S P I では、貨物輸送サービスを「航海用船契約」と定義するため、貨物輸送サービスの品目（「定期船」「不定期船」「外航タンカー」「RORO船」「貨物船（除RORO船）」「内航タンカー」）では、航海用船契約を調査対象とし、品目「外航貨物用船料」のみ「裸用船契約」「定期用船契約」を調査対象としています。

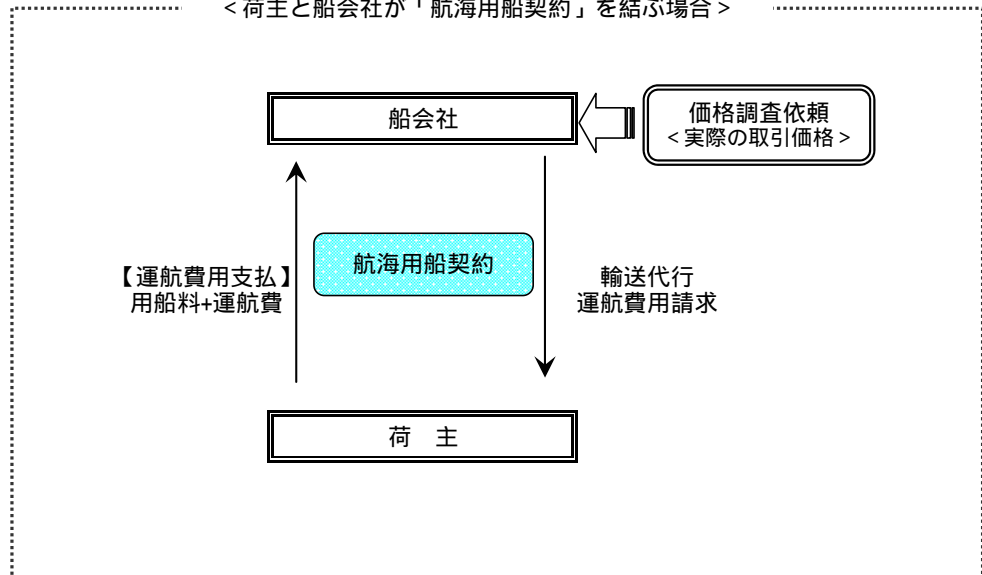
費用名称		内容	用船契約の種類		
船 船 経 費	資本費	船の減価償却、償還 金利負担	裸用船契約 (BB/C: Bare Boat Charter)	定期用船契約 (T/C: Time Charter)	航海用船契約 (V/C: Voyage Charter)
	船費	船員費 修繕費 食料費 潤滑油費 船用品費 保険料 他			
運航費		港費 燃料費 他			

品目「外航貨物用船料」
の品目範囲

↑
貨物輸送サービス
の品目範囲

§ 実際の取引では、「航海用船契約」を荷主と船会社が結ぶ場合だけでなく、「定期用船契約」を荷主と船会社が結び、運航費は荷主が別途手配するといった取引や、船会社から用船し、運航は荷主の子会社等が行うといった取引も見られます。C S P I では、サービスの提供者である船会社から価格を聴取することを原則としていますが、船会社から運航費込みの価格を聴取することが難しい場合は、荷主を調査先企業とする、船会社に代表的な取引を設定して頂き、「定期用船契約」に燃料費市況を加えた「モデル価格」を聴取する、荷主の関係会社を調査先企業とするなど、価格調査方法を工夫しています。

< 荷主と船会社が「航海用船契約」を結ぶ場合 >



類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
【こぼれ話】海上貨物輸送 用船契約の種類 と価格調査方法	<p style="text-align: center;">< 荷主と船会社が「定期用船契約」を結び、運航費は荷主が別途手配する場合 ></p> <p style="text-align: center;">< 荷主の子会社が船会社と「定期用船契約」を結び、船を運航する場合 ></p>

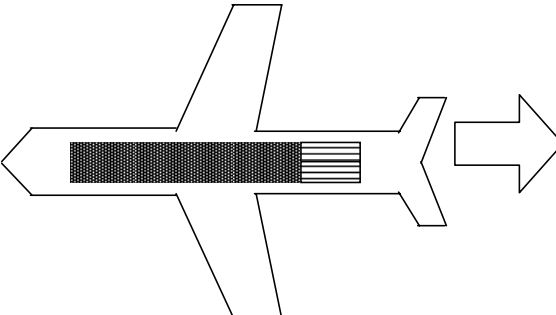
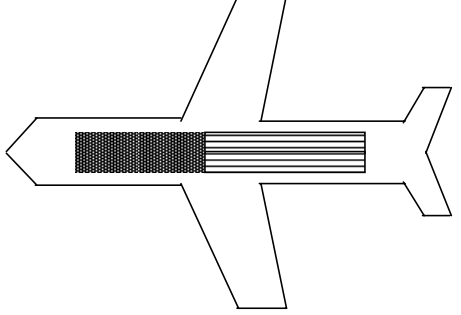
類別：航空貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
国際航空貨物輸送	
国際航空貨物輸送	<p>航空機（旅客便、貨物専用便）を用いて外国より貨物を輸入する際の、貨物輸送サービス。</p> <p>1. 輸入貨物にかかる国際航空運賃</p> <p>シカゴ 東京：一般混載 フランクフルト 東京：一般混載 香港 東京：一般混載</p> <p style="text-align: center;">ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送区間、貨物、取引相手先を特定し、取引条件（長期契約・スポット契約）を特定しない「平均価格」または輸送区間、貨物を特定した「平均価格」を調査。 ・ 運賃に「燃油サーチャージ」を設定している場合は、該当金額を加算している。

類別：航空貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
国内航空貨物輸送	
国内航空貨物輸送	<p>航空機（旅客便、貨物専用便）を用いて国内の貨物を輸送する際の、貨物輸送サービス。</p> <p>1．国内輸送貨物にかかる国内航空運賃</p> <p>札幌 東京：生鮮魚介類 東京 札幌：一般混載 東京 大阪：一般混載 東京 福岡：一般混載 大阪 札幌：果実 福岡 東京：野菜 沖縄 東京：切花</p> <p style="text-align: center;">ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送区間、貨物、取引相手先を特定した「実際の取引価格」または輸送区間、貨物を特定した「平均価格」を調査。

類別：航空貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
【こぼれ話】航空貨物輸送	
重量帯に応じた料金設定と調査価格への影響	<p>§ 航空貨物輸送では、コンテナ単位で取引が行われ、貨物の重量に応じた料金（kg当たり単価）が適用されています。このため、航空会社は積載効率の向上を企図して、コンテナ当たり重量の多い貨物は「高重量帯」として割安な料金を、重量の少ない貨物は「低重量帯」として割高な料金を設定しています。</p> <p>§ 景気後退の局面などでは、荷動きが鈍化し、コンテナ当たりの貨物量が減少し、単価の高い「低重量帯」の貨物割合が上昇することがあります。この場合、各重量帯の単価に変動がなかったとしても、「平均価格」を採用している航空貨物の指数は上昇します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>< t月 ></p>  <p>■ 高重量帯（10円/kg）：貨物全体の80% ▨ 低重量帯（100円/kg）：同・20%</p> <p>kgあたり単価 = 10円/kg × 80% + 100円/kg × 20% = 28円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>< t + 1月 ></p>  <p>■ 高重量帯（10円/kg）：貨物全体の40% ▨ 低重量帯（100円/kg）：同・60%</p> <p>kgあたり単価 = 10円/kg × 40% + 100円/kg × 60% = 64円（+129%）</p> </div> </div> <p>§ こうした「高重量帯」「低重量帯」といった取引条件シェアの変動による価格変化は、「重量帯」を特定した調査価格を採用することで抑えることが可能となりますが、調査先企業のデータ管理上の制約や、ご報告負担の増大などに鑑み、現在は「重量帯」を特定した調査価格の採用は一部に留まっています。</p>

類別：倉庫・運輸付帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
倉庫	
普通倉庫	<p>普通倉庫における貨物の保管・荷役サービス。</p> <p>1. 保管料</p> <p>埼玉県 : 文書、磁気テープ 東京都 : 織物、文書、飲料、機械 神奈川県 : アルミ地金、食品 愛知県 : 化学製品 兵庫県 : 穀物 ほか</p> <p>2. 荷役料</p> <p>東京都 : 酒類、文書、金地金、化学製品 千葉県 : 飲料 神奈川県 : 食品、機械 愛知県 : 化学製品 兵庫県 : 穀物 ほか</p>
冷蔵倉庫	<p>低温装置を施した倉庫における貨物の保管・荷役サービス。</p> <p>1. 保管料</p> <p>東京都 : 食肉、魚介類 千葉県 : 果汁 大阪府 : 食肉、魚介類 ほか</p> <p>2. 荷役料</p> <p>東京都 : 食肉、魚介類 兵庫県 : 果汁 ほか</p>

類別：倉庫・運輸付帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)						
こん包	<p>こん包</p> <p>輸送・保管などを目的に貨物をこん包するサービス。</p> <p>1. こん包料金</p> <p>輸出用こん包料金 建設機械部品、木箱 機械、木枠 汎用エンジン、段ボール 工作機械、透かし箱 ほか</p> <p>国内用こん包料金 建設機械部品、木箱 機械、木箱 ほか</p> <p>< 調査価格の構成 ></p> <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出用こん包</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td>国内用こん包</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>	種類	割合	輸出用こん包	92%	国内用こん包	8%
種類	割合						
輸出用こん包	92%						
国内用こん包	8%						

類別：倉庫・運輸付帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																																													
有料道路																																														
高速自動車国道	<p>有料で高速自動車国道を提供するサービス。</p> <p>1. 高速自動車国道の車種別通行料金 普通車、大都市近郊区間走行 普通車、大都市近郊区間以外走行 大型車、大都市近郊区間以外走行</p> <p>< 価格調査方法 > ・複数の需要者を設定した「モデル価格」を調査。モデル設定の詳細は、次のとおり。</p> <p>(a) 調査対象車種と調査日</p> <table border="1" data-bbox="446 638 1332 862"> <tr> <th colspan="3">調査対象車種</th> <th colspan="2">調査日</th> </tr> <tr> <th>品目</th> <th>普通車</th> <th>大型車</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td></td> <td></td> <td>平日</td> <td>毎月12日を含む週の「水曜日」 「水曜日」が祝日の場合は「木曜日」</td> </tr> <tr> <td>都市高速道路</td> <td></td> <td></td> <td>土曜</td> <td>毎月12日を含む週の「土曜日」</td> </tr> <tr> <td>一般有料道路</td> <td>-</td> <td></td> <td>日曜・祝日</td> <td>毎月12日を含む週の「日曜日」</td> </tr> </table> <p>全車がETCを搭載しているものと仮定。</p> <p>(b) 調査価格の計算方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> $\text{調査価格} = (\text{a}) \text{定価} \times (\text{b}) \text{時間帯に関する割引} \times (\text{c}) \text{利用頻度に関する割引}$ </div> <table border="1" data-bbox="446 1019 1332 1265"> <tr> <th colspan="2">(a) 定価</th> <th colspan="2">(b) 時間帯に関する割引</th> </tr> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>高速自動車国道全体の平均走行距離</td> <td colspan="2">平日・土曜・日曜ごとに各時間帯の割引率を算定。</td> </tr> <tr> <td>都市高速道路</td> <td>各道路の平均走行距離または全区間</td> <th colspan="2">(c) 利用頻度に関する割引</th> </tr> <tr> <td>一般有料道路</td> <td>各道路の全区間</td> <td>多頻度割引</td> <td>1台1ヶ月当たり平均利用金額を入手し、当該利用金額に見合った割引率を算出</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大口割引</td> <td>一律、適用</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> 各道路別の車種別・時間帯別通行台数シェアを乗じて集計する </div>	調査対象車種			調査日		品目	普通車	大型車			高速自動車国道			平日	毎月12日を含む週の「水曜日」 「水曜日」が祝日の場合は「木曜日」	都市高速道路			土曜	毎月12日を含む週の「土曜日」	一般有料道路	-		日曜・祝日	毎月12日を含む週の「日曜日」	(a) 定価		(b) 時間帯に関する割引		高速自動車国道	高速自動車国道全体の平均走行距離	平日・土曜・日曜ごとに各時間帯の割引率を算定。		都市高速道路	各道路の平均走行距離または全区間	(c) 利用頻度に関する割引		一般有料道路	各道路の全区間	多頻度割引	1台1ヶ月当たり平均利用金額を入手し、当該利用金額に見合った割引率を算出			大口割引	一律、適用
調査対象車種			調査日																																											
品目	普通車	大型車																																												
高速自動車国道			平日	毎月12日を含む週の「水曜日」 「水曜日」が祝日の場合は「木曜日」																																										
都市高速道路			土曜	毎月12日を含む週の「土曜日」																																										
一般有料道路	-		日曜・祝日	毎月12日を含む週の「日曜日」																																										
(a) 定価		(b) 時間帯に関する割引																																												
高速自動車国道	高速自動車国道全体の平均走行距離	平日・土曜・日曜ごとに各時間帯の割引率を算定。																																												
都市高速道路	各道路の平均走行距離または全区間	(c) 利用頻度に関する割引																																												
一般有料道路	各道路の全区間	多頻度割引	1台1ヶ月当たり平均利用金額を入手し、当該利用金額に見合った割引率を算出																																											
		大口割引	一律、適用																																											
都市高速道路	<p>有料で都市高速道路を提供するサービス。</p> <p>1. 都市高速道路の車種別通行料金 普通車通行料金 大型車通行料金</p> <p>< 価格調査方法 > ・品目「高速自動車国道」を参照。</p>																																													
一般有料道路	<p>一般有料道路を提供するサービス。</p> <p>1. 一般有料道路の車種別通行料金 大型車通行料金</p> <p>< 価格調査方法 > ・品目「高速自動車国道」を参照。</p>																																													

類別：倉庫・運輸付帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
<p>【こぼれ話】有料道路</p> <p>有料道路におけるモデル価格の考え方</p>	<p>§ 有料道路では、E T C 割引の導入も相まって、料金プランの多様化が顕著であり、利用日時、需要量などの属性に応じて多様な価格設定が行われています。こうしたサービスでは、異なる属性を持つ複数の需要者を想定し、各需要者が直面する価格を調査することが有効な価格調査となります。</p> <p>* E T C 割引の仕組み (国土交通省資料などから作成)</p> <p>< 有料道路におけるモデル価格の留意点 ></p> <p>§ 有料道路では、調査負担との兼ね合いから、調査対象とする道路の全区間に適用される E T C 割引のみを指数に取り込んでいます。従って、特定区間に適用される割引は、指数に反映されません。また、C S P I では、ビジネスでの利用者を想定していることから、個人利用が中心と見られる割引 (例. E T C マイレージサービス) は、取り込みを見送っています。</p>

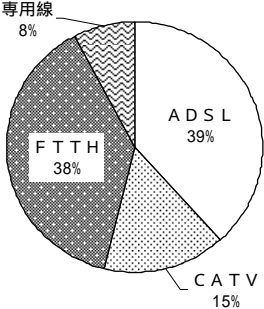
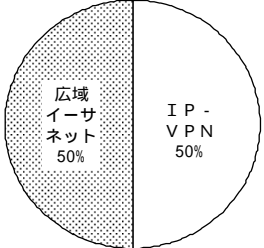
類別：郵便

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
郵便	
封書	第一種郵便物（封書）を利用した郵便サービス。 1．定形郵便物の郵便料金 * 重量区分を特定。 2．定形外郵便物の郵便料金 * 重量区分を特定。
はがき	第二種郵便物（はがき）を利用した郵便サービス。 1．通常はがきの郵便料金
特殊取扱郵便	特殊取扱通常郵便物を利用した郵便サービス。 1．現金書留の郵便料金 * 第一種定形（重量区分を特定）。 2．一般書留の郵便料金 * 第一種定形（重量区分を特定）。 3．簡易書留の郵便料金 * 第一種定形（重量区分を特定）。 4．速達 * 第一種定形（重量区分を特定）。 5．特定記録の郵便料金 * 第一種定形（重量区分を特定）。
国際郵便	国際郵便を利用した郵便サービス。 1．航空便の郵便料金 * 手紙、定形（地帯を特定）。 2．国際スピード郵便の郵便料金 * 重量、地帯を特定。

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
固定電気通信	
固定電話	<p>固定電気通信サービスのうち、音声サービス。</p> <p>1. 加入電話サービス料金（アナログ回線）</p> <p>2. I P 電話サービス料金</p> <p>050型 I P 電話</p> <p>0AB～J型 I P 電話</p> <p>* 加入電話と同じ0AB～J番号を用い、加入電話と同等の高品質な通話や緊急通報を利用できる I P 電話サービス。</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用条件を特定した「実際の取引価格」または「標準価格」、平均改定率を利用した「モデル価格」を調査。 * ユニバーサルサービス料を含む。
専用線	<p>固定電気通信サービスのうち、専用線による音声・データ伝送サービス。</p> <p>1. 国内専用サービス料金</p> <p>一般専用サービス（帯域品目）</p> <p>* アナログ信号を伝送する専用線。</p> <p>一般専用サービス（符号品目）</p> <p>* 低速のデジタル信号を伝送する専用線。</p> <p>高速デジタル伝送サービス</p> <p>(1)64kbps</p> <p>(2)1.5Mbps</p> <p>(3)600Mbps</p> <p>イーサネット専用線</p> <p>(1)1Gbps</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用条件を特定した「標準価格」、平均改定率を利用した「モデル価格」を調査。

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)										
固定電気通信											
インターネット 接続サービス	<p>固定電気通信サービスによるデータ伝送サービスのうち、インターネットへの接続のためのアクセスサービス。</p> <p>1. インターネット接続料</p> <p>ADSL (電話回線)</p> <p>CATV (ケーブルテレビ回線)</p> <p>FTTH (光ファイバー回線)</p> <p>イーサネット専用線</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用条件を特定した「標準価格」、法人向け全取引の平均割引率を利用した「平均価格」を調査。 ・ 「平均価格」を採用している調査価格では、平均割引率を年に1回または2回調査する。当該期間に適用する平均割引率を入手するまでの間、前期の平均割引率を利用した価格を反映し、割引率入手後の定期遡及訂正時に、当該期間の平均割引率を利用した価格に訂正する。 <p>< 調査価格の構成 ></p>  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (インターネット接続サービス)</caption> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ADSL</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>FTTH</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>CATV</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>専用線</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種別	割合	ADSL	39%	FTTH	38%	CATV	15%	専用線	8%
サービス種別	割合										
ADSL	39%										
FTTH	38%										
CATV	15%										
専用線	8%										
WANサービス	<p>固定電気通信サービスによるデータ伝送サービスのうち、広域通信網 (WAN : Wide Area Network) サービス。</p> <p>1. WANサービス利用料</p> <p>IP-VPN</p> <p>広域イーサネット</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用条件を特定した「実際の取引価格」または「標準価格」、法人向け全取引の平均割引率を利用した「平均価格」を調査。 ・ 「平均価格」を採用している調査価格では、平均割引率を年に1回または2回調査する。当該期間に適用する平均割引率を入手するまでの間、前期の平均割引率を利用した価格を反映し、割引率入手後の定期遡及訂正時に、当該期間の平均割引率を利用した価格に訂正する。 <p>< 調査価格の構成 ></p>  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (WANサービス)</caption> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IP-VPN</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>広域イーサネット</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種別	割合	IP-VPN	50%	広域イーサネット	50%				
サービス種別	割合										
IP-VPN	50%										
広域イーサネット	50%										

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

移動電気通信

携帯電話・PHS

携帯電話またはPHSによる音声およびデータ伝送サービス。

1. 携帯電話利用料金
 第三世代 ほか
2. PHS利用料金

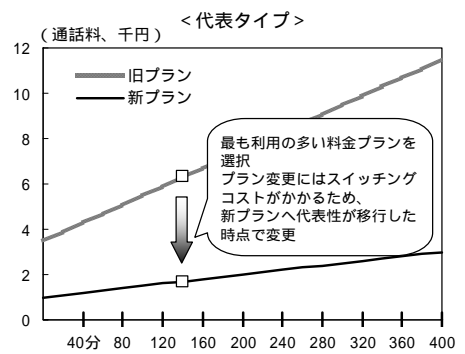
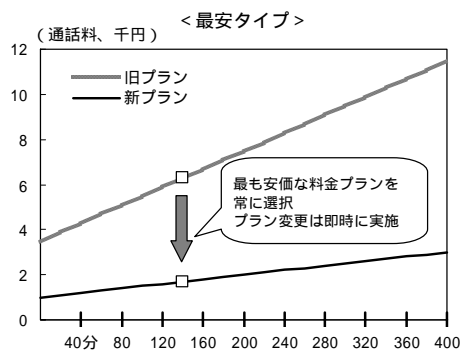
< 価格調査方法 >

- ・複数の需要者を想定した「モデル価格」を調査。
- ・モデル価格の算出方法は、以下のとおり。

通信事業者別、携帯電話世代別に、想定される利用者の通信量（通話量およびパケット量）を定め、この通信量を利用する場合に、最も割安な料金プランで算出される料金を適用する「最安タイプ」と、各時点において法人向けで最も利用回線が多い料金プランを用いて算出される料金を適用する「代表タイプ」の、2つの需要者を設定。

需要者別ウエイトを通信事業者別、携帯電話世代別に設定し、毎年1月確報時に更新。

携帯電話利用者のうち相当数は、最も割安な料金プランへの変更が遅れがちであり、適用料金は必ずしも最安とはなっていない。このため、品目「携帯電話・PHS」では「代表タイプ」の需要者を想定することにより、こうした利用実態を捕捉する。



「最安タイプ」の料金プランの選択方法

† 「最安タイプ」の通信量例

	通話量	パケット量
通信事業者：A 第三世代	150分	10,000パケット

† 最も割安な料金プランを選定

通話料金	基本使用料	通話料(分)	無料通話分	通話料金算出例
プラン1	3,600円	30円	1,000円	7,100円
プラン2	6,600円	21円	4,000円	5,750円
プラン3	9,600円	15円	6,000円	5,850円
プラン4	14,600円	10円	11,000円	5,100円

パケット料金	従量制基本料金	定額制定額料金	無料通信分	パケット単価	パケット料金算出例
プランA	0円			0.2円	2,000円
プランB	6,000円		6,000円	0.02円	6,000円
プランC		3,900円			3,900円
プランD		980~4200円		0.08円	980円

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

移動電気通信

携帯電話・PHS

< 価格調査方法 >

複雑な割引プランの例 平均割引率を利用

【継続割引】

継続利用期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	10年超
基本料金割引率	10%	12%	14%	16%	18%	20%	21%	22%	23%	24%	25%

【回線数割引（法人向け）】

グループ回線数	2～50	51～1000	1001～
割引率	20%	23%	25%

【通話料割引（法人向け）】

通話料金合計	100万円未満	100万円～1000万円	1000万円～
割引率	20%	23%	25%

「最安タイプ」では、各料金プランの定価に、法人向け全取引の平均割引率を乗じ、算出される料金のうち、最も安いものを選択。

「代表タイプ」では、選択した料金プランの定価に、法人向け全取引の平均割引率を乗じ、利用料金を算出。

需要者別の料金プランの選択方法と通信量の設定方法は、以下の通り。

想定される利用者の通信量は、近年、利用者の分布が、バケット定額に加入し、利用頻度の高い利用者と、利用頻度の低い利用者に二極化するという需要構造の変化がみられることに対応して見直し。

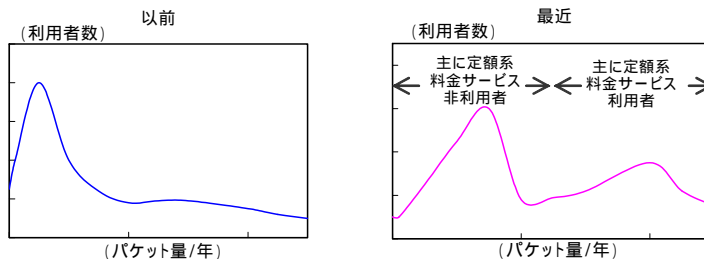
(1) 2009年12月以前

想定する需要者のタイプ	調査価格：料金プランの選択方法	通信量の設定方法
最安タイプ	右に設定した通信量を利用する需要者が、調査時点において最も割安な料金プランを選択した場合の価格。	2005年基準時における全利用者の実績平均通信量（推計値）。
代表タイプ	右に設定した通信量を利用する需要者が、調査時点において法人向けで代表的な（最も利用回線数が多い）料金プランを選択した場合の価格。	2005年基準時において、法人向けで最も利用回線数が多い代表的な料金プランの利用者の平均通信量（推計値）。

(2) 2010年1月以降

想定する需要者のタイプ	調査価格：料金プランの設定方法	通信量の設定方法
高利用者	最安タイプ 右に設定した通信量を利用する需要者が、調査時点において最も割安な料金プランを選択した場合の価格。	2009年における定額系料金サービス利用者の実績平均通信量（推計値）。
	代表タイプ 右に設定した通信量を利用する需要者が、調査時点において法人向けで代表的な（最も利用回線数が多い）料金プランを選択した場合の価格。	
低利用者	最安タイプ 右に設定した通信量を利用する需要者が、調査時点において最も割安な料金プランを選択した場合の価格。	2009年における定額系料金サービス非利用者の実績平均通信量（推計値）。
	代表タイプ 右に設定した通信量を利用する需要者が、調査時点において法人向けで代表的な（最も利用回線数が多い）料金プランを選択した場合の価格。	

(3) バケット量の分布イメージ



「最安タイプ」「代表タイプ」の単純平均により、需要者ごとの指数を算出。
を需要者別ウエイトにより加重平均し、モデル価格を算出。

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
移動電気通信 携帯電話・PHS	<p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 平均割引率は年に1回調査し、年度ごとに適用する。当該年度に適用する平均割引率を入手するまでの間、前年度分の平均割引率を利用したモデル価格を反映し、定期遡及訂正時に、当該年度分の平均割引率を利用したモデル価格に訂正する。このため、定期遡及訂正時に指数が大幅に訂正される場合がある。 2010年1月指数から、携帯電話端末価格と携帯電話通信料金とを分離して利用者が負担する『分離プラン』を取り込んでいる。 <p>(解説)</p> <p>2009年以前のモデル価格においては、分離プラン導入前の端末販売と通信サービスが実質的に一体となった携帯電話料金プランのみを採用している。</p> <p>分離プラン導入前の料金サービスでは、利用者に端末を格安で販売する一方、通信料金を割高に設定し、端末販売時に生じた赤字分(この赤字分は、携帯電話サービス会社から販売代理店への端末販売奨励金に相当)を通信料金で回収する仕組みが取られていた。他方、分離プランでは、利用者に端末を従来よりも高い価格で販売する(携帯電話サービス会社から販売代理店への端末販売奨励金が減少)が、一方で通信料金は割安に設定されている。</p> <p>このため、分離プラン導入前の従来プランから分離プランへ採用する料金プランを変更すると、通信料金が大きく下落することから品目指数が低下することになる。しかしながら、利用者の端末の購入代金は大幅に上昇しているため、利用者のトータルの負担はさほど減少していない。この点を考慮して、分離プラン導入による通信料金の減少額に加えて、分離プラン導入前と分離プラン導入後の端末販売奨励金の減少額を端末の平均保有期間で除して算出した「1ヶ月当たりの利用者負担の増加額」を、品目指数に反映させることとした。</p> <p>具体的には、従来プランと分離プランの利用者の価格変化額を</p> <p>【分離プラン選択時の通信料金の減少額<マイナス値>実績割引率を考慮>】に【分離プラン導入前後の端末販売奨励金の減少額<=利用者負担の増加額>推計値>/端末平均保有期間<推計値>】を加算したものと定義し、当該品目指数に反映させた。なお、この端末販売奨励金の月次当たりの負担額は、端末の販売奨励金および平均保有期間を最近の携帯電話サービス会社各社決算資料等をもとに推計したものをを用い、算出をしている。</p> <p>参考：分離プラン導入前後における利用者負担額(イメージ図)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>< 分離プラン導入前 ></p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>< 分離プラン ></p> </div> </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 端末料金と通信料金が実質的に一体 端末料金と通信料金を明示的に分離 </p>

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
アクセスチャージ	
アクセスチャージ	<p>通信事業者間の通信ネットワーク相互接続サービス。</p> <p>1. アクセスチャージ(接続料金)</p> <p>固定電話網</p> <p>(1) G C (加入者交換局) 接続</p> <p>(2) I C (区域内中継局) 接続</p> <p>携帯電話</p> <p>(1) 区域内接続</p> <p>(2) 区域外接続</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <p>・アクセスチャージ(接続料金)の算定方式には「実績原価方式」「長期費用増分方式」「将来原価方式」の3通りある。このうち、「実績原価方式」を採用している調査価格では、事後的に接続料金が算定されるため、定期遡及訂正時に指数を訂正している。</p> <p>実績原価方式：実際にかかった費用に基づいて算定する方式。</p> <p>長期費用増分方式：現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術で再構築した場合の費用に基づいて算定する方式。</p> <p>将来原価方式：予測需要・費用に基づいて算定する方式。</p>

類別：通信

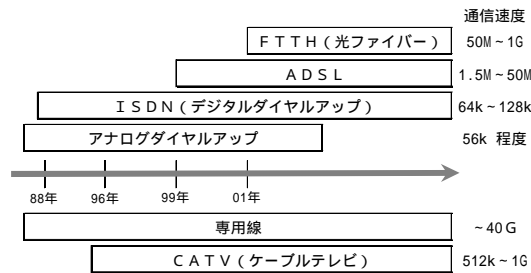
小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】通信

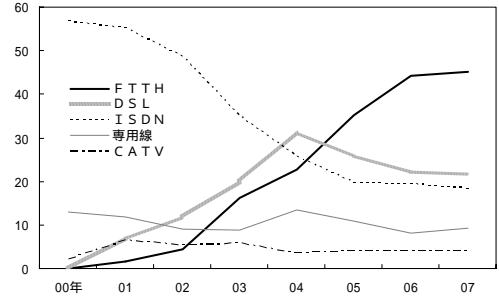
インターネット
接続サービスに
おける品質調整
上の問題点

§ インターネット接続サービスは、技術革新のテンポの早いサービスです。アクセス回線の主力が移行した際には調査価格を変更していますが、通信回線間の品質調整は、適切な品質調整方法を定めきれないことや、必要な情報の入手が困難なことから、実施できていないのが実状です。このため、実務上は、割引を加味した表面価格の下落のみを指数に反映しています。なお、各国のサービス価格統計においても、異なる通信回線間の品質調整を実施している例は、現時点ではありません。

< 通信回線の技術革新 >



(企業向け普及率、%)



(注) 総務省『通信利用動向調査』より作成。

< 通信回線間の品質調整上の問題点 >

単価比較法 通信速度を唯一の品質指標とした単価比較法では、品質調整が過剰となる。

サービス内容	最高速度	料金形態	月額使用料
ISDN	64k	定額	2,800 円
ADSL	1.5M	定額	2,600 円
ADSL	12M	定額	2,700 円
ADSL	47M	定額	2,800 円
FTTH	100M	定額	4,500 円
FTTH	1G	定額	5,200 円



サービス内容	1M当たり単価
ISDN	43,750 円
ADSL	1,733 円
ADSL	225 円
ADSL	60 円
FTTH	45 円
FTTH	5 円

コスト評価法 敷設コスト(固定費用)が巨額にのぼり、通信回線ごとにコスト構造が異なる下で、平均コスト差を品質差とみなす品質調整の適用は難しい。

ヘドニック法 通信速度や通信の安全性など複数の品質が考えられるが、情報の入手が困難。

類別：放送

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
放送	
公共放送	<p>公共の目的のための放送サービス。</p> <p>1. 月額受信料</p> <p>地上放送</p> <p>衛星放送</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約台数に基づく「事業所割引」を反映した「実際の取引価格」を調査。
民間放送	<p>有料放送サービス(有線放送を除く)。</p> <p>1. 月額利用料</p> <p>衛星テレビジョン放送</p> <p>衛星ラジオ放送</p>
有線放送	<p>有線の電気通信設備による有料放送サービス。</p> <p>1. 月額利用料</p> <p>有線テレビジョン放送</p> <p>有線ラジオ放送</p>

類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
ソフトウェア開発	
受託開発 ソフトウェア	<p>特定の顧客からの受注により、新たにオーダーメイドのソフトウェアを開発・作成するサービス。</p> <p>1. システム開発料金</p> <p>長期契約型 *システムエンジニアが取引先企業に常駐し、ソフトウェア開発や既存ソフトウェアの保守・更新を請け負う形態。 *調査対象には、親子間取引を含む。</p> <p>(1)経験年数または職種ランクを固定 (2)業務内容を固定</p> <p>単発契約型 *単発のソフトウェア開発を契約する形態。</p> <p>(1)取引相手先業種を固定 金融業 製造業 官公庁 流通業 通信業 ほか</p> <p>(2)取引相手先を固定 (3)使用するパッケージソフトを固定</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> システム開発業務の品質は作業工数に比例するとみなし、1作業工数当たりの「労働時間当たり単価」を調査。 長期契約型については、取引相手先を特定した「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」や、職種ランクを固定したシステムエンジニアの売上高を作業工数合計で除した「労働時間当たり単価（平均人月単価）」のほか、「労働時間当たり単価（標準価格）」を調査。 単発契約型については、類似したシステム開発案件をグルーピングして集計した売上高を、作業工数合計で除した「労働時間当たり単価（平均人月単価）」のみを調査。 平均人月単価＝売上高合計÷システムエンジニアの総作業工数 システム開発には複数月を要し、開発を行っている全期間にわたりサービス取引が発生しているため、単発契約型の「労働時間当たり単価（平均人月単価）」では、可能な限り「工事進行基準」ベースによる価格調査方法を採用。 工事進行基準：当該月に開発が進行している全案件が対象 ※案件ごとに、売上高・作業工数・工期を入手できる場合 進捗率が毎月一定と仮定し、案件ごとに、システム開発が行われた全期間に売上高と作業工数を均等に案分。 当該月に開発が進行している案件を対象に、案分した売上高と作業工数を各々合計。 売上高合計を総作業工数で除すことにより、平均人月単価を算出。 ※全案件の総売上高・総作業工数と、平均的な工期を入手できる場合 平均工期を対象とする移動平均により、平均人月単価を算出。 <p>工事完成基準：当該月に開発が終了した全案件が対象 当該月に開発が終了した全案件の売上高合計を、総作業工数で除すことにより、平均人月単価を算出。</p>

類別：情報サービス

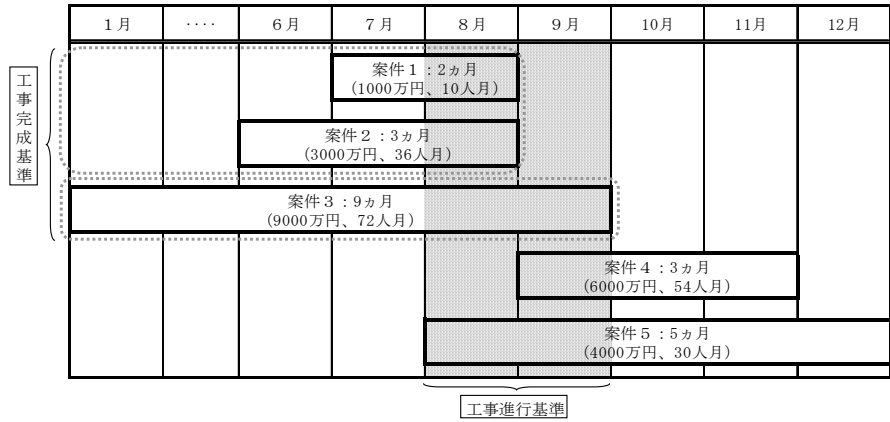
小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

ソフトウェア開発

受託開発
ソフトウェア

< 価格調査方法 >

※平均人月単価の算出例 (定期遡及訂正を実施後)



	工事完成基準ベース			工事進行基準ベース		
	案件	売上高	作業工数	案件	1ヵ月当たり	
					売上高	作業工数
8月	案件1	1000万円	10人月	案件1	500万円	5人月
	案件2	3000万円	36人月	案件2	1000万円	12人月
				案件3	1000万円	8人月
				案件5	800万円	6人月
	合計	4000万円	46人月	合計	3300万円	31人月
	8月価格	4000万円 ÷ 46人月 = 87万円		8月価格	3300万円 ÷ 31人月 = 106万円	
9月	案件3	9000万円	72人月	案件3	1000万円	8人月
				案件4	2000万円	18人月
				案件5	800万円	6人月
	合計	9000万円	72人月	合計	3800万円	32人月
	9月価格	9000万円 ÷ 72人月 = 125万円		9月価格	3800万円 ÷ 32人月 = 119万円	

・「工事進行基準」ベースによる価格調査方法を採用している調査価格では、入手した計数を以下の方法により指数に反映しているため、定期遡及訂正時に指数が大幅に訂正される場合がある。

※案件ごとに、売上高・作業工数・工期 (検収ベース) を入手できる場合

- ①前回の定期遡及訂正時までに入手した全案件に基づく平均人月単価をまず反映し、
- ②次の定期遡及訂正時までに入手した案件を加えた全案件に基づく平均人月単価に訂正する。

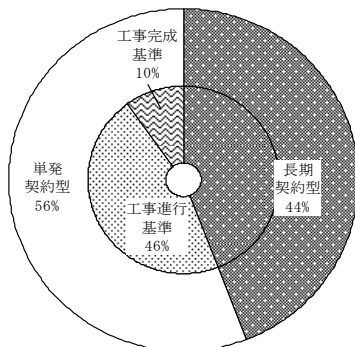
※案件ごとに、売上高・作業工数・工期 (受注+検収ベース) を入手できる場合

- ①速報値では受注ベースの全案件に基づく平均人月単価をまず反映し、②定期遡及訂正時に、検収ベースを反映した平均人月単価に訂正する。

※全案件の総売上高・総作業工数と、平均的な工期 (3ヵ月) を入手できる場合

- ①確報値までに入手できた一部案件 (前月・当月・翌月分) の平均人月単価を移動平均した価格をまず反映し、②定期遡及訂正時に、全案件 (当月・翌月・翌々月分) の平均人月単価を移動平均した価格に訂正する。

< 調査価格の構成 >



類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

ソフトウェア開発

パッケージ
ソフトウェア

不特定多数の顧客を対象として、パッケージプログラムを開発・作成するサービス。

1. パッケージソフトウェア・新規購入価格

- 会計ソフト
- 販売管理ソフト
- 在庫管理ソフト
- システム運用管理ソフト
- 通信プログラムソフト
- WEB会議ソフト
- 製造業向けCAEソフト

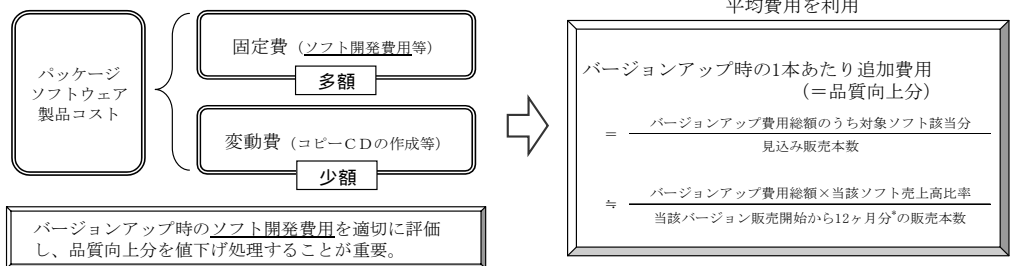
2. パッケージソフトウェア・バージョンアップ価格

給与計算ソフト

< 価格調査方法 >

- ・調査対象ソフトウェアがバージョンアップされた際は、新バージョンへ調査価格を変更する。この際、コスト評価法により新旧バージョンの品質調整を実施している。

—— ソフトウェアのような情報財は、開発費用など固定費が高く、変動費が著しく低いという特性があるため、1本当たりの平均費用を品質指標として使用している。



※コスト評価法の実例

《「受発注管理システム」のバージョンアップ時に、聴取する価格情報》

バージョンアップされる全ソフトウェアを対象としたバージョンアップ費用総額	22.5億円
当該ソフトの旧バージョンの売上高比率 (新バージョンの売上高比率として代用)	42.4%
当該ソフトの旧バージョンの販売開始から12ヶ月分の販売本数* (新バージョンの見込み販売本数として代用)	12,571本

*12ヶ月以内に新バージョンが販売される場合は、新バージョン販売開始までの総販売本数を使用。

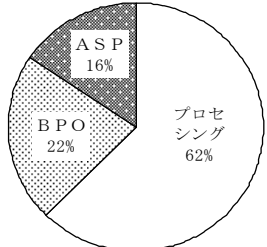
	2007/9	2007/10	2007/11
「受発注管理システム」製品販売価格 (建値)	¥665,000	¥665,000	¥665,000
バージョン	Ver7.1		Ver7.2
①バージョンアップ費用総額 (「受発注管理システム」「在庫管理システム」「受発注管理システムASP」の開発費用)	22.5億円		
②①のうち、「受発注管理システム」製品に該当するバージョンアップ費用 (①×旧バージョンの売上高比率により算出)	22.5億円 × 42.4% = 9.54億円		
③バージョンアップ時の「受発注管理システム」製品1本当たりの追加費用 (②÷旧バージョンの販売本数により算出)	9.54億円 ÷ 12,571本 = 75,889円		
④指数 (コスト評価法により、③の追加費用分を値下げ処理)	100	100	89.8

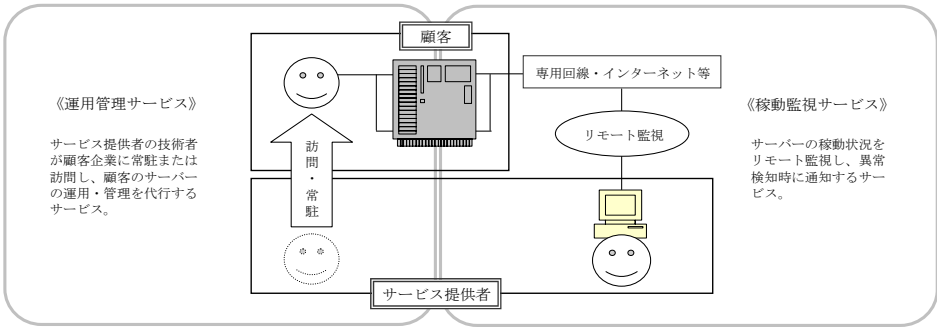
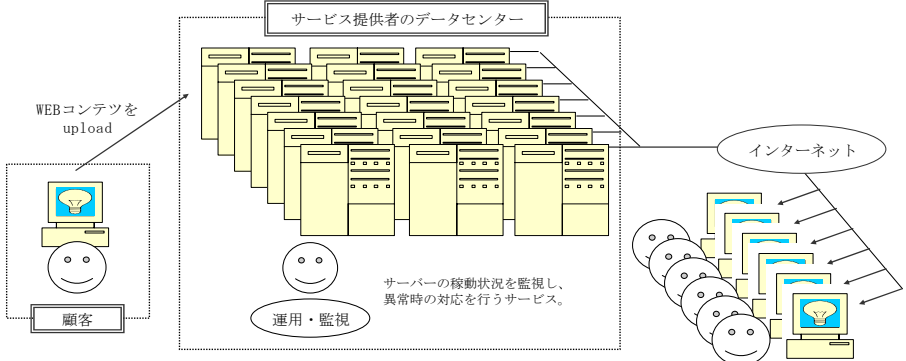
$$\frac{665,000}{665,000 + 75,889} \times 100$$

類別：情報サービス

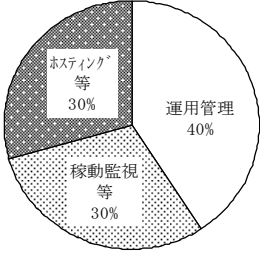
小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

情報処理・提供サービス

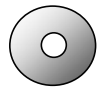
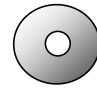
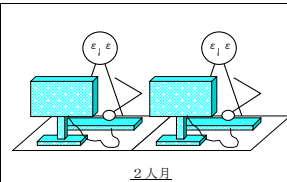
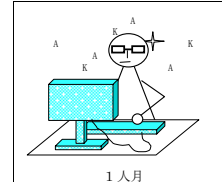
<p>情報処理サービス</p>	<p>電子計算機などを用いた計算サービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プロセッシングサービス料金 *計算代行、データ入力、データ加工サービス等。 2. BPOサービス料金 *手続き代行サービス。 3. ASPサービス料金 *インターネットを通じて、顧客にアプリケーションをレンタルするサービス。 <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容および顧客を特定した「実際の取引価格」のほか、業務内容を特定した「標準価格」「平均価格」または「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」を調査。 <p>< 調査価格の構成 ></p>  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロセッシング</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>BPO</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>ASP</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種別	割合	プロセッシング	62%	BPO	22%	ASP	16%
サービス種別	割合								
プロセッシング	62%								
BPO	22%								
ASP	16%								

<p>システム等 管理運営受託</p>	<p>システムの管理運営を受託するサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運用管理サービス料金 2. ヘルプデスク、稼働監視サービス料金 3. ホスティング、ハウジングサービス料金 <p>※運用管理サービスと稼働監視サービス</p>  <p>《運用管理サービス》 サービス提供者の技術者が顧客企業に常駐または訪問し、顧客のサーバーの運用・管理を代行するサービス。</p> <p>《稼働監視サービス》 サーバーの稼働状況をリモート監視し、異常検知時に通知するサービス。</p> <p>※サーバホスティング/ハウジングサービス</p> <p>ホスティング：サービス提供者が保有するサーバを貸し出す形態。 ハウジング：顧客が保有するサーバ等の機材を保管するスペースを貸し出す形態。</p>  <p>サービス提供者のデータセンター</p> <p>顧客: WEBコンテンツをupload</p> <p>インターネット</p> <p>運用・監視: サーバーの稼働状況を監視し、異常時の対応を行うサービス。</p>
-------------------------	---

類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
情報処理・提供サービス	
システム等 管理運営受託	<p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容および顧客を特定した「実際の取引価格」または「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」のほか、業務内容を特定した「標準価格」「平均価格」を調査。 ・運用管理サービスの一部調査価格は、類似した業務の案件をグルーピングして集計した売上高を、作業工数合計で除した「労働時間当たり単価（平均人月単価）」を調査。 決算時に当期の全案件の合算値の報告を受けるため、決算時までは前期に発生した全案件に基づく平均人月単価を反映し、定期遡及訂正時に、当期に発生した全案件に基づく平均人月単価に訂正する。 <p>< 調査価格の構成 ></p>  <p>A pie chart illustrating the composition of investigation prices. It is divided into three segments: '運用管理' (Operation Management) at 40%, 'ホスティング等' (Hosting, etc.) at 30%, and '稼動監視等' (Operation Monitoring, etc.) at 30%.</p>
情報提供サービス	<p>各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するサービス。</p> <p>1. データベース使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融関連情報 市況情報 企業情報 人事情報 新聞、雑誌記事検索 POSデータ
市場調査・ 世論調査	<p>市場調査、世論調査を行うサービス。</p> <p>1. 調査料金</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問面接調査 インターネット調査 会場調査 <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容および依頼主を特定した「実際の取引価格」、調査内容を特定した「標準価格」または「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」「労働時間当たり単価（標準価格）」を調査。

類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																
<p>【こぼれ話】受託開発ソフトウェア</p> <p>労働時間当たり単価の留意点</p>	<p>§ 受託開発ソフトウェアでは、取引ごとに開発するソフトウェアが大きく異なり、個々のソフトウェアの品質を客観的に評価する指標が存在しません。このため、取引相手先や開発内容を特定した「実際の取引価格」や、類似した取引をグルーピングした「平均価格」を採用することが困難です。また、ソフトウェアの完成後に精算される価格は、見積価格から大幅に修正されることが多いため、「モデル価格」を採用することもできません。</p> <p>こうした中で、システム開発業界では、ソフトウェア開発に要するシステムエンジニアの工数をベースに契約金額を見積もることが一般的となっています。こうした取引慣行に鑑み、システムエンジニアの労働時間当たりの産出量（品質）を一定とみなし、「労働時間当たり単価」を調査しています。</p> <p>< 労働時間当たり単価の欠点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「労働時間当たり単価」は、労働時間当たりの産出量（品質）が一定であることを前提とした価格調査方法です。受託開発ソフトウェアの労働生産性は、短期的にはほぼ一定ですが、長期的には資本装備率やシステムエンジニアのスキルの向上等により上昇すると考えられます。このため、品質一定の価格調査を行うためには品質向上分を調整する必要がありますが、実際には労働生産性の品質調整を実施することが困難なため、指数動向に上方バイアスを生じさせる可能性があります。 <p>※ t 年から t + 1 年にかけて、システムエンジニアのスキルが 2 倍となった場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ほぼ同品質のソフトウェアを開発 </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">t 年</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ソフト A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">200万円</div> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">t + 1 年</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ソフト B</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">180万円 (▲10%)</div> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 労働生産性が 2 倍になったため 工数が半減 </div> <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2人月</div> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1人月</div> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ソフトウェア価格 (品質調整後) は下落 ⇕ 労働時間当たり単価は上昇 </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ソフトウェアの品質</th> <th>ソフトウェア価格 (品質調整後)</th> <th>労働時間当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>t 年</td> <td>ソフト A = 1</td> <td>200万円 ÷ 1 = 200万円</td> <td>200万円 ÷ 2人月 = 100万円</td> </tr> <tr> <td>t + 1 年</td> <td>ソフト B ≈ 1</td> <td>180万円 ÷ 1 = 180万円</td> <td>180万円 ÷ 1人月 = 180万円</td> </tr> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <td></td> <td></td> <td>▲10%の値下げ</td> <td>+80%の値上げ</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>・ 上記の事情により、「労働時間当たり単価」は、①サービス生産が労働集約的であることや、②労働生産性が不変とみなし得ることを慎重に検討した上で、採否を判断しています。</p>		ソフトウェアの品質	ソフトウェア価格 (品質調整後)	労働時間当たり単価	t 年	ソフト A = 1	200万円 ÷ 1 = 200万円	200万円 ÷ 2人月 = 100万円	t + 1 年	ソフト B ≈ 1	180万円 ÷ 1 = 180万円	180万円 ÷ 1人月 = 180万円			▲10%の値下げ	+80%の値上げ
	ソフトウェアの品質	ソフトウェア価格 (品質調整後)	労働時間当たり単価														
t 年	ソフト A = 1	200万円 ÷ 1 = 200万円	200万円 ÷ 2人月 = 100万円														
t + 1 年	ソフト B ≈ 1	180万円 ÷ 1 = 180万円	180万円 ÷ 1人月 = 180万円														
		▲10%の値下げ	+80%の値上げ														

類別：インターネット附随サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

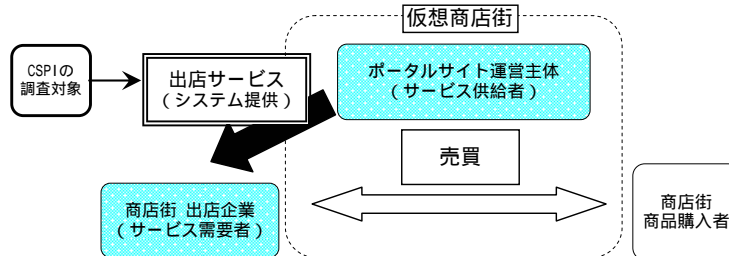
インターネット附随サービス

インターネット
附随サービス

主としてインターネットを通じた、情報・音楽・映像等の配信提供、サーバー等の機能提供、インターネットを利用する上で必要なサポート提供サービスであって、他に分類されないもの。

1. ポータルサイト運営サービス

*インターネットショッピングやオークションの出店の場を事業者提供に提供するサービス。



インターネットショッピング出店料

インターネットオークション出店料

宿泊予約サイトへの出店料

< 価格調査方法 >

- ・「料率×インフレーター」を調査価格として採用。

売買高に対する手数料料率を調査先企業から聴取。

手数料料率は、売買商品、契約条件を特定した「料率(実際の取引価格)」ないし、全取引から算出した「料率(平均価格)」を採用。

上記の手数料率に対応する価格指数(インフレーター)を乗じて、調査価格を作成。

インフレーターは、主な売買商品に対応する消費者物価指数を取引額ウエイトで加重平均した指数を使用。

インターネット ショッピング	大分類「食料」
	小分類「家事用耐久財」
	小分類「冷暖房用器具」
	小分類「室内装備品」
	大分類「被服及び履物」
	品目「テレビ(薄型)」
	品目「携帯オーディオ機器」
	品目「パソコン(デスクトップ型)」
	品目「パソコン(ノート型)」
	品目「プリンタ用インク」

インターネット オークション	小分類「家事用耐久財」
	小分類「冷暖房用器具」
	大分類「被服及び履物」
	中分類「自動車等関係費」
	品目「ガソリン」「自動車保険料(自賠責)」「同(任意)」を除く。
	品目「テレビ(薄型)」
	品目「携帯オーディオ機器」
	小分類「運動用具」
	品目「家庭用ゲーム機(据置型)」
品目「家庭用ゲーム機(携帯型)」	ほか

宿泊予約サイト	小分類「宿泊料」
---------	----------

- ・四半期ごとに平均手数料率の報告を受ける調査価格では、報告を受けるまで次のように価格を作成。

「前期の平均手数料率の前年同月比が変動しないよう調整した手数料率×インフレーター」

- ・定期遡及訂正時に、当期の平均手数料率に基づく価格に訂正する。

類別：インターネット附随サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																						
【こぼれ話】インターネット附随サービス																							
ポータルサイト運営サービスにおける手数料の設定と調査価格	<p>§ポータルサイト運営サービスの運営者は、インターネットショッピング（オークション）サイトへの出店事業者から手数料を受け取ります。こうした手数料は、通常、商品売上高の一定率（従価制料率）で設定されています。</p> <p>* 料金表の例（各社ホームページより作成）</p> <table border="1" data-bbox="363 474 933 761"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>プランA</th> <th>プランB</th> <th>プランC</th> <th>プランD</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">売上高に対応する料率（%）</td> <td>～100万円未満に対応</td> <td>5.0</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>100～200万円未満に対応</td> <td>4.5</td> <td>3.5</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>2.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 手数料の例</p> <div data-bbox="991 566 1393 736" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>プランC、売上高150万円の手数料 = 100万円 × 3.0% + 50万円 × 2.5% = 3万円 + 1.25万円 = 4.25万円</p> </div> <p>§一般的には次のように考えられます。</p> $\begin{aligned} \text{手数料} &= \text{手数料率} \times \text{売買高} \\ &= \text{手数料率} \times \text{商品価格} \times \text{売買数量} \end{aligned}$ <p>§ここで、ポータルサイト運営サービスの価格は「売買数量1件当たりの手数料」ですから、</p> $\text{サービス価格} = \text{手数料} / \text{売買数量} = \text{手数料率} \times \text{商品価格}$ <p>と書き表すことができます。C S P Iでは、調査先企業から「手数料率」を調査し、売買商品に対応した「価格指数」（“インフレーター”）を掛け合わせた「料率 × インフレーター」を、調査価格として採用しています。</p>			プランA	プランB	プランC	プランD	売上高に対応する料率（%）	～100万円未満に対応	5.0	4.0	3.0	2.0	100～200万円未満に対応	4.5	3.5	2.5	1.5	1,000万円～	4.0	3.0	2.0	1.0
		プランA	プランB	プランC	プランD																		
売上高に対応する料率（%）	～100万円未満に対応	5.0	4.0	3.0	2.0																		
	100～200万円未満に対応	4.5	3.5	2.5	1.5																		
	1,000万円～	4.0	3.0	2.0	1.0																		

類別：新聞・出版

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
新聞	
新聞	<p>新聞の発行を行うサービス。</p> <p>1. 新聞購読料</p> <p> 全国紙</p> <p> 産業紙</p> <p> 業界紙・専門紙</p> <p> 夕刊紙 ほか</p> <p>2. 電子新聞購読料</p>

類別：新聞・出版

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
出版	
書籍	<p>書籍の出版を行うサービス。</p> <p>1. 書籍価格</p> <p>一般文芸書</p> <p>教養書</p> <p>実用書</p> <p>専門書</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象としている書籍が改訂された際は、新版へ調査価格を変更する。この際、書籍の品質が単一の情報量（ページ数、掲載語句数、掲載項目数など）に比例すると考えられる場合は、単価比較法により新旧版の品質調整を実施している。
月刊誌	<p>月刊誌の出版を行うサービス。</p> <p>1. 月刊誌価格</p> <p>女性誌</p> <p>大衆誌</p> <p>総合・文芸誌</p> <p>専門誌</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象としている月刊誌が大幅にリニューアルされた際は、新版へ調査価格を変更する。この際、リニューアルに要したコストを聴取できる場合は、コスト評価法による品質調整を実施している。一方、新旧版のコスト差を確認できない場合は、月刊誌の品質が単一の情報量（ページ数など）に比例するとみなし得るならば、単価比較法により品質調整を実施している。 ・ 特集号などに特別定価が設定される際は、通常号との品質差に基づく価格差とみなし、指数に反映していない。
週刊誌	<p>週刊誌の出版を行うサービス。</p> <p>1. 週刊誌価格</p> <p>女性誌</p> <p>大衆誌</p> <p>総合・文芸誌</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品目「月刊誌」を参照。

類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

四媒体広告

新聞広告

新聞のスペースを広告媒体として、依頼人のために広告するサービス。

1. 新聞広告掲載料金

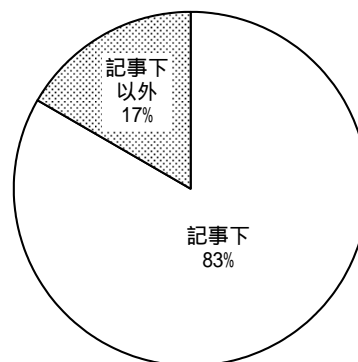
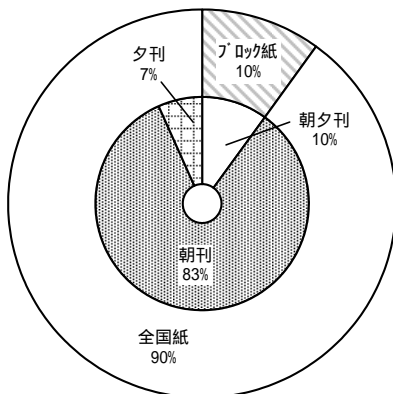
< 価格調査方法 >

- ・ 広告の掲載箇所ないし業種を特定した「平均価格」を調査。
- ・ 平均価格は、「広告収入 ÷ 掲載段数」から算出。
- ・ 調査対象とする広告や業種は次のとおり。

全国紙	記事下	朝刊：出版、電機、自動車、通信、金融、食品、精密機械、全業種 夕刊：旅行、映画・興行
	題字下	朝刊：全業種
	記事中	朝刊：全業種
	テレビ面表札	朝刊：全業種
ブロック紙	記事下	朝夕刊：出版、自動車、金融

< 調査価格の構成 >

- ・ 全国紙 / ブロック紙、朝刊 / 夕刊の構成
- ・ 記事下広告 / 記事下広告以外の構成



類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

四媒体広告

雑誌広告

雑誌のスペースを広告媒体として、依頼人のために広告するサービス。

1. 雑誌広告掲載料金

< 価格調査方法 >

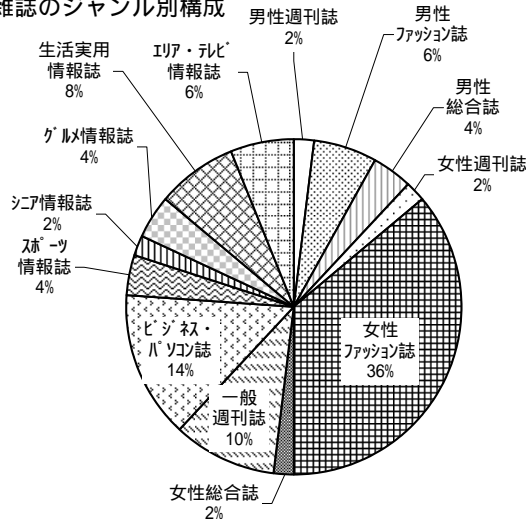
- ・雑誌・広告の掲載箇所ないし雑誌のみを特定した「平均価格」を調査。
- ・平均価格は、「広告収入÷掲載頁数」から算出。
- ・調査対象とする雑誌のジャンルや掲載スペースは次のとおり。

男性誌	
男性週刊誌	中面広告
男性ファッション誌	中面広告、全広告平均
男性総合誌	特殊面(表紙の裏ページ、裏表紙の裏ページ、裏表紙)広告、タイアップ広告 ^(注)
女性誌	
女性週刊誌	中面広告
女性ファッション誌	中面広告、特殊面広告、タイアップ広告、全広告平均
女性総合誌	特殊面広告、タイアップ広告
一般誌	
一般週刊誌	中面広告、特殊面広告、タイアップ広告
ビジネス・パソコン誌	中面広告、特殊面広告
スポーツ情報誌	中面広告
シニア情報誌	全広告平均
グルメ情報誌	中面広告、全広告平均
生活実用情報誌	特殊面広告、中面広告、タイアップ広告
エリア・テレビ情報誌	中面広告

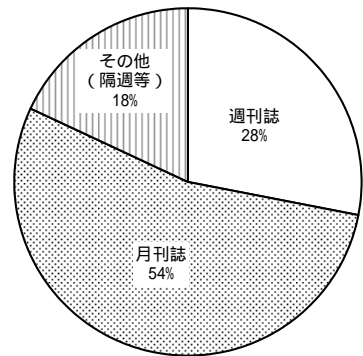
(注) タイアップ広告：媒体主と広告主が提携して作成する広告。

< 調査価格の構成 >

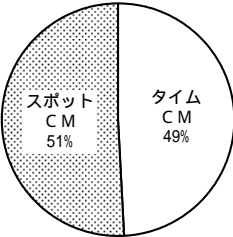
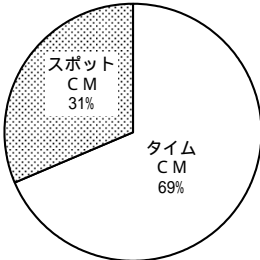
・雑誌のジャンル別構成



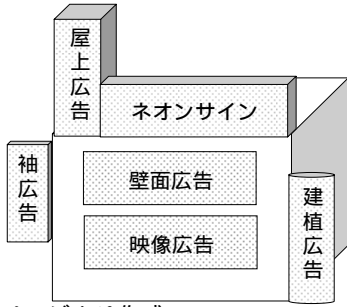
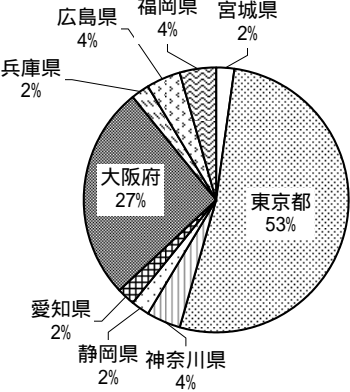
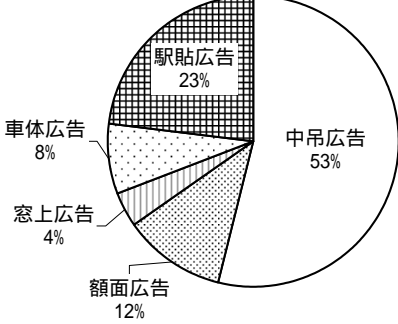
・月刊誌 / 週刊誌別の構成



類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)						
四媒体広告							
テレビ広告	<p>テレビの放映を広告媒体として、依頼人のために広告するサービス。</p> <p>1. テレビCM放送料金</p> <p>タイムCM *主に番組制作費と電波料を負担することにより番組内で放映されるCM。</p> <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ局を特定した、「平均価格」を採用。 ・平均価格は、「当月のタイムCM収入÷当月のタイムCM放映秒数」から算出した、「タイムCM・放映1秒あたり平均単価」を調査。 *タイムCM収入は、番組制作費と電波料の合計額。 <p>スポットCM *主に番組と番組の間に放送されるCM。</p> <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ局を特定した、「平均価格」を採用。 ・平均価格は、「当月のスポットCM収入÷当月のスポットCM・GRP総量」から算出した、「スポットCM・延べ視聴率(GRP)あたり平均単価」を調査。 *GRP: Gross Rating Point (延べ視聴率)の略称。延べ視聴率とは、一定期間に放映されたCMの放映時間(15秒を1単位に換算)と視聴率との積の合計。 1GRPは1%の視聴率で15秒間CMが放映されたことを意味する。 <p><調査価格の構成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムCM/スポットCMの構成  <table border="1"> <caption>テレビ広告調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>CMタイプ</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポットCM</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td>タイムCM</td> <td>49%</td> </tr> </tbody> </table>	CMタイプ	割合	スポットCM	51%	タイムCM	49%
CMタイプ	割合						
スポットCM	51%						
タイムCM	49%						
ラジオ広告	<p>ラジオの放送を広告媒体として、依頼人のために広告するサービス。</p> <p>1. ラジオCM放送料金</p> <p>タイムCM *主に番組制作費と電波料を負担することにより番組内で放映されるCM。</p> <p>月～金・10分番組 日曜午前・60分番組 Aタイム30分番組</p> <p>スポットCM *主に番組と番組の間に放送されるCM。</p> <p>20秒CM</p> <p><調査価格の構成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムCM/スポットCMの構成  <table border="1"> <caption>ラジオ広告調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>CMタイプ</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポットCM</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>タイムCM</td> <td>69%</td> </tr> </tbody> </table>	CMタイプ	割合	スポットCM	31%	タイムCM	69%
CMタイプ	割合						
スポットCM	31%						
タイムCM	69%						

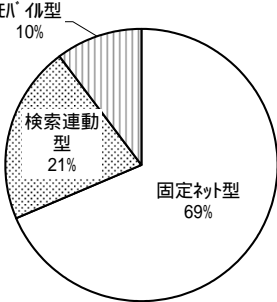
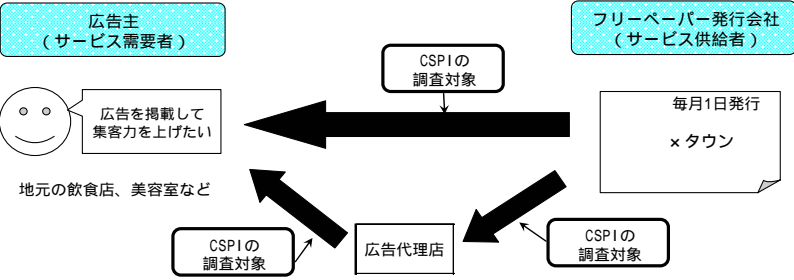
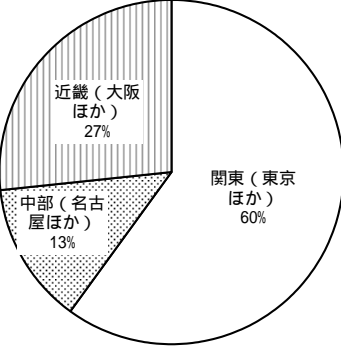
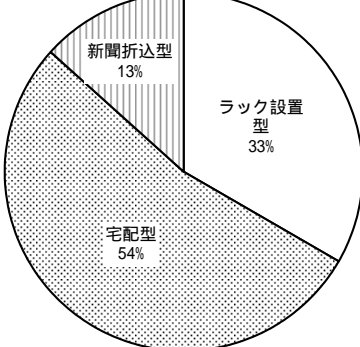
類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)						
<p>その他の広告</p> <p>屋外広告</p>	<p>屋外のネオンサインなどを広告媒体として、依頼人のために広告するサービス。</p> <table border="1" data-bbox="459 340 810 582"> <tr><td>屋上広告</td></tr> <tr><td>壁面広告</td></tr> <tr><td>袖広告</td></tr> <tr><td>建植広告</td></tr> <tr><td>ネオンサイン</td></tr> <tr><td>映像広告</td></tr> </table>  <p>(注) 全日本屋外広告業団体連合会ホームページより作成。</p> <p>1. 屋外広告掲載料金 屋上広告 / 掲出場所を特定 壁面広告 / 掲出場所を特定 ほか</p> <p>< 調査価格の構成 > ・掲載地域別の構成</p> 	屋上広告	壁面広告	袖広告	建植広告	ネオンサイン	映像広告
屋上広告							
壁面広告							
袖広告							
建植広告							
ネオンサイン							
映像広告							
<p>交通広告</p>	<p>鉄道等の旅客乗り物や駅などを広告媒体として、依頼人のために広告するサービス。</p> <p>1. 鉄道広告掲載料金 * 媒体、路線ないし駅を特定。</p> <p>< 調査価格の構成 > ・媒体別の構成</p> 						

類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)						
その他の広告							
折込広告	<p>新聞へ折込むチラシ等を広告媒体として、依頼人のために広告するサービス。</p> <p>1. 新聞への折込広告料金</p> <table border="1" data-bbox="414 376 1327 465"> <thead> <tr> <th>サイズ</th> <th>地域</th> <th>業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 3、B 4</td> <td>埼玉県、千葉県、東京都 ほか</td> <td>娯楽、求人、不動産、小売、外食ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 調査価格の構成 > ・業種別の構成</p> <p>美容 3% 教育 3% 娯楽 8% 求人 3% 不動産 14% 小売 61% 外食 8%</p>	サイズ	地域	業種	B 3、B 4	埼玉県、千葉県、東京都 ほか	娯楽、求人、不動産、小売、外食ほか
サイズ	地域	業種					
B 3、B 4	埼玉県、千葉県、東京都 ほか	娯楽、求人、不動産、小売、外食ほか					
ダイレクトメール 広告	<p>ダイレクトメールを広告媒体として、依頼人のために広告するサービス。</p> <p>1. ダイレクトメール発送作業料金</p> <p>定期刊行物、ラベリング・ラッピング・仕分料金 カタログ、ラベリング・ラッピング・仕分料金 情報誌発送料金 広告郵便物発送料金 定期刊行物、ラベリング・封入・封緘・郵便局持込料金 ほか</p>						
インターネット 広告	<p>インターネットを利用した広告媒体により、依頼人のために広告するサービス。</p> <p>1. 固定ネット型広告</p> <p>*主にパソコンからアクセスするWEBサイトなどを利用する広告(バナー広告、メール広告、テキスト広告、動画広告など)。</p> <p>バナー広告、ページビュー数保証型 テキスト広告、インプレッション数想定型 メール広告、配信数保証型 インターネットCM、番組特定 ほか</p> <p>2. 検索連動型広告</p> <p>*検索エンジンで検索されたキーワードに関連した広告を配信するインターネット広告。</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検索エンジン、キーワード、取引相手先を特定した「実際の取引価格」または、検索エンジンを特定した「平均価格」を採用。 ・平均価格は、次のように作成。 代表的なキーワードを複数特定し、キーワードごとに「1クリック当たり平均単価」を入手。 を指数化し、各指数を単純平均する。 						

類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
<p>その他の広告</p> <p>インターネット 広告</p>	<p>3. モバイル広告 * 携帯電話からアクセスするWEBサイトなどを利用する広告。 バナー広告、ページビュー数保証型 ほか</p> <p>< 調査価格の構成 ></p> 
<p>フリーペーパー・ フリーマガジン 広告</p>	<p>フリーペーパー・フリーマガジンのスペースを広告媒体として、依頼人のために広告するサービス。 * フリーペーパー・フリーマガジンは、冊子料金が無料で広告収入を収益源とする紙・雑誌形態の媒体とする。</p>  <p>1. フリーペーパー・フリーマガジン広告掲載料金</p> <p>タウン情報誌、表1 平均単価 タウン情報誌、表4 平均単価 総合情報誌、中面平均単価 グルメ情報誌、1/8頁平均単価 タウン情報誌、表紙面記事下平均単価 ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 媒体・広告の掲載箇所ないし媒体のみを特定した「平均価格」を調査。 ・ 平均価格は、「広告収入÷広告掲載ページ数」から算出。 <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別の構成 ・ 配布形態別の構成  

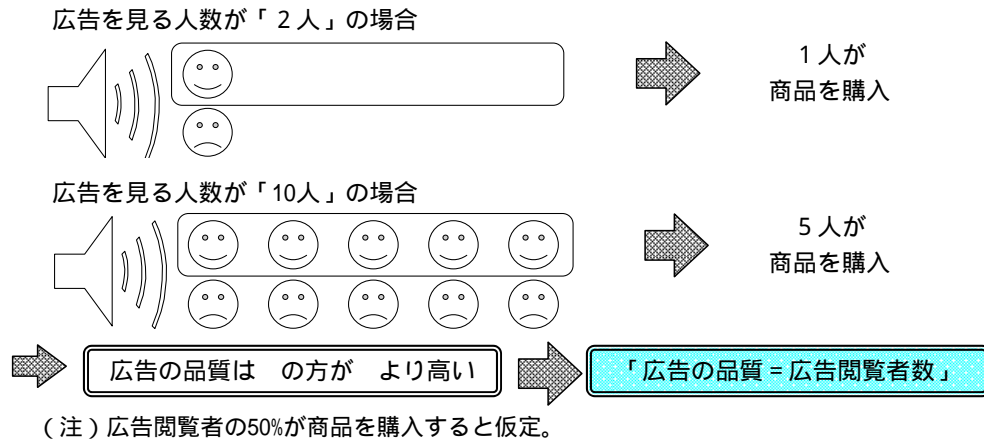
類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】広告

広告における
品質の考え方

§ 広告主にとって、広告効果 (= 広告の品質) の高さは、何人の消費者がその広告を見て商品を購入するかで決まると考えられます。このため、C S P I では、広告の品質は、「広告閲覧者数」に比例すると整理しています。



§ テレビの視聴率が低下するなど「広告閲覧者数」が変動した場合には、広告の品質に変化が生じたと判断し、「広告閲覧者数」による品質調整を行って指数を作成します。

* 「広告閲覧者数」を用いた品質調整を行っている品目

テレビ広告(うちスポットCM)
折込広告
ダイレクトメール広告
インターネット広告
フリーペーパー・フリーマガジン広告

§ 具体的には、毎月、「広告閲覧者数」データを手入手できる「テレビ広告(うちスポットCM)」は、毎月「広告閲覧者1人当たり単価 (= 品質調整済み価格)」を調査しています。一方、取引数量(例.1000通)などの契約内容が変わった場合に「広告閲覧者数」データを手入手できる「折込広告」「ダイレクトメール広告」「インターネット広告」「フリーペーパー・フリーマガジン広告」では、その時点で調査価格変更を行い、広告の品質変化を調整しています。具体的には、「広告閲覧者数」変動前後の「広告閲覧者1人当たり単価」を算出し、これを比較する「単価比較法」を用いた品質調整を行っています。

類別：広告

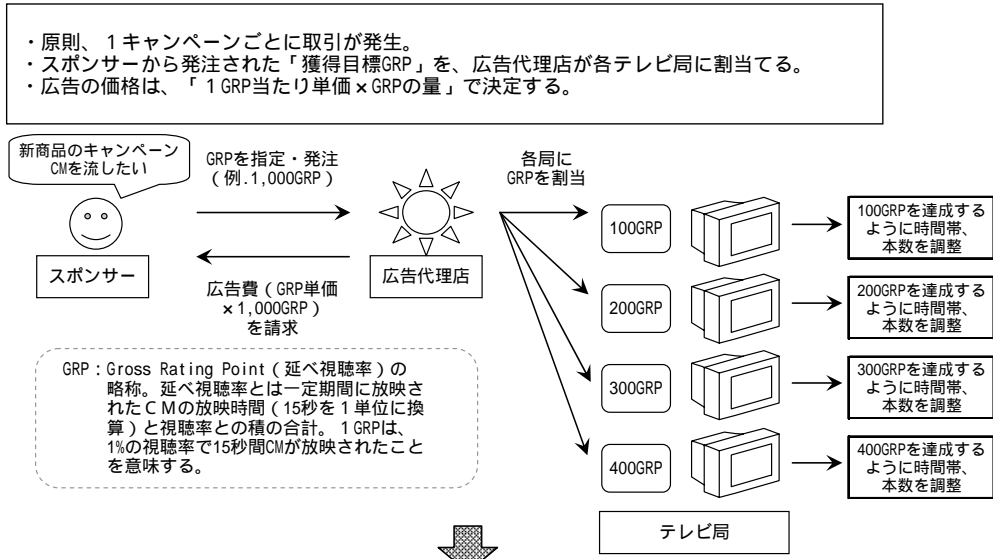
小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】広告

広告における
品質の考え方

* 品質調整例その1：テレビ広告（うちスポットCM）

スポットCM（主に番組と番組の間で放送されるCM）の取引慣行



$$\begin{aligned} \text{調査価格} &= \text{広告閲覧者 1人あたり単価} \\ &= \text{スポット広告収入} \div \text{総実績 GRP} \\ &= \text{単位視聴率 (1 GRP) 当たり平均単価と設定} \end{aligned}$$

* 品質調整例その2：インターネット広告

インターネット広告の取引慣行

- ・インターネット広告の価格は、次のように決定する。
 「1インプレッション(広告表示数)あたり単価×想定インプレッション数」
- ・新旧調査価格の品質差は、想定インプレッション数の差と考えられる。

旧調査価格		新調査価格	
調査商品	貼り付け型広告 想定インプレッション数: 2,000万imp/1週間 (0.05円/imp)	調査商品	貼り付け型広告 想定インプレッション数: 1,000万imp/1週間 (0.04円/imp)
表面価格	1,000,000円	表面価格	400,000円 (600,000円)

表面価格差: 600,000円
 品質の違いによる価格差: 500,000円
 純粋な価格差: 100,000円 (20%)
*品質の違いによる価格差 = imp数変化分 1000万imp × 0.05円/imp = 500,000円

§ 一方、広告閲覧者数と広告の品質が正比例関係にない場合や、広告閲覧者数以外に重大な品質特性が存在する場合、広告閲覧者数データがない場合には、広告閲覧者数による品質調整を見送っています。

* 品質調整を見送っている例：テレビ広告（うちタイムCM）

タイムCM：番組制作費と電波料を負担することにより番組内で放映されるCM

- ・主にスポンサーは、番組の内容や視聴者層を考慮し、2クール（半年）毎に契約を更新。原則として、企業がスポンサーを降りるまでは契約が継続する。
- ・価格は、各番組の制作に要する「番組制作費」（出演料、ロケ費、著作権料、放送権利金等）と「電波料」をもとに、番組枠ごとの需給により決定する。
- ・番組内容が広告効果に影響するため、短期的には視聴率に連動しない。
- ・商品の長期反復的な波及効果、企業イメージの向上を期待。

⇒ タイムCMの品質は、広告閲覧者数＝視聴率だけでは決まらない(例:企業イメージ)

⇒ 広告閲覧者数による品質調整は過大と判断し、見送り

類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
<p>【こぼれ話】広告</p> <p>新聞広告や雑誌 広告における 平均価格の採用</p>	<p>§ 新聞広告や雑誌広告では、掲載箇所や出稿数（ページ数）、取引相手先や取引条件（長期契約か穴埋め広告かなど）により、多様な価格が設定されています。こうしたサービスでは、対象サービス（広告掲載箇所など）はできるだけ1つに特定しつつ、取引相手先や取引条件が異なるものをグルーピングして集計し、その売上高を販売数量で割り込んで算出する「平均価格」を採用することが有効な価格調査となります。</p> <p>* 平均価格採用の利点</p> <div data-bbox="406 526 1260 739" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>少数の平均価格で多数の取引を取り込めるため、サンプルバイアスを抑えつつ実勢価格を調査できる。</p> <p>穴埋め広告など、同一の取引相手先との同一取引条件下での取引が、継続しない場合でも、継続的な価格調査が可能になる。</p> </div> <p>§ 平均価格は、取引相手先や取引条件の異なる複数の価格を平均していることから、取引相手先の出稿シェアの変動や同一の取引相手先であっても取引条件ごとのシェアの変動、需給動向を映じた市況の変動によって、価格水準が変動します。こうした価格変動のうち、どこまでが実勢の価格変動で、どこまでが、取引相手先や取引条件が異なることによる振れなのか、見極めるのは難しいものです。</p> <p>§ このため、平均価格の採用に際しては、実勢の価格変動を捕捉できるように、調査先企業からのヒアリング情報を参考に調査価格内容を設定しています。具体的には、掲載箇所ごとに出稿する業種が安定し、同一業種内では取引相手先ごとの価格差が小さい場合は、「業種」あるいは「掲載箇所」を特定した平均価格を採用。また、掲載箇所における取引相手先ごとの価格差が小さい場合は、「掲載箇所」のみを特定した平均価格を採用しています。</p>

類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)													
リース														
産業機械リース	<p>産業機械をリースするサービス。</p> <p>1. 産業機械のリース料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「料率×インフレーター」を調査価格として採用。 新規契約分のリース料率を調査先企業から聴取。 具体的には、リース対象物件・リース期間・残価設定などを特定した「料率（実際の取引価格）」「料率（平均価格）」（一部品目では「料率（標準価格）」を含む）、リース対象物件・リース期間・残価設定・信用リスクなどを想定した「料率（モデル価格）」を採用。 残価設定については、主に残価設定ゼロ（ファイナンス・リース）のケースを調査。 各々のリース料率に対応する価格指数（インフレーター）を乗じて、調査価格を作成。 ・調査対象とするリース対象物件とインフレーター（企業物価指数）の対応は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="459 766 1316 1021"> <tr> <td>印刷機械</td> <td>国内企業物価指数・品目「印刷・製版機械」</td> </tr> <tr> <td>射出成形機械</td> <td>同・品目「プラスチック加工機械」</td> </tr> <tr> <td>食品加工機械</td> <td>同・商品群「食料品加工機械」</td> </tr> <tr> <td>包装・荷造機械</td> <td>同・品目「包装・荷造機械」</td> </tr> <tr> <td>半導体製造装置</td> <td>同・品目「半導体製造装置」</td> </tr> <tr> <td>製造設備（全般）</td> <td rowspan="2">需要段階別・用途別指数「一般機器・資本財」</td> </tr> <tr> <td>産業機械（全般）</td> </tr> </table>	印刷機械	国内企業物価指数・品目「印刷・製版機械」	射出成形機械	同・品目「プラスチック加工機械」	食品加工機械	同・商品群「食料品加工機械」	包装・荷造機械	同・品目「包装・荷造機械」	半導体製造装置	同・品目「半導体製造装置」	製造設備（全般）	需要段階別・用途別指数「一般機器・資本財」	産業機械（全般）
印刷機械	国内企業物価指数・品目「印刷・製版機械」													
射出成形機械	同・品目「プラスチック加工機械」													
食品加工機械	同・商品群「食料品加工機械」													
包装・荷造機械	同・品目「包装・荷造機械」													
半導体製造装置	同・品目「半導体製造装置」													
製造設備（全般）	需要段階別・用途別指数「一般機器・資本財」													
産業機械（全般）														
工作機械リース	<p>工作機械をリースするサービス。</p> <p>1. 工作機械のリース料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目「産業機械リース」を参照。 ・調査対象とするリース対象物件とインフレーター（企業物価指数）の対応は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="459 1285 1316 1469"> <tr> <td>旋盤</td> <td rowspan="5">国内企業物価指数・小類別「金属工作・加工機械」</td> </tr> <tr> <td>マシニングセンター</td> </tr> <tr> <td>フライス盤</td> </tr> <tr> <td>プレスブレーキ</td> </tr> <tr> <td>工作機械（全般）</td> </tr> </table>	旋盤	国内企業物価指数・小類別「金属工作・加工機械」	マシニングセンター	フライス盤	プレスブレーキ	工作機械（全般）							
旋盤	国内企業物価指数・小類別「金属工作・加工機械」													
マシニングセンター														
フライス盤														
プレスブレーキ														
工作機械（全般）														
医療用機器リース	<p>医療用機器をリースするサービス。</p> <p>1. 工作機械のリース料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目「産業機械リース」を参照。 ・調査対象とするリース対象物件とインフレーター（企業物価指数）の対応は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="459 1733 1316 1877"> <tr> <td>超音波診断装置</td> <td rowspan="4">国内企業物価指数・商品群「その他の電子応用装置」</td> </tr> <tr> <td>診断用X線テレビ装置</td> </tr> <tr> <td>X線CTスキャナ装置</td> </tr> <tr> <td>医療機器（全般）</td> </tr> </table>	超音波診断装置	国内企業物価指数・商品群「その他の電子応用装置」	診断用X線テレビ装置	X線CTスキャナ装置	医療機器（全般）								
超音波診断装置	国内企業物価指数・商品群「その他の電子応用装置」													
診断用X線テレビ装置														
X線CTスキャナ装置														
医療機器（全般）														

類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)										
リース											
商業・サービス 業用機械設備 リース	<p>商業・サービス業用機械設備をリースするサービス。</p> <p>1. 商業・サービス業用機械設備のリース料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目「産業機械リース」を参照。 ・調査対象とするリース対象物件とインフレター（企業物価指数）の対応は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="464 495 1321 712"> <tr> <td>自動販売機</td> <td rowspan="5">国内企業物価指数・商品群「サービス用機器」、 「ちゅう房機器」、品目「冷凍・冷蔵用ショー ケース」、「業務用エアコン」、「事務所用・ 店舗用装備品」の加重平均指数</td> </tr> <tr> <td>洗車機</td> </tr> <tr> <td>業務用調理機器</td> </tr> <tr> <td>冷凍・冷蔵用ショーケース</td> </tr> <tr> <td>業務用エアコン</td> </tr> <tr> <td>陳列棚</td> <td></td> </tr> </table>	自動販売機	国内企業物価指数・商品群「サービス用機器」、 「ちゅう房機器」、品目「冷凍・冷蔵用ショー ケース」、「業務用エアコン」、「事務所用・ 店舗用装備品」の加重平均指数	洗車機	業務用調理機器	冷凍・冷蔵用ショーケース	業務用エアコン	陳列棚			
自動販売機	国内企業物価指数・商品群「サービス用機器」、 「ちゅう房機器」、品目「冷凍・冷蔵用ショー ケース」、「業務用エアコン」、「事務所用・ 店舗用装備品」の加重平均指数										
洗車機											
業務用調理機器											
冷凍・冷蔵用ショーケース											
業務用エアコン											
陳列棚											
通信機器リース	<p>通信機器をリースするサービス。</p> <p>1. 通信機器のリース料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目「産業機械リース」を参照。 ・調査対象とするリース対象物件とインフレター（企業物価指数）の対応は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="464 925 1321 1070"> <tr> <td>電話機</td> <td>国内企業物価指数・品目「電話機」</td> </tr> <tr> <td>電話交換機</td> <td>同・品目「交換機」</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>同・品目「ファクシミリ」</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク機器</td> <td>同・品目「携帯電話機」</td> </tr> </table>	電話機	国内企業物価指数・品目「電話機」	電話交換機	同・品目「交換機」	ファクシミリ	同・品目「ファクシミリ」	ネットワーク機器	同・品目「携帯電話機」		
電話機	国内企業物価指数・品目「電話機」										
電話交換機	同・品目「交換機」										
ファクシミリ	同・品目「ファクシミリ」										
ネットワーク機器	同・品目「携帯電話機」										
土木・建設機械 リース	<p>土木・建設機械をリースするサービス。</p> <p>1. 土木・建設機械のリース料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目「産業機械リース」を参照。 ・調査対象とするリース対象物件とインフレター（企業物価指数）の対応は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="464 1312 1321 1384"> <tr> <td>掘削機械（油圧ショベルなど）</td> <td rowspan="2">国内企業物価指数・商品群「建設機械」</td> </tr> <tr> <td>建設機械（全般）</td> </tr> </table>	掘削機械（油圧ショベルなど）	国内企業物価指数・商品群「建設機械」	建設機械（全般）							
掘削機械（油圧ショベルなど）	国内企業物価指数・商品群「建設機械」										
建設機械（全般）											
電子計算機・ 同関連機器リース	<p>電子計算機・同関連機器をリースするサービス。</p> <p>1. 電子計算機・同関連機器のリース料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目「産業機械リース」を参照。 ・調査対象とするリース対象物件とインフレター（企業物価指数）の対応は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="464 1621 1321 1805"> <tr> <td>パーソナルコンピュータ</td> <td>国内企業物価指数・品目「パーソナルコンピュータ」</td> </tr> <tr> <td>サーバ</td> <td>同・品目「汎用コンピュータ・サーバ」</td> </tr> <tr> <td>電子計算機本体（全般）</td> <td>同・商品群「電子計算機本体」</td> </tr> <tr> <td>プリンタ</td> <td>同・品目「印刷装置」</td> </tr> <tr> <td>電子計算機周辺装置（全般）</td> <td>同・商品群「電子計算機附属装置」</td> </tr> </table>	パーソナルコンピュータ	国内企業物価指数・品目「パーソナルコンピュータ」	サーバ	同・品目「汎用コンピュータ・サーバ」	電子計算機本体（全般）	同・商品群「電子計算機本体」	プリンタ	同・品目「印刷装置」	電子計算機周辺装置（全般）	同・商品群「電子計算機附属装置」
パーソナルコンピュータ	国内企業物価指数・品目「パーソナルコンピュータ」										
サーバ	同・品目「汎用コンピュータ・サーバ」										
電子計算機本体（全般）	同・商品群「電子計算機本体」										
プリンタ	同・品目「印刷装置」										
電子計算機周辺装置（全般）	同・商品群「電子計算機附属装置」										
事務用機器リース	<p>事務用機器をリースするサービス。</p> <p>1. 事務用機器のリース料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目「産業機械リース」を参照。 ・調査対象とするリース対象物件とインフレター（企業物価指数）の対応は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="464 2047 1321 2085"> <tr> <td>複写機</td> <td>国内企業物価指数・品目「複写機」</td> </tr> </table>	複写機	国内企業物価指数・品目「複写機」								
複写機	国内企業物価指数・品目「複写機」										

類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
リース	
輸送用機器リース	<p>自動車リースするサービス。</p> <p>1. 自動車のリース料金(メンテナンス・リース)</p> <p>軽自動車 小型乗用車 普通乗用車 小型貨物車</p> <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規契約分のリース料金を調査先企業から聴取。 ・具体的には、リース対象車名・リース期間などを特定した「実際の取引価格」または、リース対象車種(排気量など)・リース期間などを特定した「平均価格」を採用。

類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)														
【こぼれ話】リース															
リース取引に 対する価格調査	<p>§ リース料金は、一般には「リース料率×リース対象物件価格」で設定されます。</p> <p>パーソナルコンピュータ・リースの例</p> <table border="1" data-bbox="371 369 759 651"> <tr> <th colspan="2">パーソナルコンピュータ</th> </tr> <tr> <td>・製品型番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・リース総額</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>・リース物件価格</td> <td>20万円/台</td> </tr> <tr> <td>・数量</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>・リース期間</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>・リース料率</td> <td>2%</td> </tr> </table> $\begin{aligned} \text{リース料金} &= \frac{\text{リース料率} 2\% \times \text{200万円}}{\frac{10\text{台}}{10\text{台}}} \\ &= \frac{2\% \times 20\text{万円} \times 10\text{台}}{\frac{10\text{台}}{10\text{台}}} \\ &= \frac{2\% \times 20\text{万円}}{1} = 4\text{千円} \end{aligned}$ <p>§ 通常の価格調査では、代表的な取引を選定し、サービス内容・取引相手先などを特定した上で価格（上例では「1台あたりリース料金：4千円」）を調査することになりますが、「リース」では、ユーザーの希望に応じて任意の物件を取り扱うため、同じサービスが繰り返し提供されることは少なく、ある特定の取引の価格を継続的に調査することは難しくなります。</p> <p>§ そこで、C S P I 類別「リース」では、サービス内容を一定とした価格調査を行うために、調査先企業から「リース料率」を調査し、リース対象物件に応じた「価格指数」（“インフレーター”）を掛け合わせた「料率×インフレーター」を、採用しています。</p> <p>このほか、料率で価格が表示される「金融」「保険」「インターネット附随サービス（うちポータルサイト運営サービス）」でも同様に「料率×インフレーター」を調査価格として採用しています。</p> $\begin{aligned} \text{リース料金} &= \text{料率} 2\% \times \text{パソコン価格} 20\text{万円} \\ &\downarrow \\ \text{調査価格} &= \text{料率} \times \text{インフレーター} \\ &= \text{料率} \times \text{国内企業物価指数・品目「パーソナルコンピュータ」} \end{aligned}$ <p>§ なお、品目「輸送用機器リース」は、メンテナンス・リースが代表的な取引ですが、メンテナンスサービスは、リース対象物件価格に比例した料金設定ではないため、上記の料率調査は馴染まないサービスです。従って、車種・リース期間、他の契約条件を特定したリース料金（実際の取引価格または平均価格）を調査価格として採用しています。</p>	パーソナルコンピュータ		・製品型番		・リース総額	200万円	・リース物件価格	20万円/台	・数量	10台	・リース期間	5年	・リース料率	2%
パーソナルコンピュータ															
・製品型番															
・リース総額	200万円														
・リース物件価格	20万円/台														
・数量	10台														
・リース期間	5年														
・リース料率	2%														
リース・レンタル における価格の 調査時点	§ C S P I では、原則、調査時点に提供される全てのサービスを調査対象としていますが、「リース」「レンタル」では、既存契約分を含まない新規契約分を調査対象として指数を作成しています。														

類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)						
レンタル							
建設機械レンタル	<p>建設機械をレンタルするサービス。</p> <p>1. 建設機械のレンタル料金</p> <p>油圧ショベル ダンプカー ディーゼル発電機 高所作業車</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタル対象物件(型番)・レンタル期間などを特定した「平均価格」を採用。 						
仮設資材レンタル	<p>仮設資材をレンタルするサービス。</p> <p>1. 仮設資材のレンタル料金</p> <p>軽仮設資材のレンタル料金</p> <p>* 主に建築工事の足場に使用される補助材。</p> <p>鋼製布板 鳥居型建柱 単管パイプ</p> <p style="text-align: center;">ほか</p> <p>重仮設資材のレンタル料金</p> <p>* 主に土木工事や建築基礎工事で、掘削箇所の補強や道路・橋の仮設に使用される資材。</p> <p>H形鋼 山留材 覆工板 鋼矢板</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタル対象物件(型番)・レンタル期間などを特定した「標準価格」または「平均価格」を採用。 <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重仮設資材 / 軽仮設資材の構成 <div data-bbox="491 1391 817 1713" style="text-align: center;"> <p>A pie chart illustrating the composition of survey prices. The chart is divided into two segments: a shaded segment representing '重仮設資材' (Heavy temporary construction materials) at 46%, and a white segment representing '軽仮設資材' (Light temporary construction materials) at 54%.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材種類</th> <th>構成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重仮設資材</td> <td>46%</td> </tr> <tr> <td>軽仮設資材</td> <td>54%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	資材種類	構成割合	重仮設資材	46%	軽仮設資材	54%
資材種類	構成割合						
重仮設資材	46%						
軽仮設資材	54%						

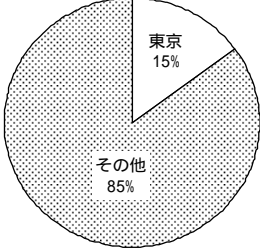
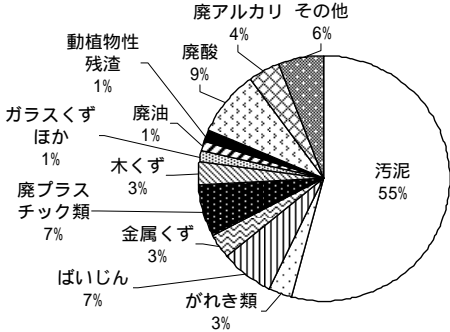
類別：リース・レンタル

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)			
レンタル				
電子計算機レンタル	<p>電子計算機をレンタルするサービス。</p> <p>1. 電子計算機のレンタル料金</p> <p>ノートパソコン サーバ 汎用コンピュータ</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <p>・レンタル料金をベースとした取引が行われる場合は、レンタル対象物件(型番)・レンタル期間・他の契約条件を特定した「実際の取引価格」や「標準価格」を調査。レンタル料率をベースとした取引が行われる場合は、レンタル対象物件・レンタル期間を特定した「料率(標準価格)」を調査し、これに価格指数を乗じた「料率×インフレーター」を採用。 調査対象とするレンタル対象物件とインフレーター(企業物価指数)の対応は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="459 723 1318 797"> <tr> <td>サーバ</td> <td rowspan="2">国内企業物価指数・品目「汎用コンピュータ・サーバ」</td> </tr> <tr> <td>汎用コンピュータ</td> </tr> </table>	サーバ	国内企業物価指数・品目「汎用コンピュータ・サーバ」	汎用コンピュータ
サーバ	国内企業物価指数・品目「汎用コンピュータ・サーバ」			
汎用コンピュータ				
レンタカー	<p>自動車をレンタルするサービス。</p> <p>1. レンタカー料金</p> <p>小型乗用車 普通乗用車 小型貨物車</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <p>・レンタル対象物件(排気量など)・レンタル期間を特定した「実際の取引価格」または「平均価格」を採用。</p>			
オフィス・イベント用品レンタル	<p>事務用機器などのオフィス用品や、机・椅子・サービス業用機器などイベント用品をレンタルするサービス。</p> <p>1. オフィス・イベント用品のレンタル料金</p> <p>ロッカー 書庫 応接セット 集会用テント デジタルビデオカメラ 折り畳みいす 回転いす ポップコーン機 ステージ 冷蔵庫 プロジェクター カラーデジタル複合機 ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <p>・レンタル対象物件(型番)・レンタル期間などを特定した「実際の取引価格」や「標準価格」、または「平均価格」を調査。</p>			

類別：下水道・廃棄物処理

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																
下水道	<p>公共下水道による汚水処理サービス。</p> <p>1. 下水道料金 / 排出量を特定</p> <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都および政令指定都市を調査対象としている。 <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (円)</caption> <thead> <tr> <th>調査対象</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>横浜</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>名古屋</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>札幌</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>京都</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>27%</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象	割合 (%)	東京	27%	大阪	15%	横浜	11%	名古屋	8%	札幌	6%	京都	6%	その他	27%
調査対象	割合 (%)																
東京	27%																
大阪	15%																
横浜	11%																
名古屋	8%																
札幌	6%																
京都	6%																
その他	27%																

類別：下水道・廃棄物処理

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																																																																																											
廃棄物処理																																																																																												
一般廃棄物処理	<p>事業系ごみ（一般廃棄物）の収集・運搬・処分に係るサービス。 産業廃棄物と一般廃棄物の区分は、地方公共団体ごとの設定に準じる。</p> <p>1. 一般廃棄物処理手数料 収集・運搬手数料（上限価格または実際の取引価格） 処分手数料（実際の取引価格） 収集・運搬・処分手数料（上限価格または実際の取引価格）</p> <p>< 調査価格の構成 > ・東京都および政令指定都市を調査対象としている。</p> 																																																																																											
産業廃棄物処理	<p>産業廃棄物の収集・運搬・処分に係るサービス。 産業廃棄物と一般廃棄物の区分は、地方公共団体ごとの設定に準じる。</p> <p>1. 産業廃棄物処理手数料 ・調査対象とする廃棄物の種類と処理工程の組み合わせは、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="395 1041 1311 1467"> <thead> <tr> <th>処理工程 廃棄物の種類</th> <th>収集・運搬</th> <th>中間処理</th> <th>最終処分</th> <th>収集・運搬 中間処理</th> <th>中間処理 最終処分</th> <th>収集・運搬 中間処理 最終処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>汚泥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>がれき類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ばいじん</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>金属くず</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>廃プラスチック類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>木くず</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガラスくずほか</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>廃油</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>動植物性残渣</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>廃酸</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>廃アルカリ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>< 調査価格の構成 ></p> 	処理工程 廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理	最終処分	収集・運搬 中間処理	中間処理 最終処分	収集・運搬 中間処理 最終処分	汚泥							がれき類							ばいじん							金属くず							廃プラスチック類							木くず							ガラスくずほか							廃油							動植物性残渣							廃酸							廃アルカリ							その他						
処理工程 廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理	最終処分	収集・運搬 中間処理	中間処理 最終処分	収集・運搬 中間処理 最終処分																																																																																						
汚泥																																																																																												
がれき類																																																																																												
ばいじん																																																																																												
金属くず																																																																																												
廃プラスチック類																																																																																												
木くず																																																																																												
ガラスくずほか																																																																																												
廃油																																																																																												
動植物性残渣																																																																																												
廃酸																																																																																												
廃アルカリ																																																																																												
その他																																																																																												

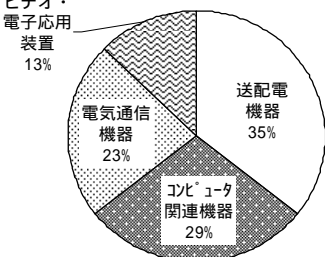
類別：自動車整備・機械修理

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)								
自動車整備 車検・定期点検 ・一般整備	<p>自動車の車検整備、定期点検整備および一般整備サービス。</p> <p>1. 車検整備料金</p> <p>* 道路運送車輛法第58条に基づき、運行の用に供するために自動車を受けなければならない検査ならびに整備。</p> <p>普通乗用車 小型乗用車 軽乗用車 大型トラック 小型トラック 普通貨物車 軽貨物車 大型バス</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引相手先を特定した「実際の取引価格」または「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」を調査。 <p>2. 定期点検整備料金</p> <p>* 道路運送車輛法第48条に基づき、自動車の種別・用途別に車検の時期や内容につき定められた点検・整備。</p> <p>普通乗用車 小型乗用車 軽乗用車 大型トラック 軽貨物車 大型バス</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引相手先を特定した「実際の取引価格」または「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」を調査。 <p>3. 一般整備料金</p> <p>* 車検整備、定期点検整備、事故整備以外の点検・整備。</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な整備内容を想定した「モデル価格」、取引相手先を特定した「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」、または「労働時間当たり単価（標準価格）」を調査。 ・「モデル価格」の算式は、以下のとおり（部品代を含んでいない）。 一般整備料金 = レバーレート × 作業時間数 * レバーレート：作業1時間当たりの工賃。 <p>< 調査価格の構成 ></p> <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>整備項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車検整備</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>一般整備</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>定期点検整備</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>	整備項目	割合	車検整備	47%	一般整備	47%	定期点検整備	6%
整備項目	割合								
車検整備	47%								
一般整備	47%								
定期点検整備	6%								

類別：自動車整備・機械修理

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
自動車整備	
自動車整備 (事故整備)	<p>自動車の事故整備サービス。</p> <p>1. 事故整備料金</p> <p>* 事故車輦に係る整備。</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表的な整備内容を想定した「モデル価格」、取引相手先を特定した「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」、または「労働時間当たり単価（標準価格）」を調査。 ・ 「モデル価格」の算式は、以下のとおり（部品代を含んでいない）。 事故整備料金 = レバーレート × 作業時間数 × (1 - 保険適用時の割引率) * レバーレート：作業1時間当たりの工賃。

類別：自動車整備・機械修理

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)										
電気機械器具修理	<p>送配電機器、コンピュータ関連機器、電気通信機器等の電気機械器具の修理・保守サービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 送配電機器 発電所 / 定期点検料金 ほか < 価格調査方法 > ・ 発電所を特定した「実際の取引価格」「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」、または「労働時間当たり単価（標準価格）」を調査。 コンピュータ関連機器 パソコン / スポット修理料金 パソコン / 保守契約料金 サーバー / 保守契約料金 計算機システム / 保守契約料金 電気通信機器 携帯電話機 / スポット修理料金 電子交換機 / 保守契約料金 ADSLモデム / 保守契約料金 ブロードバンドルーター / 保守契約料金 ビデオ・電子応用装置 医療用機器 / 保守契約料金 医療用機器 / スポット修理料金 <p>< 調査価格の構成 ></p>  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送配電機器</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>コンピュータ関連機器</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>電気通信機器</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>ビデオ・電子応用装置</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table>	品目	割合	送配電機器	35%	コンピュータ関連機器	29%	電気通信機器	23%	ビデオ・電子応用装置	13%
品目	割合										
送配電機器	35%										
コンピュータ関連機器	29%										
電気通信機器	23%										
ビデオ・電子応用装置	13%										
機械修理 (除電気機械器具)	<p>プラント、鉱山・建設機械、工作機械など電気機械器具に該当しない機械器具の修理・保守サービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> プラント 化学プラント / 保守契約料金 製鉄プラント / 保守契約料金 石油精製プラント / 保守契約料金 その他 / 保守契約料金 < 価格調査方法 > ・ プラントを特定した「実際の取引価格」または「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」を調査。 鉱山・建設機械 油圧ショベル / 保守契約料金 油圧ショベル / スポット修理料金 < 価格調査方法 > ・ 特定自主検査に対する「実際の取引価格」、代表的な修理内容を特定した「モデル価格」を調査。 ・ 「モデル価格」の算式は、以下のとおり。 機械修理料金 = 部品費 + 作業時間単価 × 作業時間数 + 諸経費 または、 機械修理料金 = 作業時間単価 × 作業時間数 										

類別：自動車整備・機械修理

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)												
<p>機械修理 (除電気機械器具)</p>	<p>3. 金属工作・加工機械 金属工作機械/スポット修理料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な修理内容を特定した「標準価格」または「モデル価格」、代表的な修理内容および修理対象機械を特定した「平均価格」を調査。 ・「モデル価格」の算式は、以下のとおり。 $\text{機械修理料金} = \text{基本料金} + \text{作業時間単価} \times \text{超過作業時間数} + \text{諸経費}$ または、 $\text{機械修理料金} = \text{作業時間単価} \times \text{作業時間数}$ <p>4. 特殊産業機械・その他一般機械 半導体製造装置/スポット修理料金 エレベータ/保守契約料金 業務用エアコン/保守契約料金 分析装置/保守契約料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な取引先および修理内容を特定した「実際の取引価格」、代表的な修理内容を特定した「標準価格」または「労働時間当たり単価(標準価格)」を調査。 <p>5. 事務用・サービス用機器 複写機/保守契約料金</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な修理内容を特定した「標準価格」または「モデル価格」を調査。 ・「モデル価格」の算式は、以下のとおり。 $\text{機械修理料金} = \text{従量単価} \times \text{月間コピー枚数}$ <p>< 調査価格の構成 ></p> <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>機械修理品目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊産業機械・その他一般機械</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>事務用・サービス用機器</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>プラント</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>鉦山・建設機械</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>金属工作・加工機械</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>	機械修理品目	割合	特殊産業機械・その他一般機械	33%	事務用・サービス用機器	20%	プラント	20%	鉦山・建設機械	16%	金属工作・加工機械	12%
機械修理品目	割合												
特殊産業機械・その他一般機械	33%												
事務用・サービス用機器	20%												
プラント	20%												
鉦山・建設機械	16%												
金属工作・加工機械	12%												

類別：自動車整備・機械修理

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】機械修理

サービス種類別
構成比率

§ 機械修理サービスは、サービス供給者がサービス業、製造業、卸小売業にまたがって分布し、業界を包括した統計がないため、サービス構成の把握が困難です。
このため、以下のとおり様々な統計を使用し、サービス種類別構成比率を推計しています。

< 機械修理におけるサービス種類別構成比率の推計方法 >

「電機機械器具修理」と「機械修理（除電機機械器具）」に分類

参照統計	電機機械器具修理	機械修理 (除電機機械器具)
サービス業基本調査	14億円	21億円
工業統計調査	1億円	4億円
商業統計調査	2億円	4億円
合計	18億円	29億円

「電機機械器具修理」を細分化

< 送配電機器（電力関連） >

産業連関表：基本分類「機械修理」の内生部門への産出額

統合大分類（32部門）			
コード	部門名	産出額	構成比
01	農林水産業	1,114億円	1.8%
:	:	:	:
18	電力・ガス・熱供給	7,371億円	12.2%
:	:	:	:
内生部門計		6兆259億円	100.0%

< コンピュータ関連機器、電気通信機器、ビデオ・電子応用装置 >

財別分類	金額	構成比
コンピュータ関連機器	32兆円	49.8%
電気通信機器	20兆円	31.6%
ビデオ・電子応用装置	12兆円	18.7%

電機機械器具修理	電力関連 (送配電機器)	コンピュータ 関連機器	電気通信機器	ビデオ・ 電子応用装置
38.2	12.2	12.9	8.2	4.9

機械修理 (除電機機械器具)	プラント メンテナンス	鉱山・建設機械	金属工作・加工機械	事務用・ サービス用機器	特殊産業機械・ その他の一般機械
61.8	9.2	8.3	4.0	15.8	24.5

「機械修理（除電機機械器具）」を細分化

< プラントメンテナンス、鉱山・建設機械 >

産業連関表：基本分類「機械修理」の内生部門への産出額

統合大分類（32部門）			
コード	部門名	産出額	構成比
:	:	:	:
05	パルプ・紙・木製品	867億円	1.4%
06	化学製品	2,555億円	4.2%
07	石油・石炭製品	601億円	1.0%
:	:	:	:
09	鉄鋼	1,538億円	2.6%
:	:	:	:
17	建設	5,008億円	8.3%
内生部門計		6兆259億円	100.0%

< 金属工作・加工機械 > マシニングセンタ等

財別分類	金額	金額の推計方法
工業統計調査	405億円	金属加工機械製造業の修理費
商業統計調査	134億円	機械器具卸売業の修理費を推計
リース統計の 取扱高構成比	267億円	構成比より物品賃貸業の取扱高を推計
合計	808億円	

財別分類	構成比
金属工作・加工機械	8.9%
事務用・サービス用機器	35.8%
特殊産業機械・その他一般機械	55.3%

< 事務用・サービス用機器 > 複写機等

財別分類	金額	金額の推計方法
工業統計調査	187億円	金属加工機械製造業の修理費
商業統計調査	906億円	機械器具卸売業の修理費を推計
リース統計の 取扱高構成比	2,143億円	構成比より物品賃貸業の取扱高を推計
合計	3,235億円	

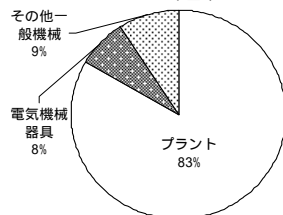
< 特殊産業機械・その他一般機械 > 業務用エアコン等

財別分類	金額	金額の推計方法
工業統計調査	2,538億円	金属加工機械製造業の修理費
商業統計調査	1,301億円	機械器具卸売業の修理費を推計
リース統計の 取扱高構成比	1,166億円	構成比より物品賃貸業の取扱高を推計
合計	5,005億円	

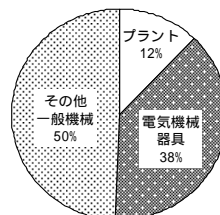
推計金額の合計から構成比を算出

・上記の比率により調査価格構成を見直した結果、プラントメンテナンスの比率が大幅に低下。

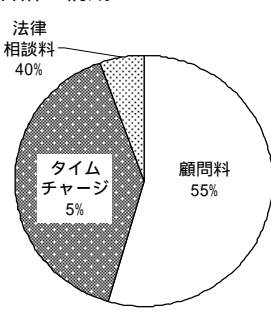
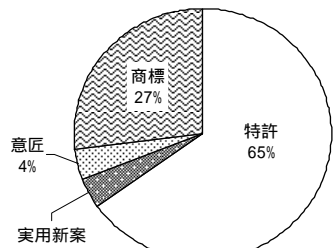
< 2000年基準 >



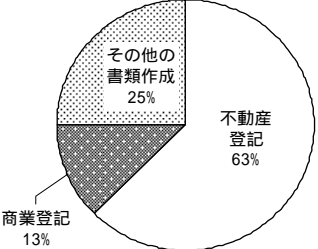
< 2005年基準 >



類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)										
法務・会計サービス											
弁護士サービス	<p>訴訟事件、非訟事件および審査請求、異議の申立て、再審査請求などの法律事務を行うサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 顧問料 時間制報酬(タイムチャージ) <ul style="list-style-type: none"> < 価格調査方法 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士の経験年数等を特定した「労働時間当たり単価(実際の取引価格)」「労働時間当たり単価(標準価格)」または「労働時間当たり単価(平均価格)」を調査。 法律相談料 <ul style="list-style-type: none"> < 価格調査方法 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 「労働時間当たり単価(実際の取引価格)」を調査。 < 調査価格の構成 >  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (弁護士サービス)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧問料</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>法律相談料</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>タイムチャージ</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> 	項目	割合	顧問料	55%	法律相談料	40%	タイムチャージ	5%		
項目	割合										
顧問料	55%										
法律相談料	40%										
タイムチャージ	5%										
弁理士サービス	<p>特許、実用新案、意匠または商標に関する登録申請、異議の申立てなどの代理および鑑定などの業務を行うサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 出願手数料 <ul style="list-style-type: none"> 特許 実用新案 意匠 商標 < 価格調査方法 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引相手先および実績作業量(作業時間、明細表の枚数等)を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・ 特許では、大手需要者を特定し、実際の取引に適用される作業時間当たり単価を平均した「労働時間当たり単価(平均価格)」や、サービス提供者を特定しない「平均価格」も調査している。 < 調査価格の構成 >  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (弁理士サービス)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>商標</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>意匠</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>実用新案</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table> 	項目	割合	特許	65%	商標	27%	意匠	4%	実用新案	4%
項目	割合										
特許	65%										
商標	27%										
意匠	4%										
実用新案	4%										

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)								
法務・会計サービス									
司法書士サービス	<p>司法官署に提出する書類の作成、登記または供託に関する手続の代理を行うサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産登記申請等の手続きの代理手数料 <ul style="list-style-type: none"> 所有権保存登記 所有権移転登記 担保権の設定または債権額の増加 2. 商業登記申請手続の代理手数料 <ul style="list-style-type: none"> 会社設立登記 役員変更登記 3. その他の書類の作成手数料 <ul style="list-style-type: none"> 文案を要するもの <p>< 調査価格の構成 ></p>  <table border="1" data-bbox="391 772 710 1019"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産登記</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>商業登記</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>その他の書類作成</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	割合	不動産登記	63%	商業登記	13%	その他の書類作成	25%
項目	割合								
不動産登記	63%								
商業登記	13%								
その他の書類作成	25%								

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

【こぼれ話】法務・会計サービス

弁護士サービス
調査対象サービスの
選択

§ 弁護士サービスに対する報酬は、報酬金、着手金、顧問料、時間制報酬(タイムチャージ)、法律相談料に大別されます。
企業向けの弁護士サービスとしては、裁判や企業の吸収・合併にかかわる報酬金、着手金の割合が大きいと考えられますが、品質を一定とした継続的な価格調査が困難なため、調査価格の採用を見送りました。

< 弁護士報酬の種類と2005年基準C S P Iにおける対応 >

弁護士報酬の種類		2005年基準C S P Iにおける対応		品質固定の難易度
報酬金	事件が成功に終わった場合、事件終了の段階で支払われる料金。 全面敗訴の場合は、報酬が支払われない。	採用見送り	個性が強く、品質を固定した価格調査が困難。 また、成功度合いに応じて報酬額が設定されるため、サービスの品質の不確実性が高く、モデル価格を設定するのも困難。	
着手金	事件の結果に関係なく、弁護士に事件を依頼した段階で支払われる料金。 報酬金の内金や手付金ではなく、事件の結果が不成功に終わっても返還されない。		個性が強く、品質を固定した価格調査が困難。	
顧問料	企業と顧問契約を締結し、その契約に基づき継続的に行う一定の法律業務に対して支払われる料金。	採用	個性が強く、品質を固定した価格調査が難しいが、取引相手を固定することにより、サービスの品質をある程度固定した価格調査が可能。 取引相手を固定した価格を調査	
時間制報酬(タイムチャージ)	複雑な契約書の作成や、多くの作業量を要する調査業務等に対し、時間制で設定される料金。		時間当たり単価として価格が設定されており、1時間当たりのサービスの品質は比較的固定されている。 取引相手を固定した価格や、料金表価格を調査	
法律相談料	法律相談にかかる時間制料金。			易

税理士サービス
代表性確保への
取り組み

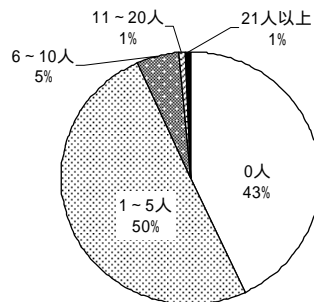
§ 税理士サービスは、取引相手が多数にのぼり、かつ価格動向が多様であること、税理士事務所の多くが個人事務所であることから、価格調査を行う上で、代表性の確保が困難です。
このため、「平均価格」の採用を検討しましたが、調査先企業のご負担が大きいため、断念しました。

< 税理士サービスの現状 >

1. 取引相手先の売上高別月額報酬(東京税理士会「税理士報酬平成17年度アンケート」より)

月額報酬 売上高	1~5万円	5~10万円	10~20万円	20万円~	合計
1億円以下	1,994件	159件	15件	2件	2,170件
	38.0%	3.0%	0.3%	0.0%	41.4%
1~5億円	931件	736件	77件	10件	1,754件
	17.8%	14.0%	1.5%	0.2%	33.5%
5億円以上	177件	804件	270件	66件	1,317件
	3.4%	15.3%	5.2%	1.3%	25.1%
合計	3,102件	1,699件	362件	78件	5,241件
	59.2%	32.4%	6.9%	1.5%	100.0%

2. 税理士事務所の平均従業員数(全国税理士会「税理士登録者・税理士法人届出数」より)



類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
-----------	--

土木建築サービス

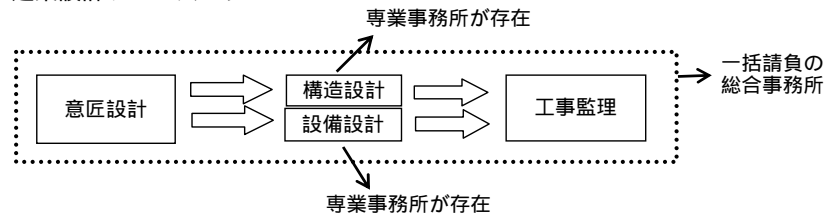
建築設計

建築に関する設計企画や基本・実施設計、工事の監理を行うサービス。

1. 設計監理料

設計内容	対象物件		民間向け	公共向け
			住宅	非住宅
	戸建て	集合住宅		非住宅
総合設計				
構造設計				
設備設計				

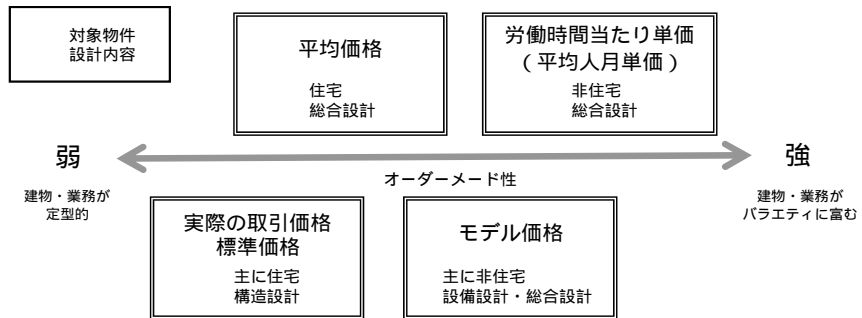
建築設計サービスのフロー



< 価格調査方法 >

- ・サービスの特性（オーダーメイド性の強弱）に応じ、「実際の取引価格」「標準価格」「平均価格」「モデル価格」「労働時間当たり単価（平均人月単価）」を調査。

調査対象サービスと価格調査方法の対応



価格調査方法の具体例

< 実際の取引価格 >

【調査価格内容】
取引相手先：A社
建物：木造3階建て住宅
業務：構造設計

< 平均価格 >

【調査価格内容】
建物：集合住宅
(床面積3,000~5,000㎡)
業務：総合設計

< 労働時間当たり単価 >

【調査価格内容】
建物：全物件
業務：総合設計

$$\text{売上高} \div \text{投入人工量} = \text{人工単価}$$

< モデル価格 >

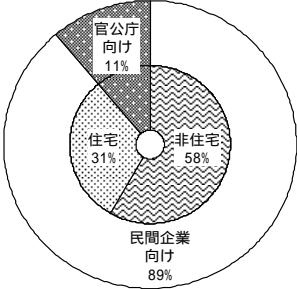
【調査価格内容】
建物：オフィスビル
業務：設備設計

$$\text{人工単価社内単価} \times \text{設定人工量} \times \text{マークアップ率} = \text{サービス価格}$$

平均価格：規模や仕様の類似した集合住宅などをグルーピングした平均価格を調査。
モデル価格：オフィスビルなど標準的な建築物の設備設計を想定した場合の見積価格を調査。

労働時間当たり単価：売上高合計を総投入人工量で除した平均人月単価を調査。

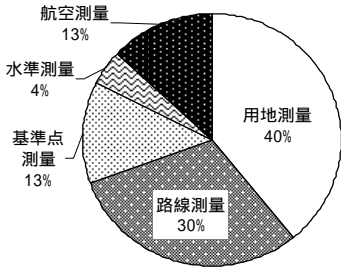
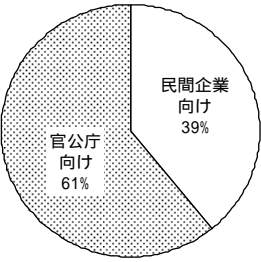
類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)										
土木建築サービス											
建築設計	<p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共向け調査価格の一部において、代表的な業務を想定した「モデル価格」を採用し、外部データを利用して価格を算出している。 入札予定価格に、官公庁が公表する落札率を乗じることにより、価格を算出する。 $\text{設計監理料} = \text{予定価格} \times \text{落札率}$ $= (\text{標準的な投入人工量} \times \text{技術者単価}) \times \text{落札率}$ 毎月公表されない落札率を利用している場合は、定期遡及訂正時に、落札率の入手月以前の指数を訂正する。 詳細は、品目「土木設計」を参照。 建築設計サービスは、複数月に亘るサービス契約期間の終了時（例えば、建築物の完成時）に精算する取引慣行となっている。 「平均価格」や「労働時間当たり単価（平均人月単価）」を採用している調査価格では、契約期間終了後に、売上高等を調査している。 決算時に当期の全案件の合算値の報告を受ける調査価格では、決算時までは前期に発生した全案件に基づく価格を反映し、定期遡及訂正時に、当期に発生した全案件に基づく価格に訂正する。このため、定期遡及訂正時に指数が大幅に訂正される場合がある。 <p>< 調査価格の構成 ></p>  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間企業向け</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>非住宅</td> <td>58%</td> </tr> <tr> <td>官公庁向け</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	割合	民間企業向け	89%	住宅	31%	非住宅	58%	官公庁向け	11%
対象	割合										
民間企業向け	89%										
住宅	31%										
非住宅	58%										
官公庁向け	11%										

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																																																
土木建築サービス																																																	
土木設計	<p>土木に関する設計企画や基本・実施設計、工事の監理を行うサービス。</p> <p>1. 建設コンサルタント料</p> <p>一般道路設計 橋梁設計 河川・砂防設計</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部データを利用することにより、標準的な業務を想定した「モデル価格」を採用。 官公庁向け取引のみを調査対象としている。 モデル価格の算式は、以下のとおり。 建設コンサルタント料 = 予定価格 × 落札率 = (標準的な投入人工量 × 技術者単価) × 落札率 <p>外部データを利用した価格の算出例</p> <table border="1" data-bbox="446 761 1444 1086"> <tr> <td>技術者タイプ</td> <td>標準的な投入人工量</td> <td>×</td> <td>技術者単価</td> <td>=</td> <td>予定価格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師長</td> <td>15 人日</td> <td></td> <td>51,600 円</td> <td></td> <td>774,000 円</td> <td rowspan="5"> 国・地方自治体のホームページ 平均落札率を使用 落札率 92.5% </td> </tr> <tr> <td>主任技師</td> <td>80 人日</td> <td></td> <td>45,900 円</td> <td></td> <td>3,672,000 円</td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>200 人日</td> <td></td> <td>38,300 円</td> <td></td> <td>7,660,000 円</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>250 人日</td> <td></td> <td>30,500 円</td> <td></td> <td>7,625,000 円</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>280 人日</td> <td></td> <td>26,000 円</td> <td></td> <td>7,280,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>27,011,000 円</td> <td>×</td> <td>92.5%</td> <td>=</td> <td>調査価格 24,985,175 円</td> </tr> </table> <p>国土交通省「標準積算基準書」</p> <p>国土交通省「技術者単価」</p> <p>↑ 国土交通省「設計業務等標準積算基準書」を参照し、一般道路設計など調査対象サービスごとに標準的な業務内容を選定。個々の業務に対する標準的な投入人工量（人日数）を、技術者タイプ別に集計。</p> <p>↑ 国土交通省「設計業務委託等技術者単価」の技術者単価を参照。</p> <p>↑ 官公庁ホームページにおいて公表されている、土木設計の平均落札率を参照。 落札率を毎月公表していない官公庁に対しては、個別に聴取。</p> <p>↑ 投入人工量に技術者単価を乗じた予定価格に、落札率を乗じ、「モデル価格」を算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月公表されない落札率を利用している「モデル価格」では、定期遡及訂正時に、落札率の入手月以前の指数を訂正する。 	技術者タイプ	標準的な投入人工量	×	技術者単価	=	予定価格		技師長	15 人日		51,600 円		774,000 円	国・地方自治体のホームページ 平均落札率を使用 落札率 92.5%	主任技師	80 人日		45,900 円		3,672,000 円	技師 A	200 人日		38,300 円		7,660,000 円	技師 B	250 人日		30,500 円		7,625,000 円	技師 C	280 人日		26,000 円		7,280,000 円						27,011,000 円	×	92.5%	=	調査価格 24,985,175 円
技術者タイプ	標準的な投入人工量	×	技術者単価	=	予定価格																																												
技師長	15 人日		51,600 円		774,000 円	国・地方自治体のホームページ 平均落札率を使用 落札率 92.5%																																											
主任技師	80 人日		45,900 円		3,672,000 円																																												
技師 A	200 人日		38,300 円		7,660,000 円																																												
技師 B	250 人日		30,500 円		7,625,000 円																																												
技師 C	280 人日		26,000 円		7,280,000 円																																												
					27,011,000 円	×	92.5%	=	調査価格 24,985,175 円																																								

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
土木建築サービス	
測量	<p>基準点測量、地図を作成するための測量、土木測量、河川測量、境界測量などを行うサービス。</p> <p>1. 地上測量料金 用地測量 路線測量 基準点測量 水準測量</p> <p>< 価格調査方法 > ・代表的な業務を特定した「標準価格」、標準的な業務を想定した「モデル価格」を採用。 ・モデル価格の算式は、以下のとおり。 $\text{地上測量料金} = \text{予定価格} \times \text{落札率}$ $= (\text{標準的な投入人工量} \times \text{技術者単価}) \times \text{落札率}$ または、 $\text{地上測量料金} = \text{予定価格}$ $= \text{標準的な投入人工量} \times \text{技術者単価}$ ・官公庁向け取引には「モデル価格」を採用しており、うち一部の調査価格では外部データを利用して価格を算出している。 入札予定価格に、官公庁が公表する落札率を乗じることにより、価格を算出する。 毎月公表されない落札率を利用している場合は、定期遡及訂正時に、落札率の入手月以前の指数を訂正する。 詳細は、品目「土木設計」を参照。</p> <p>2. 航空測量料金 空中写真測量</p> <p>< 調査価格の構成 > ・業務別構成は、以下のとおり。</p>  <p>・官民比率は、以下のとおり。</p> 
地質調査	<p>地質、土質、基礎地盤、地下水など地下の不可視部分について、「形」「質」「量」を明らかにする地質調査を行うサービス。</p> <p>1. 地質調査費 現地調査 (1)土質ボーリング (2)標準貫入試験 室内試験 (1)土粒子の密度試験 (2)含水比試験 (3)粒度試験 (4)圧密試験 (5)一軸圧縮試験 報告書作成</p>

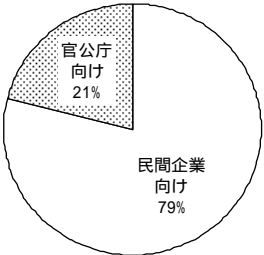
類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																																												
<p>【こぼれ話】土木建築サービス</p> <p>建築設計における品質調整方法</p>	<p>§ 建築設計では、多様な価格調査方法を採用しています。価格調査方法ごとに品質調整方法が異なりますので、2007/6月の建築基準法の改正時の対応を例にとって、以下にご紹介いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2007/6月、構造計算適合性判定制度の導入等を主旨とした、改正建築基準法が施行されました。新法において構造計算の適正度合いの判定方法が変更されたことに伴い、建築設計サービスの業務負担が拡大しました。 「実際の取引価格」や「平均価格」では、調査対象として建物の種類や規模を特定していますが、構造計算の適正度合いを特定していません。このため、法改正前後のサービスの品質変化分を調整しました。 <p>一方、「労働時間当たり単価（平均人月単価）」では、1労働投入量当たりのサービス品質を一定とみなしています。すなわち、法改正前後のサービスの品質変化分は全て労働投入量の増減として反映されると考えるため、品質調整を実施しません。</p> <p>< 品質の向上 (= 業務量の増加) ></p> <table border="1" data-bbox="395 734 1161 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>法改正前</th> <th></th> <th>法改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービスの内容</td> <td>旧法に基づく判定方法により構造計算を実施</td> <td rowspan="2">➡</td> <td>新法に基づく判定方法により構造計算を実施</td> </tr> <tr> <td>業務量</td> <td></td> <td>必要書類の増加 手続の増加</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">品質の向上 業務量（コスト）の増加</p> <p>< 価格調査方法ごとの対応 ></p> <table border="1" data-bbox="395 990 1423 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>コストの増加 (= 品質の向上) による影響</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実際の取引価格 平均価格</td> <td>➡ コストの増加が、報告価格に反映される</td> <td>➡ 「コスト評価法」により品質調整 (品質変化による価格変動分を調整)</td> </tr> <tr> <td>労働時間当たり単価</td> <td>➡ コストの増加が、投入人工量に反映される (労働時間当たりの品質は不変)</td> <td>➡ 対応不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>実際の取引価格、平均価格：品質調整を実施（品質変化による価格変動分を調整）</p> <table border="1" data-bbox="418 1249 1401 1361"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧調査価格（法改正前）</th> <th>新調査価格（法改正後）</th> <th>品質変化による価格変動分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表面価格</td> <td>5,000 万円</td> <td>5,280 万円 (+280 万円)</td> <td>+500 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新旧調査価格の価格差： +280 万円 - 品質変化による価格変動分： +500 万円 純粋な価格変動分： 220 万円 (4.0%)</p> <p>労働時間当たり単価：品質調整は不要（労働投入量当たりのサービス品質は不変）</p> <table border="1" data-bbox="418 1527 1401 1733"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧調査価格（法改正前）</th> <th>新調査価格（法改正後）</th> <th>品質変化による価格変動分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表面価格 (= 報酬額 ÷ 投入人工量)</td> <td>62,500 円</td> <td>60,000 円 (-2,500 円)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>報酬額</td> <td>5,000 万円</td> <td>5,280 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投入人工量</td> <td>800 人日</td> <td>880 人日 (+80 人日)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>投入人工量当たりに換算するため、投入人工量の増加は、表面価格の品質に影響しない。</p> <p>新旧調査価格の価格差： 2,500 円 - 品質変化による価格変動分： 0 円 純粋な価格変動分： 2,500 円 (4.0%)</p>		法改正前		法改正後	サービスの内容	旧法に基づく判定方法により構造計算を実施	➡	新法に基づく判定方法により構造計算を実施	業務量		必要書類の増加 手続の増加		コストの増加 (= 品質の向上) による影響	対応	実際の取引価格 平均価格	➡ コストの増加が、報告価格に反映される	➡ 「コスト評価法」により品質調整 (品質変化による価格変動分を調整)	労働時間当たり単価	➡ コストの増加が、投入人工量に反映される (労働時間当たりの品質は不変)	➡ 対応不要		旧調査価格（法改正前）	新調査価格（法改正後）	品質変化による価格変動分	表面価格	5,000 万円	5,280 万円 (+280 万円)	+500 万円		旧調査価格（法改正前）	新調査価格（法改正後）	品質変化による価格変動分	表面価格 (= 報酬額 ÷ 投入人工量)	62,500 円	60,000 円 (-2,500 円)	なし	報酬額	5,000 万円	5,280 万円		投入人工量	800 人日	880 人日 (+80 人日)	
	法改正前		法改正後																																										
サービスの内容	旧法に基づく判定方法により構造計算を実施	➡	新法に基づく判定方法により構造計算を実施																																										
業務量			必要書類の増加 手続の増加																																										
	コストの増加 (= 品質の向上) による影響	対応																																											
実際の取引価格 平均価格	➡ コストの増加が、報告価格に反映される	➡ 「コスト評価法」により品質調整 (品質変化による価格変動分を調整)																																											
労働時間当たり単価	➡ コストの増加が、投入人工量に反映される (労働時間当たりの品質は不変)	➡ 対応不要																																											
	旧調査価格（法改正前）	新調査価格（法改正後）	品質変化による価格変動分																																										
表面価格	5,000 万円	5,280 万円 (+280 万円)	+500 万円																																										
	旧調査価格（法改正前）	新調査価格（法改正後）	品質変化による価格変動分																																										
表面価格 (= 報酬額 ÷ 投入人工量)	62,500 円	60,000 円 (-2,500 円)	なし																																										
報酬額	5,000 万円	5,280 万円																																											
投入人工量	800 人日	880 人日 (+80 人日)																																											

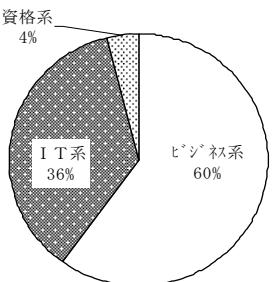
類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)										
その他の専門サービス											
社会保険労務士サービス	<p>労働および社会保険諸法令に基づく申請書等・帳簿書類の作成、提出手続の代行、申請等に関する事務代理、労務管理その他の労働・社会保険に関する事項の相談・指導を行うサービス。</p> <p>1. 顧問報酬 * 社会保険にかかる種々の業務（行政機関に提出する書類の作成、申請等の代行、労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導業務）を一括して受託する際に支払われる月額料金。</p> <p>< 価格調査方法 > ・ 取引相手先を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・ 顧問報酬の業務量は取引相手先の人員数の変動によって増減するため、人員数が大幅に増減した場合は調査価格を変更している。顧問報酬は、人員数区分によって定価を設定しているため、サービス提供にかかるコストの人員数増減に見合う変動分が定価に反映されているとみなし、定価の変化分を品質変化分として、定価からの割増し/割引率の変動のみを指数に反映している。</p> <p>2. 手続報酬 * 社会保険の新規適用等にかかる書類の作成等の業務を個別に受託する際に支払われる料金。</p> <p>3. 給与計算事務報酬</p>										
不動産鑑定評価	<p>不動産に関する鑑定評価、調査、相談などの業務を行うサービス。</p> <p>1. 土地の鑑定報酬額 課税 / 固定資産税評価 不動産証券化 その他 / 売買、資産評価など</p> <p>< 価格調査方法 > ・ 鑑定評価額にかかわらず一定の報酬額が設定される場合は、「実際の取引価格」を調査。 一方、鑑定評価額に連動した報酬額が設定される場合は、代表的な土地（地域・面積・2005/1月時点の鑑定評価額）を特定し、当該地に対する鑑定評価を想定した「モデル価格」を調査。 調査対象として特定した土地の調査時点における鑑定評価額は、基準年の鑑定評価額に地価調査（公示地価、都道府県地価調査）の地価変動率を乗じて推計している。地価調査の実施時点に遡って地価変動率を鑑定評価額に反映させるため、定期遡及訂正時に、地価調査の公表月以前の指数を訂正する。</p> <p>2. 地価調査にかかる鑑定評価料 地価公示</p> <p>< 調査価格の構成 > ・ 依頼目的別構成は、以下のとおり。</p> <div data-bbox="443 1525 847 1850" style="text-align: center;"> <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (依頼目的別)</caption> <thead> <tr> <th>依頼目的</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td>民間企業向け</td> <td>41%</td> </tr> <tr> <td>官公庁向け</td> <td>59%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	依頼目的	割合	課税	36%	その他	49%	民間企業向け	41%	官公庁向け	59%
依頼目的	割合										
課税	36%										
その他	49%										
民間企業向け	41%										
官公庁向け	59%										

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
その他の専門サービス	
行政書士サービス	<p>官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類などの作成を行うサービス。</p> <p>1. 業務報酬額</p> <p>建設・国土 (1)建設業許可申請 (2)経営状況分析申請 (3)建設業変更届出(決算報告)</p> <p>車輛・運搬 (1)一般貨物自動車運送事業経営許可申請 (2)一般貨物自動車運送事業営業報告書 (3)第一種利用運送事業経営許可申請</p> <p>警察・保安 (1)風俗営業許可申請</p> <p>厚生・環境保全 (1)産業廃棄物処理業許可申請</p> <p>国籍・入管・涉外 (1)在留資格認定証明書交付申請 (2)在留期間更新許可申請</p>
土地家屋調査士サービス	<p>不動産の表示(形状・面積・位置など)に関する登記につき、必要な土地もしくは家屋に関する調査、測量および申請手続きを行うサービス。</p> <p>1. 業務報酬額</p> <p>調査業務 測量業務 申請手続業務</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間向け取引は「実際の取引価格」、官公庁向け取引(公共嘱託登記業務)は標準的な業務を想定した「モデル価格」を採用。 ・「モデル価格」の算式は、以下のとおり。 $\text{業務報酬額} = \text{見積価格} \times \text{落札率}$ $= (2005/1月の見積価格 < = 100 > \times \text{報酬額基準表の平均改定率}) \times \text{落札率}$ <p>< 調査価格の構成 ></p>  <p>The pie chart illustrates the distribution of survey prices. The larger portion, 79%, is for private companies (民間企業向け), while 21% is for government agencies (官公庁向け).</p>

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)								
教育訓練サービス									
社員研修サービス	<p>※企業からの委託を受けて、業務遂行のための社員教育・研修を行うサービス。</p> <p>1. 集合研修受講料</p> <p>①公開セミナー</p> <p>(1)ビジネス系 管理職研修 技術教育 マナー研修 ほか</p> <p>(2)IT系 SE向け講座 ほか</p> <p>(3)資格系 資格取得に向けた講習 ほか</p> <p>②オーダーメイド研修</p> <p>(1)ビジネス系 新人研修 管理職研修 マナー研修 ほか</p> <p><調査価格の構成></p>  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>系</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビジネス系</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>IT系</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>資格系</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	系	割合	ビジネス系	60%	IT系	36%	資格系	4%
系	割合								
ビジネス系	60%								
IT系	36%								
資格系	4%								

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 （「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載）
-----------	--

建物サービス

清掃 ※ビルなどの建物を対象とした清掃サービス。

1. 総合清掃料

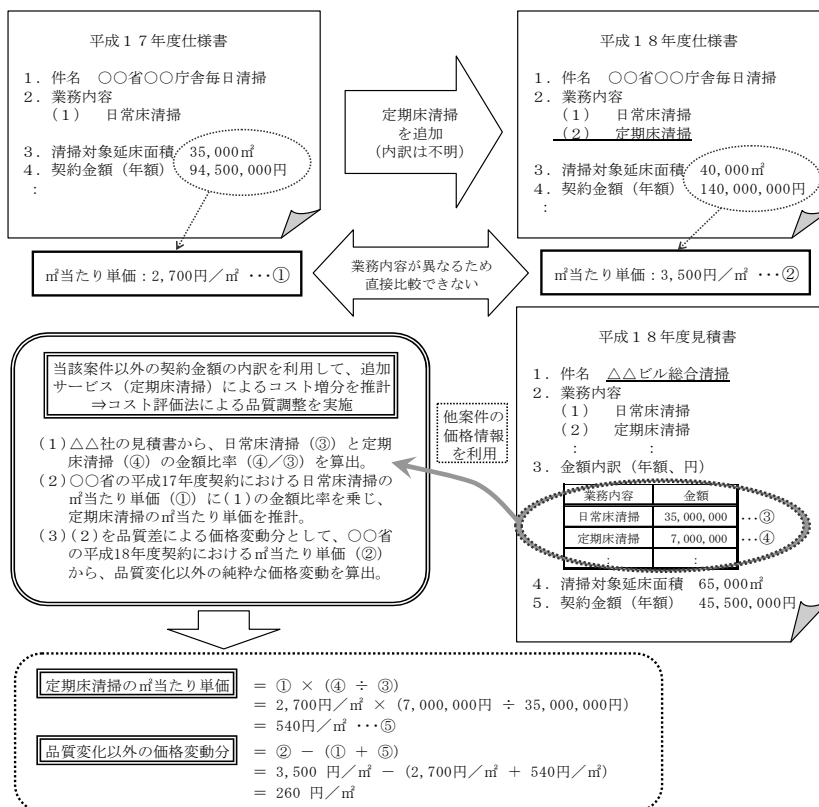
* 日常清掃および定期清掃サービス。定期清掃とは、窓ガラスの清掃など日常的な清掃には含まれない清掃サービスであり、定期的実施されるもの。

- ①オフィスビル
- ②商業施設
- ③医療・福祉施設
- ④工場施設
- ⑤官公庁舎

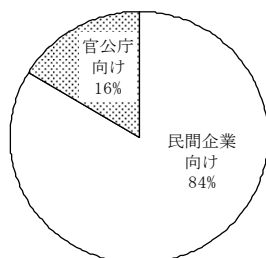
<価格調査方法>

- ・取引相手先と業務内容を特定した「実際の取引価格」を調査。
- ・⑤官公庁舎については、「入札価格」を調査している。
「入札価格」調査では、契約更改ごとに契約内容（清掃業務内容、清掃対象延床面積等）と契約金額（年額）を調査している。契約内容が変更となった場合は、新旧契約内容の品質差を調整する必要があるが、当該案件の契約金額の内訳（業務内容ごとの単価等）を入手できない場合が多い。
- ・このため、当該案件以外の契約金額の内訳を代用し、品質調整を実施している。

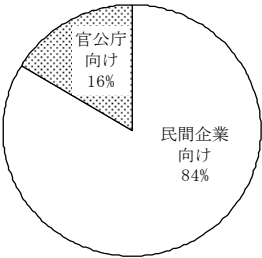
※品質調整の具体例



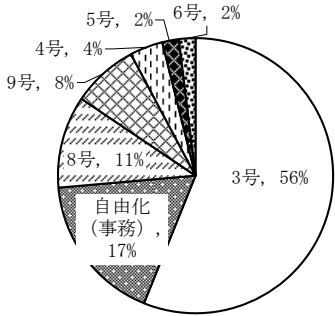
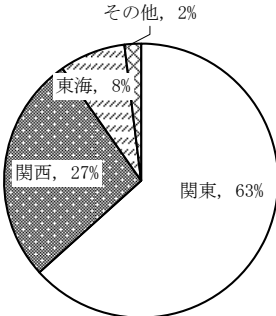
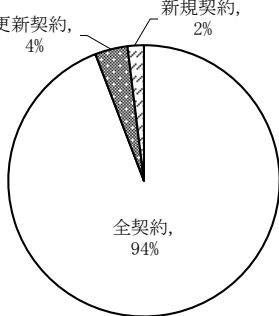
<調査価格の構成>



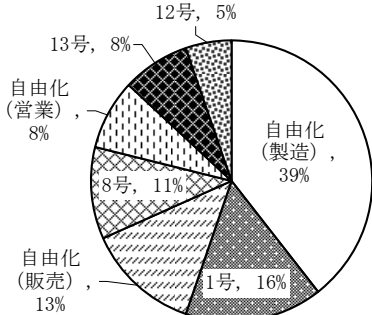
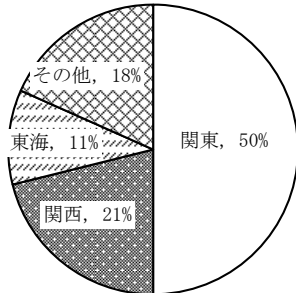
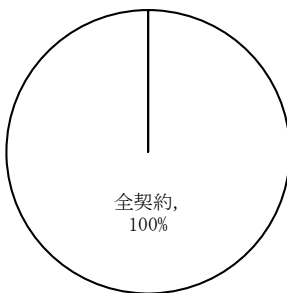
類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)						
建物サービス							
設備管理	<p>※ビルなどの建物を対象とした設備の保守、機器の運転、その他維持管理サービス。</p> <p>1. 設備管理料 *電気、空調、防災設備等の保守管理サービス。</p> <p>①オフィスビル ②商業施設 ③官公庁舎</p> <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引相手先と業務内容を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・⑤官公庁舎については、「入札価格」を調査している。 —— 当該案件の契約金額の内訳（業務内容ごとの単価等）を入手できない場合は、当該案件以外の契約金額の内訳を代用し、品質調整を実施している。詳細は、品目「清掃」を参照。 <p>2. 昇降機保守管理料 *昇降機の修理を含まない。</p> <p><調査価格の構成></p>  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>官公庁向け</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>民間企業向け</td> <td>84%</td> </tr> </tbody> </table>	対象	割合	官公庁向け	16%	民間企業向け	84%
対象	割合						
官公庁向け	16%						
民間企業向け	84%						
衛生管理	<p>※ビルなどの建物を対象とした衛生管理サービス。</p> <p>1. ネズミ、害虫防除料</p> <p>①オフィスビル ②商業施設 ③医療・福祉施設 ④官公庁舎</p> <p>2. 水質検査料</p>						

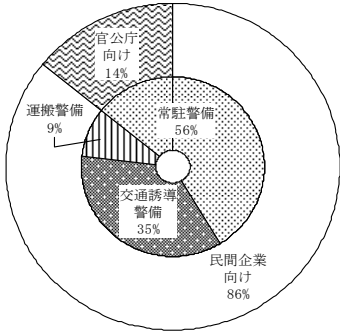
類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)
労働者派遣サービス	
事務職派遣	<p>※派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けて、その事業所のための労働に従事させるサービスのうち、政令（施行令 第4条第1項*）で定める18業務のうち、以下の6業務に該当するもの、ならびに自由化業務<一般事務>に該当するもの。</p> <p>*平成24年10月1日施行</p> <p>3号：事務用機器操作の業務 4号：通訳、翻訳、速記の業務 5号：秘書の業務 6号：ファイリングの業務 8号：財務処理の業務 9号：取引文書作成（貿易関係）の業務</p> <p>1. 労働者派遣料金</p> <p><価格調査方法> ・業種、派遣先地区、契約形態を特定した「平均価格」を調査。</p> <p><調査価格の構成> ・業種構成は、以下のとおり。</p>  <p>・派遣先地区構成は、以下のとおり。</p>  <p>・契約形態構成は、以下のとおり。</p> 

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																												
労働者派遣サービス 労働者派遣サービス (除事務職)	<p>※派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けて、その事業所のための労働に従事させるサービスのうち、事務職派遣に該当する業務以外のもの。</p> <p>1. 労働者派遣料金</p> <p>①政令（施行令 第4条第1項および第5条*）で定める業務のうち、事務職派遣に該当しないもの。 1号（施行令 第4条第1項）：ソフトウェア開発の業務 12号（施行令 第4条第1項）：受付・案内の業務 13号（施行令 第4条第1項）：研究開発の業務 8号（施行令 第5条）：テレマーケティングの営業の業務 *平成24年10月1日施行</p> <p>②自由化業務 製造業務、販売業務、営業業務</p> <p><価格調査方法> ・業種、派遣先地区、契約形態を特定した「平均価格」を調査。</p> <p><調査価格の構成> ・業種構成は、以下のとおり。</p>  <table border="1"> <caption>業種構成</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由化(製造)</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>自由化(販売)</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>13号</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>12号</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・派遣先地区構成は、以下のとおり。</p>  <table border="1"> <caption>派遣先地区構成</caption> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>関西</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>東海</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・契約形態構成は、以下のとおり。</p>  <table border="1"> <caption>契約形態構成</caption> <thead> <tr> <th>契約形態</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全契約</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	業種	割合	自由化(製造)	39%	1号	16%	自由化(販売)	13%	8号	11%	13号	8%	12号	5%	地区	割合	関東	50%	関西	21%	その他	18%	東海	11%	契約形態	割合	全契約	100%
業種	割合																												
自由化(製造)	39%																												
1号	16%																												
自由化(販売)	13%																												
8号	11%																												
13号	8%																												
12号	5%																												
地区	割合																												
関東	50%																												
関西	21%																												
その他	18%																												
東海	11%																												
契約形態	割合																												
全契約	100%																												

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)												
<p>警備 (除機械警備)</p>	<p>※盗難等の事故の発生の警戒および防止、人身の安全の確保の業務を請け負う警備サービスのうち、機械警備業務に該当しないもの。</p> <p>1. 常駐警備料金 * 警備業務対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止するサービス（施設警備）のうち、機械警備業務に該当しないもの。</p> <p><価格調査方法> ・ 警備内容および取引相手先を特定した「実際の取引価格」、取引相手先を特定した「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」を調査。 ・ 官公庁入札価格では、契約金額を警備員数で除した「労働時間当たり単価（平均人月単価）」を調査。</p> <p>2. 交通誘導警備料金 * 人もしくは車両の雑踏する場所またはこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止するサービス。</p> <p><価格調査方法> ・ 取引相手先を特定した「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」を調査。</p> <p>3. 運搬警備料金 * 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止するサービス。</p> <p><価格調査方法> ・ 警備内容および取引相手先を特定した「実際の取引価格」を調査。</p> <p><調査価格の構成></p>  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間企業向け</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>常駐警備</td> <td>56%</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>運搬警備</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>官公庁向け</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	割合	民間企業向け	86%	常駐警備	56%	交通誘導警備	35%	運搬警備	9%	官公庁向け	14%
項目	割合												
民間企業向け	86%												
常駐警備	56%												
交通誘導警備	35%												
運搬警備	9%												
官公庁向け	14%												
<p>機械警備</p>	<p>※盗難等の事故の発生の警戒および防止、人身の安全の確保の業務を請け負う警備サービスのうち、機械警備業務に該当するもの。</p> <p>—— 機械警備業務とは、警備業務用機械装置を使用して行う施設警備。</p> <p>1. 機械警備料金</p> <p><価格調査方法> ・ 警備内容および取引相手先を特定した「実際の取引価格」を調査。 —— 民間企業向け取引のみを調査対象としている。</p>												

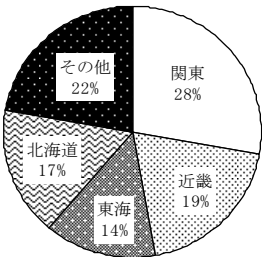
類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																																																										
プラントエンジニアリング プラント エンジニアリング	<p>※石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負うサービスのうち、建設部分（施工）を除いたもの。</p> <p>1. エンジニアリング料金</p> <p>①石油精製プラント ②化学プラント ③製鉄プラント ④電カプラント ⑤環境プラント ほか</p> <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的なプラントを想定した「モデル価格」または「労働時間当たり単価（標準価格）」を調査。 モデル価格の算式は、以下のとおり。 $\text{契約価格} = \text{標準的な投入量} \times \text{単価} \times (1 + \text{平均利益率})$ または、 $\text{契約価格} = \text{標準的な投入量} \times \text{単価}$ <p>※価格の算出例</p> <table border="1" data-bbox="443 902 1444 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>標準的な投入量</th> <th>×</th> <th>単 価</th> <th>=</th> <th>費 用</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 工 タ イ プ</td> <td>プロジェクト マネージャー</td> <td>100 人日</td> <td>×</td> <td>100,000 円</td> <td>=</td> <td>10 百万円</td> <td rowspan="4">×</td> <td rowspan="4">利益率</td> </tr> <tr> <td>シニアエンジニア (10年以上)</td> <td>2,500 人日</td> <td>×</td> <td>60,000 円</td> <td>=</td> <td>150 百万円</td> </tr> <tr> <td>一般エンジニア (10年未満)</td> <td>10,000 人日</td> <td>×</td> <td>30,000 円</td> <td>=</td> <td>300 百万円</td> </tr> <tr> <td>ライセンス料</td> <td>2 種類</td> <td>×</td> <td>5,000,000 円</td> <td>=</td> <td>10 百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td>470 百万円</td> <td>×</td> <td>1+10%</td> <td>=</td> <td>調査価格</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>517 百万円</td> </tr> </tbody> </table>			標準的な投入量	×	単 価	=	費 用			人 工 タ イ プ	プロジェクト マネージャー	100 人日	×	100,000 円	=	10 百万円	×	利益率	シニアエンジニア (10年以上)	2,500 人日	×	60,000 円	=	150 百万円	一般エンジニア (10年未満)	10,000 人日	×	30,000 円	=	300 百万円	ライセンス料	2 種類	×	5,000,000 円	=	10 百万円							470 百万円	×	1+10%	=	調査価格											517 百万円
		標準的な投入量	×	単 価	=	費 用																																																					
人 工 タ イ プ	プロジェクト マネージャー	100 人日	×	100,000 円	=	10 百万円	×	利益率																																																			
	シニアエンジニア (10年以上)	2,500 人日	×	60,000 円	=	150 百万円																																																					
	一般エンジニア (10年未満)	10,000 人日	×	30,000 円	=	300 百万円																																																					
ライセンス料	2 種類	×	5,000,000 円	=	10 百万円																																																						
						470 百万円	×	1+10%	=	調査価格																																																	
										517 百万円																																																	

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)								
テレマーケティング									
テレマーケティング	<p>※電話回線（インターネットを含む）を用いて発信業務又は受信業務若しくはその双方を行う、コールセンター業務の請負サービス。</p> <p>—— 商品等の販売、サービスの提供、それに伴う顧客サービス（情報提供、配送、アフターサービス、相談、苦情の受付、処理、解決など）に該当。</p> <p>1. インバウンド業務料金 *電話を受ける受信型業務。</p> <p>①注文・予約受付 ②お客様相談窓口 ほか</p> <p>2. アウトバウンド業務料金 *電話をかける発信型業務。</p> <p>①商品案内 ほか</p> <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約相手先と業務を特定した「実際の取引価格」または「労働時間当たり単価（実際の取引価格）」を調査。 <p><調査価格の構成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約相手先の業種構成は、以下のとおり。 <div data-bbox="454 902 718 1153" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <caption>調査価格の業種構成</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>通信</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>47%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	業種	割合	金融	29%	通信	24%	その他	47%
業種	割合								
金融	29%								
通信	24%								
その他	47%								

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)												
宿泊サービス													
ホテル宿泊サービス	<p>※一般公衆に提供される営利的宿泊施設のうち、ビジネス需要の多いホテルの宿泊サービス。</p> <p>1. ビジネスホテル宿泊料</p> <p>①ビジネスホテル（宿泊特化型）</p> <p>②ビジネスホテル（宿泊主体型）</p> <p><価格調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗と部屋タイプを特定した「実際の取引価格」、または店舗を特定した「平均価格<平均客室単価>」を調査。 *平均客室単価：調査対象店舗を特定し、売上高合計を実稼動客室数で除した客室1室当たりの平均室料。 *原則として、飲食代を除く。 <p><調査価格の構成></p>  <table border="1" data-bbox="459 712 721 967"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>東海</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>22%</td> </tr> </tbody> </table>	地域	割合	関東	28%	近畿	19%	東海	14%	北海道	17%	その他	22%
地域	割合												
関東	28%												
近畿	19%												
東海	14%												
北海道	17%												
その他	22%												

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																
洗濯																	
普通洗濯	<p>※衣服その他の繊維製品および皮革製品を原型のまま洗濯するサービス。</p> <p>1. クリーニング料金</p> <p>①制服 (1) 製造業向け (2) 病院向け (3) 飲食業向け</p> <p>②カーテン</p> <p>③おしぼり</p>																
リネンサプライ	<p>※繊維製品を洗濯し、これを使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行うサービス。</p> <p>1. リネンサプライ料金</p> <p>①ダストコントロール (1) ダストコントロールマット (2) モップ</p> <p>②ホテルリネン (1) 制服 (2) 食卓用リネン (3) 寝具 (4) タオル類 ほか</p> <p>③病院リネン (1) 制服 (2) 寝具 (3) タオル類</p> <p>④サービスリネン (サウナ、エステティック等のサービス業向け) (1) タオル類</p> <p>⑤フードリネン (1) 制服</p> <p>⑥貸おしぼり</p> <p>⑦産業リネン (事業所、工場向け) (1) 制服</p> <p><調査価格の構成></p> <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダストコントロール</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>ホテルリネン</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>産業リネン</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>貸おしぼり</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>フードリネン</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>サービスリネン</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>病院リネン</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種別	割合	ダストコントロール	34%	ホテルリネン	21%	産業リネン	8%	貸おしぼり	8%	フードリネン	5%	サービスリネン	8%	病院リネン	16%
サービス種別	割合																
ダストコントロール	34%																
ホテルリネン	21%																
産業リネン	8%																
貸おしぼり	8%																
フードリネン	5%																
サービスリネン	8%																
病院リネン	16%																

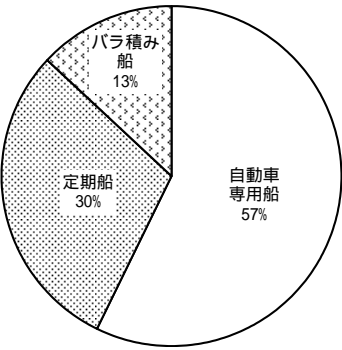
(参考指数)

基本分類構成項目

項目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)																				
リース料率	<p>リース</p> <p>基本分類指数・小類別「リース」の調査価格のうち、「リース料率」部分を集計。</p> <p>*「リース料率」指数は、各調査価格についてリース料率指数を作成し、各調査価格のウエイトで加重平均して作成。</p> <p>・「リース料率」の構成品目は、次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="464 506 1198 882"><thead><tr><th>小類別</th><th>品 目</th><th>ウエイト</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="8">リース</td><td>産業機械リース</td><td>10.1</td></tr><tr><td>工作機械リース</td><td>2.6</td></tr><tr><td>医療用機器リース</td><td>3.3</td></tr><tr><td>商業・サービス業用機械設備リース</td><td>10.7</td></tr><tr><td>通信機器リース</td><td>5.8</td></tr><tr><td>土木・建設機械リース</td><td>1.9</td></tr><tr><td>電子計算機・同関連機器リース</td><td>21.9</td></tr><tr><td>事務用機器リース</td><td>5.4</td></tr></tbody></table> <p>品目「輸送用機器リース」はリース料金を調査しているため、構成品目に含まない。</p>	小類別	品 目	ウエイト	リース	産業機械リース	10.1	工作機械リース	2.6	医療用機器リース	3.3	商業・サービス業用機械設備リース	10.7	通信機器リース	5.8	土木・建設機械リース	1.9	電子計算機・同関連機器リース	21.9	事務用機器リース	5.4
小類別	品 目	ウエイト																			
リース	産業機械リース	10.1																			
	工作機械リース	2.6																			
	医療用機器リース	3.3																			
	商業・サービス業用機械設備リース	10.7																			
	通信機器リース	5.8																			
	土木・建設機械リース	1.9																			
	電子計算機・同関連機器リース	21.9																			
	事務用機器リース	5.4																			

(参考指数)

輸出サービス価格指数

項目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)								
輸出貨物運賃									
外航貨物輸送	<p>船舶を用いて貨物を外国へ輸出する際の、貨物輸送サービス。</p> <p>1. 自動車専用船の貨物運賃</p> <p>日本 北米 日本 欧州 ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・航路、取引相手先、その他の契約条件を特定した「実際の取引価格」を調査。 ・運賃に「バンカーチャージ」を設定している場合は、該当金額を加算している。 <p>2. 定期船の貨物運賃</p> <p>日本 北米西岸、機械類、40フィートコンテナ 日本 欧州、混載、40フィートコンテナ 日本 南米、化学製品、20フィートコンテナ ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な航路、貨物またはコンテナサイズを特定した「実際の取引価格」を調査。 ・運賃に「バンカーチャージ」を設定している場合は、該当金額を加算している。 <p>3. パラ積み船の貨物運賃</p> <p>COA契約、日本 東南アジア、セメント スポット契約、日本 中東、鋼材 ほか</p> <p>< 調査価格の構成 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船種別の構成  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (船種別)</caption> <thead> <tr> <th>船種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車専用船</td> <td>57%</td> </tr> <tr> <td>定期船</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>パラ積み船</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table>	船種	割合	自動車専用船	57%	定期船	30%	パラ積み船	13%
船種	割合								
自動車専用船	57%								
定期船	30%								
パラ積み船	13%								
国際航空貨物輸送	<p>航空機（旅客便、貨物専用便）を用いて外国へ貨物を輸出する際の、貨物輸送サービス。</p> <p>1. 輸出貨物にかかる国際航空運賃</p> <p>東京 シカゴ：一般混載 東京 フランクフルト：一般混載 東京 北京：一般混載（長期契約、高重量帯） 東京 北京：一般混載（長期契約、低重量帯） 東京 北京：一般混載（スポット契約、高重量帯） ほか</p> <p>< 価格調査方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送区間、貨物、貨物重量帯、取引条件（長期契約・スポット契約）、取引相手先を特定した「実際の取引価格」や輸送区間、貨物、取引相手先を特定した「平均価格」、輸送区間、貨物を特定した「平均価格」を調査。 ・運賃に「燃油サーチャージ」を設定している場合は、該当金額を加算している。 								

(参考指数)

輸出サービス価格指数

項目	調査価格の内容 (「実際の取引価格」「標準価格」以外を調査しているサービスは、価格調査方法を記載)													
【こぼれ話】輸出サービス価格指数														
航空貨物輸送の輸出サービスの考え方と調査価格	<p>§ 航空貨物輸送では、「国内取引」「輸入取引」「輸出取引」を次のように整理しています。</p> <table border="1" data-bbox="497 385 1225 703"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">サービス需要者</th> </tr> <tr> <th>本邦企業</th> <th>海外企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">サービス提供者</th> <th>本邦企業</th> <td style="background-color: #00FFFF;">国内取引</td> <td style="background-color: #D3D3D3;">輸出取引</td> </tr> <tr> <th>海外企業</th> <td style="background-color: #00FFFF;">輸入取引</td> <td>三国間取引</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"> 企業向けサービス価格指数・基本分類指数の対象範囲 (参考指数) 輸出サービス価格指数の対象範囲 </p> <p>§ 上表のとおり、輸出サービス価格指数は、「本邦企業から海外企業へ提供されるサービス」が調査対象となりますが、一部、「海外企業から海外企業へ提供されるサービス(三国間取引)」を調査価格として採用しています。当該調査価格を採用した背景は次の2点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空貨物輸送は、輸送区間や貨物、取引相手先の違いに加えて、「取引条件(長期契約・スポット契約)」や「重量帯」の違いにより多様な価格が設定される。一般的に、調査先企業のデータ管理の制約などを背景に、こうした「取引条件」や「重量帯」を特定した価格データの抽出は難しい。一方、海外企業の中には「取引条件」や「重量帯」を特定した「実際の取引価格」を調査できる場合があるため、品質を一定とした価格調査が可能である。 ・ 当該調査価格で設定している輸送区間においては、本邦企業・海外企業とも競争環境に違いはなく、海外企業から入手する調査価格により、本邦企業による輸出取引価格を代替できる。 			サービス需要者		本邦企業	海外企業	サービス提供者	本邦企業	国内取引	輸出取引	海外企業	輸入取引	三国間取引
				サービス需要者										
		本邦企業	海外企業											
サービス提供者	本邦企業	国内取引	輸出取引											
	海外企業	輸入取引	三国間取引											